

平成28年12月定例会会議録（第1号）

平成28年12月13日 火曜日 午前10時00分開会
議 長 清 水 清 秋 副議長 石 川 正 志

出席議員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	叶 内 恵 子	議員
3 番	星 川 豊	議員	4 番	小 関 淳	議員
5 番	山 科 正 仁	議員	6 番	佐 藤 卓 也	議員
7 番	今 田 浩 徳	議員	8 番	清 水 清 秋	議員
9 番	遠 藤 敏 信	議員	10 番	奥 山 省 三	議員
11 番	小 野 周 一	議員	12 番	高 橋 富 美 子	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	新 田 道 尋	議員
15 番	森 儀 一	議員	16 番	石 川 正 志	議員
17 番	小 嶋 富 弥	議員	18 番	佐 藤 義 一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	小 野 茂 雄
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	田 宮 真 人
市 民 課 長	加 藤 美 喜 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	佐 藤 信 行
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	井 上 章
健 康 課 長	小 松 孝	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	渡 辺 安 志	都 市 整 備 課 長	土 田 政 治
上 下 水 道 課 長	松 坂 聡 士	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	伊 藤 洋 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	荒 川 正 一	学 校 教 育 課 長	齊 藤 民 義
社 会 教 育 課 長	関 宏 之	監 査 委 員	大 場 隆 司
監 査 委 員 長 監 事 務 局 員 長	高 山 学	選 挙 管 理 委 員 会 長	矢 作 勝 彦

選挙管理委員会
事務局 局長

滝口英憲

農業委員会
事務局 局長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長 森 隆 志
主 査 沼 澤 和 也

総務主査 三 原 恵
主 査 早 坂 和 弥

議事日程（第1号）

平成28年12月13日 火曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 市長の行政報告
日程第 4 議案第71号 新庄市役所（本庁舎）耐震補強工事の内建築主体工事の請負契約（平成28年議案第41号）の一部変更について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 5 議案第72号 新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定について
日程第 6 議案第73号 新庄市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第74号 新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第 8 議案第75号 金山町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第 9 議案第76号 最上町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第10 議案第77号 真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第11 議案第78号 大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第12 議案第79号 鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第13 議案第80号 戸沢村との新庄最上定住自立圏面の形成に関する協定の変更について
日程第14 議案第81号 公の施設（大蔵村営バス）の区域外設置に関する協議について
日程第15 議案第82号 新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第16 議案第83号 新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第84号 新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定について
日程第18 議案第85号 わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第19 議案第86号 新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20 議案、請願の各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第 2 1 議案第 8 7 号平成 2 8 年度新庄市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 2 議案第 8 8 号平成 2 8 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 3 議案第 8 9 号平成 2 8 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 4 議案第 9 0 号平成 2 8 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 5 議案第 9 1 号平成 2 8 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 6 議案第 9 2 号平成 2 8 年度新庄市後期高齢者医療事業特別改正補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 7 議案第 9 3 号平成 2 8 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより平成28年12月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において叶内恵子君、佐藤義一君の兩名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 森 儀一君。

(森 儀一議会運営委員長登壇)

森 儀一議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る12月6日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名の出席のもと、執行部から関係課長並びに議会事務局職員の出席を求

め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成28年12月定例会の運営について協議をいたしましたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付してあります平成28年12月定例会日程表のとおり、本日から12月22日までの10日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、議案16件、補正予算7件、請願2件の計25件であります。

案件の取り扱いについてであります。議案第71号につきましては、本日提案説明をいただき、委員会への付託を省略して本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第72号から議案第86号の議案15件につきましては、本日の本会議に上程し、提案説明の後に総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。議案第87号から議案第93号の補正予算7件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略し、12月22日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は8名であります。よって、1日目4名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内とします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いを申し上げます。

以上よろしくお取り計らいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月

22日までの10日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、

会期は12月13日から12月22日までの10日間と決しました。

平成28年12月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	12月13日	火	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。議案（1件）の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案（15件）の一括上程、提案説明、総括質疑。議案、請願の常任委員会付託。補正予算（7件）の一括上程、提案説明。
第2日	12月14日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 石川正志、小関淳、山科正仁、 叶内恵子の各議員
第3日	12月15日	木	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤卓也、小嶋富弥、小野周一、 佐藤悦子の各議員
第4日	12月16日	金	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第5日	12月17日	土	休 会			
第6日	12月18日	日				
第7日	12月19日	月	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第8日	12月20日	火	休 会			(本会議準備のため)
第9日	12月21日	水	休 会			(本会議準備のため)
第10日	12月22日	木	本 会 議	議 場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（7件）の質疑、討論、採決。議会案（1件）の上程、提案説明、質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

清水清秋議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。12月議会、御参集まことにありがとうございます。

庁舎の耐震化工事も無事終了いたしまして、模様がえしました議会で心新たに緊張感を持って取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、議員の皆様には行政報告をさせていただきます。

今般、市民の皆様には大変喜ばしい報告をさせていただくことになりました。既に新聞やテレビ等の報道で御承知のこととは思いますが、我が新庄市の宝である新庄まつりの山車行事が日本時間の12月1日未明にユネスコ無形文化遺産として登録されることが決定し、翌2日にユネスコの人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へ登録されました。まず間違いないだろうと思いながらも、ユネスコの政府間委員会の審議が思うように進まず、1日の未明に登録決定の報告を受けたときは、ひとりその喜びをかみしめたところでございました。

また、その日の夕刻に開催いたしました登録決定セレモニーに駆けつけていただいた祭り関係者や関係機関、団体の皆様の喜ぶ姿を目の当たりにしまして、ひとときそのうれしさと安堵の気持ちが込み上げてきたところでございます。

その一方で、新庄まつりが世界に誇る祭りとなったことで、このすばらしい財産を未来に向けてさらにいい形で継承していかなければならないという使命、その重みをひしひしと感じている次第であります。

まずは素直にこの喜びを市民の皆様と分かち

合い、祭り関係者や関係機関、団体の皆様と喜びを確認し合いながらこの慶事を広く市内外に発信していくとともに、1月28日は登録を祝う会を予定しております。

そして、ユネスコ無形文化遺産となって初めての来年の新庄まつりを世界に誇る祭りとして恥ずかしくない祭りとするために、議員の皆様、市民の皆様のさらなる御理解、御協力をお願い申し上げ、登録決定の報告とさせていただきます。

以上、行政報告であります

日程第4議案第71号新庄市役所 (本庁舎)耐震補強工事の内建築 主体工事の請負契約(平成28年 議案第41号)の一部変更につい て

清水清秋議長 日程第4議案第71号新庄市役所(本庁舎)耐震補強工事のうち建築主体工事の請負契約(平成28年議案第41号)の一部変更についてを議題といたします。

清水清秋議長 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第71号新庄市役所(本庁舎)耐震補強工事のうち建築主体工事の請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本年6月定例会において御可決いただき、工事に着手しております新庄市役所本庁舎耐震補強工事のうち建築主体工事につきまして、契約内容を変更する必要が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げます。

変更する内容でございますが、請負契約金額を618万8,400円増額し2億58万8,400円とするものでございます。

変更する主な工事の内容といたしましては、外壁改修の必要な面積がふえたこと、3階の会派室、会議室の部屋割りの変更を行ったこと並びに旧タイプ室棟建てかえ部分の基礎地盤の改良が必要になったことなどであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいま説明のありました議案第71号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま市長から工事の内容の変更があったということで説明がありました。

その3つのうちの2つは、会派室の変更ということはなるほどと思いました。外壁の面積がふえたというその部分と、それから3つ目の建てかえ部分の基礎地盤のなんとかと言っていました。そのことについてもう少し詳しく教えてくださいませんか、お願いします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 変更部分の内容ということでございますが、まず旧タイプ室でございますけれども、基礎地盤の改良が必要になったということで御説明申し上げましたが、従来、基礎地質については事前に調査を行うわけですが、やはりあけてみないとわからないといいま

すか、掘削した時点で想定よりも土質が悪いという状況がございます。したがって、これに伴いまして改良の土の入れかえとか不要の土の処分料、これらがふえたということになりまして、金額としても100万円弱になるんですけれども、この部分の改良工事として増工になったというところでございます。

あと補足として、外壁としましては、当初目視で大体このぐらいの補修は必要だろうということで見えておったんですが、実際外壁にさわって、並びにいろいろな調査をしながら施工すべき箇所を点検するわけですが、その時点でやはり老朽化が著しいというところもございまして、外壁の補修箇所が、面積がふえたということで、この部分で一番額として大きいんですが、240万円近く増工になったということが主な内容ということでございます。以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号新庄市役所（本庁舎）耐震補強工事のうち建築主体工事の請負契約（平成28年議案第41号）の一部変更については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案 15 件一括上程

清水清秋議長 日程第5議案第72号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定についてから日程第19議案第86号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの15件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第72号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定についてから議案第86号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの15件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第72号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定について御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、農業委員の選出方法が公選制から議会の同意を得て任命する制度に改められるとともに、耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進めるための農地利用最適化推進員が新設されました。この改正法に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進員の定数を定める必要があることから御提案するものであります。

農業委員の定数につきましては、農業委員会の意見をもとに19名とし、選任に当たっては推薦及び公募により委員の募集を行い、議会の同

意を得て任命するものであります。

次に、農地等の利用について最適化の推進のために現場活動を行う農地利用最適化推進員の定数につきましては8名とし、その報酬につきましては月額1万8,000円とするものであります。

本条例の施行日につきましては、公布の日であります。

なお、附則におきまして、新庄市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の廃止を規定するとともに、現在の農業委員の任期満了までは旧条例を適用する経過措置を規定しております。

次に、議案第73号新庄市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正による条項ずれに伴い、新庄市実費弁償条例の規定の整備を行うものであります。

本条例の施行日につきましては、公布の日であります。

次に、議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、山形県人事委員会勧告に鑑み、本市の職員及び特別職の給与について、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、給与月額について全号給を増額改定し、また勤勉手当を0.1月引き上げることが主な内容となっております。あわせて、一般職の職員の勤勉手当の改定に準じ、議会の議員、市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当につきましても支給月数を0.05月引き上げるものであります。

給与月額の改定については本年4月1日、勤勉手当、期末手当の改定については本年12月1日から遡及適用するものであります。

また、配偶者に係る扶養手当を1万3,000円から他の扶養親族の手当と同額の6,500円に減額し、子に係る扶養手当を1万円に引き上げるものであります。

扶養手当の改定につきましては、平成29年4月1日から実施、平成29年度につきましては経過措置を適用するものであります。

次に、議案第75号から議案第80号までは新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更についての議案ですので、一括して御説明申し上げます。

定住自立圏構想の取り組みにつきましては、昨年6月に各町村と新庄最上定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。本年3月には共生ビジョンを策定し、今年度から連携する取り組みを本格的に実施しております。

このたびは、水道事業の経営基盤の強化のために、水道事業の広域連携について新たに連携項目として協定に追加するものであります。中心市と近隣町村が1対1の関係での協定となることから、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村とのそれぞれの協定の一部を変更することについて提案するものであります。

次に、議案第81号公の施設（大蔵村営バス）の区域外設置に関する協議について御説明申し上げます。

山交バス株式会社が運行する県立病院から肘折線の廃止に伴う対応については、これまでも皆様に報告いたしましたとおり、住民の生活の足を守るため、代替策について大蔵村と協議を進めてまいりました。大蔵村では、山交バス路線の廃止後の影響が極力出ないよう現在のバス路線の便数やルート、ダイヤなどを維持して村営バスとして運行するとの方針で、来年4月からの運行を目指しております。

このたびは、大蔵村営バスが新庄市内の行政区域内へ路線延長することについて大蔵村との協議が整ってまいりましたので、御審議いた

きたいと存じます。地方自治法第244条の3の規定により、議会の議決をいただいた後、別紙の協議書を締結することになりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第82号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、新庄市市税条例の改正のうち施行日が平成28年4月1日となっているものにつきましては3月31日に専決処分を行い、6月定例会で御承認いただきましたが、平成29年1月1日以降に施行されるものについて、必要な改正を行うために提案するものであります。あわせて、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備を行うものです。

主な改正内容につきましては、納期限後に納付したまたは納入する税金または納入金に係る延滞金、軽自動車税のグリーン化特例の延長の規定等整備、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対する当該所得の分離課税などを新設するものです。

この改正につきましては、施行日が一樣でないことから、附則においてその期日を定めております。

次に、議案第83号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行されることに伴い、新庄市国民健康保険税条例の必要な改正を行うために提案するものであります。

改正の内容につきましては、さきの議案第82号で提案させていただきました市税条例の一部改正に関連するもので、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国

民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を追加するものであります。

施行日につきましては、平成29年1月1日とするものであります。

次に、議案第84号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定について御説明申し上げます。

政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく改正地域再生法により、本社機能を持つ施設の移転、拡充を行う事業者に対して支援を行うことで、地方への人の流れをつくるための施策として企業の地方拠点強化が推進されております。

これを受け、山形県では地方再生計画である山形県企業立地活性化計画を県と35市町村が共同で作成し、企業の立地環境を整備することで雇用創出を図っております。

本市におきましては、この計画に基づき県から認定を受けた事業者が本社機能を移転、拡充した際、取得した建物及びその敷地に対する固定資産税の税率を3年間軽減し不均一課税とすることで、税制面において優遇措置を設定するものであります。

なお、この不均一課税に対しては地方交付税による減収補填措置がとられております。

次に、議案第85号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、市の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

このたびの指定管理者候補の選定に当たりましては、公募により進めてまいりましたが、市内の1団体から応募がございました。市民から選出された委員を含む選考委員会を開催し検討した結果、生涯学習センターとしての理念を十分に理解している点、また事業展開や管理運営

能力などにおいても良好であることから、安定した管理運営が期待できるため、引き続き株式会社東北情報センターを指定管理者として指定することにつきまして御提案申し上げるものでございます。

指定期間は、平成29年4月1日から5年間とするものでございます。

次に、議案第86号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険法施行規則が一部改正されたことに伴い、主任介護支援専門員について5年ごとの更新研修の受講が必要となったことから、主任介護支援専門員の資格要件の規定を整備するものです。

改正の内容といたしましては、地域包括支援センターに配置される主任介護支援専門員について、5年ごとに更新研修を修了する要件を追加するものです。また、附則において、主任介護支援専門員更新研修に係る要件の経過措置を規定しております。

施行日につきましては、公布の日であります。

以上、御審議いただき、御可決くださるようよろしくお願いいたします。

清水清秋議長 これより、ただいま説明のありました議案15件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第74号の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてお聞きしたいと思います。

ここで職員の扶養親族に手当が出るということなどが大変勉強になりました。そこで一つ疑問というか、市民の声などでふと思ったことが一つありました。それは、23歳以上の兄弟姉妹あるいは子供で、収入がないとか収入が低い

などの場合も扶養として実際暮らしているということがあるわけです。これが理由は家族のための家事手伝いだったり介護、おじいさん、おばあさんの介護のためにいなくちゃいけない立場だったり、お母さんがいないとかそういう場合もあります。あと最悪のパターンとしてはひきこもりというようなことで、いろいろ家庭の事情で、この扶養親族に扶養手当がつかない御家族をお持ちの方が市民にはおられます。そういう意味で職員にもいると思いますし、そういう場合の扶養親族というのを私はあってもいいのでないかなと思うんですが、そういったことについての考えなどはないかということ。

それからもう一つは、このたびの改正の理由で、人事院勧告に基づいてということでした。職員については人事院勧告について1人当たりどのくらい上がるのか。

それから、市三役及び議員も0.05月分、期末手当が上がるということですが、これは人事院勧告に入るのか、入らなくてもいいのではないかなと思うんですが、その点についての見解を聞きます。

それから、市三役それぞれどれくらいずつ上がるのか、議員についてはそれぞれどのくらい上がるのかということについてもお願いしたいと思います。

続いて、議案第75号から第80号についてお聞きしたいと思います。

ここで市長は水道を広域連携にするということですが、将来本当にそれでいいのかなというふうに思うんですが、将来どういうふうになると考えておられるのか。

私は、新庄市だけのことを考えれば、新庄市の水道は黒字でありますし、それは市民が納めてきたお金でありますし、市民のために全面的に使っていただきたいなと思っているんですけども、そういうことが広域にされることで、市民が納めてきたんですが、広域に使わざるを

得なくなるだろうというのが目に見えるんですが、将来の水道のあり方、これは慎重に私は考えるべきことだと思うんですが、どう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

続いて、議案第81号についてです。

大蔵村の村営バスを市民も使わせていただけるようにということですが、今までの便数というか、それが維持されるような市長のお話でありましたが、本当なのか。また、料金について、安くなるようにという声もあったような気がありますが、そういったことについて市民サービスの点からどう考えておられるのかお願いしたいと思います。

次に、議案第85号についてお聞きします。

わくわく新庄の管理を行わせる指定管理の指定のことです。今までの団体に続けていただくということについて、継続雇用という点では私は賛成しなきゃいけないかなと思っておりませんが、しかしこの指定管理の指定というのは、狙いは節約、市にとっては節約でありまして、働く労働者の賃金が低くなるという点があります。本当は市の直接の雇用ということになれば本採用も使われるわけだし、市民の経済としては私は安定の方向に向かうのではないかなと思うんですが、働く労働者の賃金がこの指定管理によって低く抑えられて、市民の経済が疲弊すると考えられるんですが、働く人の待遇改善、私はそれを市として目を光らせていくべき、これが市の経済に直結する問題だと思いますので、働く人の賃金がどうなっているのか、改善の見通しはどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 まず、扶養手当の件でございます。23歳を超えた成人の方であってもなかなか働けないで扶養を受けている方、実際にいらっしゃるだろうというお話かと思いますが、確

かに市の扶養手当の中にも身体障害者の方についてはそのような扶養の手当になってございます。そういった方以外については、成人として就労するということになるのが一般的な例でございまして、そういった一般的な例から推して市としては扶養手当については22歳、要するに大学卒業まで。もし高校を卒業して就職されますとその時点で生計を維持することができるということになりますので、扶養手当からは外れるということになってまいります。そういったことで、社会情勢の一般に適用して扶養手当については認定しているということに考えてございます。

それから、このたびの人勧に対する対応でございしますが、特別職についての人勧に対応した見直しはどうかという御質問でございすけれども、我々としてしましては今までもずっと人勧というものを契機にこれまで一般職、特別職の給与水準について検討を重ねてまいったところであります。そういったことを考え合わせますと、まず特別職の手当についてはこの機会を逃すと検討する機会がなくなってしまうと、それと同時に一般職との給与バランス、それから県内市町村との給与バランス、こういったところを検討しますと、当然のことながら特別職の期末手当についても改定が今のところ必要だという判断に至ったところでございます。

それぞれの金額については、一般職の職員についてはこのたび年間で平均4万3,200円の1年度間の増になると。

それから、特別職のそれぞれの引き上げ額についてのお問い合わせでございますけれども、特別職についての総額は62万9,000円でございます。そのうち市長については6万4,400円、副市長については4万9,000円、教育長については4万1,300円、それから議長については3万1,360円、副議長については2万7,650円、議員の皆さんについては2万5,900円、0.05月の

引き上げの影響額がこの金額ということでございます。

それから、先ほど指定管理者から雇用されている方々の賃金水準についてのお話がございました。昨年の人勧等見直しに伴いまして、昨年度、指定管理者の賃金水準についても5,000円の大幅引き上げを行ったところでございます。その結果、資格職については14万8,500円から15万3,500円に、それから事務職については14万3,100円から14万8,100円ということで、一般職の給料水準を少し上回る改定を行っております。こうした少し大き目の見直しを行ったということにも留意しながら、他の市町村の改定状況、指定管理者に対する賃金の改定状況、それらを勘案しながら今後進めなければいけないということで、現在、予算編成作業中でもございますので、その中で今検討を重ねているところでございます。

松坂聡士上下水道課長 議長、松坂聡士。

清水清秋議長 上下水道課長松坂聡士君。

松坂聡士上下水道課長 それでは、議案第75号から議案第80号までの新庄最上定住自立圏に関することについての御質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員からありました将来の方向性でございすけれども、この背景としてしましては、昨今、災害等発生しておりまして、全国的に水道事業に関しての管路等の被害が多発していると。その原因につきましてはやはり老朽管という形で、非常に全国的に水道施設に対する老朽度が大きいということで、将来にわたりそれを確保するためにはどういう方策をしたらいいかということで全国的に話し合われております。その中で、水道事業につきましては企業会計、独立採算制をとっておりますので、いわゆる経営戦略を定めた上で今後将来的な水道事業を持っていくということで今回の話し合いがされているわけでございます。

その中で、国から平成28年1月に水道事業の基盤強化策ということが示されまして、厚労省とそれから総務省からそれぞれ通知がございました。経営基盤についての検討会を行うようにということでございまして、その一環とした上で将来的な水道についてそれぞれの県で話し合いをお願いしたいということになったわけです。

その中の一つとして、今回につきましては、一番話し合いが進んでいるということで、新庄最上定住自立圏ということが枠としては非常に最適だということでございます。将来的にはそれぞれの周辺と協力し合いながら水道事業を行っていく必要を感じているところでございます。

また、新庄市だけ黒字であればいいというふうなことでございますけれども、それについてはいろいろと立場がございまして、今後検討する形になるかと思えます。まず手を取り合っ

て水道事業を行っていくということが大事だと思っ

て今回提案させていただいたところでござ

います。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 議案第81号公の施設（大

蔵村営バス）の件につきましては、便数につきま

して現状を維持するというところでございます。また、料金につきましても、現在の料金を中心に維持するところもあるかと思えますけれども、全体的には安くしたいということでござ

います。以上でございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よっ

て、総括質疑を終結いたします。

日程第20議案、請願の各常任委員会付託

清水清秋議長 日程第20議案、請願の各常任委

会付託を行います。議案、請願の常任委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表によりそ

れぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よ

ろしくお願いいたします。

平成28年12月定例会付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
総 務 文 教 常 任 委 員 会 議案（13件）	○議案第73号新庄市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について
	○議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
	○議案第75号金山町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の變更について
	○議案第76号最上町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の變更について
	○議案第77号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の變更について

付 託 委 員 会 名	件 名
	○議案第 7 8 号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の變更について ○議案第 7 9 号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の變更について ○議案第 8 0 号戸沢村との新庄最上定住自立圏面の形成に関する協定の變更について ○議案第 8 1 号公の施設（大蔵村営バス）の区域外設置に関する協議について ○議案第 8 2 号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について ○議案第 8 3 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 8 4 号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定について ○議案第 8 5 号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議案（2 件） 請願（2 件）	○議案第 7 2 号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定について ○議案第 8 6 号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ○請願第 8 号 3 0 年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる新庄市農業再生協議会の機能發揮に関する件について ○請願第 9 号大規模鶏舎建設に反対する請願書

議案 7 件一括上程

清水清秋議長 日程第21議案第87号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第4号）から日程第27議案第93号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算 7 件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第87号平成28年度新庄市一般会計補正予算

（第4号）から議案第93号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算 7 件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第87号から議案第93号までの平成28年度新庄市一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書 1 ページ、議案第87号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ 6 億 4,371万7,000円を追加し、補正後の予算総額を

174億8,722万5,000円とするものであります。

8ページからの歳入についてであります、14款国庫支出金に扶助費の増額に伴い、障害者自立支援給付費負担金と生活保護費等負担金をそれぞれ増額しております。

また、国の補正予算に呼応した予算を14款国庫支出金及び21款市債に盛り込んだほか、道路整備等に係る社会資本整備総合交付金と市債の補正を計上しております。

15款県支出金では、担い手確保・経営強化支援事業費補助金を新規計上しております。

17款寄附金には、ふるさと納税寄附金を増額補正しております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

まず、職員給与費を県人事委員会勧告に準じて全款にわたって増額計上しております。

2款総務費にふるさと納税推進に関する経費を増額しており、また町内防犯灯LED化事業補助に係る経費を増額補正しております。

3款民生費では、障害者自立支援給付事業費と生活保護事業費の扶助費の増額と臨時福祉給付金等給付事業費の増額を計上しております。

6款では担い手確保・経営強化支援事業費補助金を新たに計上しており、8款では国の補正予算に呼応し、その効果的な補助制度や起債を活用し、平成29年度の予算化を予定しておりました公営住宅改善事業費などの前倒し分に増額計上しております。

続きまして、25ページからの特別会計ですが、議案第88号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第92号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの5特別会計につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

また、議案第93号水道事業会計補正予算につきましては、職員の給与費について一般職の職員に準じ改定を行うものです。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させていただきますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

小野 享財政課長 それでは、議案第87号から議案第92号までの別冊の補正予算書で御説明いたします。

新庄市補正予算書1ページをお開きください。

議案第87号一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出それぞれ6億4,371万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を174億8,722万5,000円とするものでございます。

2ページから4ページにかけまして、第1表歳入歳出予算補正としまして、各款各項の補正予算額並びに補正後の額を掲載しております。

5ページをお開きください。

第2表地方債補正でございますが、変更分につきましては国の補正並びに事業の進捗に対応したものでございまして、下段の公衆便所整備事業費の廃止につきましては財源を一般財源対応とするものでございます。

8ページからの歳入を御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金でございます。

1項1目民生費国庫負担金におきまして、給付対象者の増加によります歳出不足に対応しまして、障害者自立支援給付事業費負担金3,296万5,000円、さらに3行下になりますが、生活保護費等負担金3,257万5,000円を増額補正しております。

2項国庫補助金につきましては、2目民生費国庫補助金におきまして、国の補正に伴います臨時福祉給付金給付事業費補助金1億1,250万円を補正しております。5目土木費補助金におきまして、社会資本整備資金交付金関連事業のうち橋梁補修社会資本整備総合交付金557万5,000円、それと2行下になりますが、公営住宅改善

社会資本整備総合交付金2,861万8,000円につきましてはこのたびの国の補正に伴う増額補正となります。また、道路整備事業等に関連します社会資本整備総合交付金につきましてはそれぞれ補正を行っているという状況でございます。

9ページ、15款県支出金でございますが、2項4目農林水産業費県補助金につきまして、担い手確保・経営強化支援事業費補助金、これを新たに計上しております。

17款寄附金でございます。ふるさと納税寄附金3億円を増額補正しております。

また、19款繰越金につきましては、このたびの予算補正に充てます一般財源として前年度繰越金1億4,207万8,000円を増額補正しております。

10ページに移りますが、20款諸収入におきまして最上広域事務組合からの平成27年度分担金の精算返戻金2,275万5,000円を計上しまして、21款市債につきましては第2表地方債補正に基づく補正内容としております。

続きまして、11ページからの歳出について御説明いたします。

まず、1款から10款までの人件費補正につきましては、県人事委員会勧告に準ずる補正内容としております。

まず、2款総務費1項6目財産管理費の自動車購入費500万円がございますが、これは4月の繁忙期に対応するため公用車2台を更新する費用となります。下段の7目企画費におきまして、ふるさと納税寄附金の増額に伴いますお礼品に充てる報償費を2億2,950万円増額しております。さらに、12ページにかけまして事務関係費とまちづくり応援基金積立金6,178万6,000円を増額補正しております。続く地域づくり支援事業費におきまして、地域おこし協力隊の起業に関する支援補助金100万円、これを新たに計上しているところでございます。11目市民生活対策費には町内防犯灯LED化事業費補助金、

これを増額補正させていただいております。

14ページ、3款民生費に移りますが、1項1目社会福祉総務費におきまして灯油購入助成費300万円、これにつきまして県の実施を見込みまして計上したほか、扶助費関連の増額補正としましては、4目、下段のほうになりますが、障害者自立支援費で障害者自立支援給付費6,593万1,000円、さらに15ページにおきまして9目臨時福祉給付金給付費1億1,250万円、次のページ、16ページになりますが、下段にございます3項2目生活保護費の扶助費4,204万9,000円を計上しているところでございます。

17ページに入りまして、6款農林水産業費でございます。下段になりますが、3項農業振興費におきまして、歳入でも御説明しておりますが、新規に担い手確保・経営強化支援事業費補助金1,165万3,000円を計上しております。意欲ある農業者の経営発展に対する支援を行うものでございます。

19ページをお開きください。

19ページ、8款土木費でございます。

これにつきましては、国の補正を活用した平成29年度以降の事業の前倒し分ということで、19ページの2項2目道路維持費につきまして、長寿命化橋梁点検診断業務委託料がございますが、このうち1,210万円、それと20ページになりますが、中段にございます5項住宅費の中で市営住宅の外壁改修の工事請負費6,359万5,000円を計上しております。いずれも歳入歳出ともに次年度繰り越しを見込んでおります。このほか、道路維持費、それから流雪溝整備に関する工事請負費の補正につきましては、歳入もあわせまして社会資本整備総合交付金の内示及び事業の進捗に伴った補正内容とさせていただいております。

10款教育費に入りますが、23ページをお開きください。

23ページ中段、5項3目公民館費に萩野地区

公民館の浄化槽修繕に要する経費など670万2,000円のほか、全般に各施設の維持管理に必要な経費を補正させていただいております。

続きまして、25ページに移りますが、特別会計でございます。

議案第88号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出のおの2億2,542万8,000円を追加しまして、補正後の予算総額を45億4,326万3,000円とするものでございます。

補正内容につきまして、29ページをごらんください。

まず、歳入につきましては、5項の前期高齢者交付金、それから10款の前年度繰越金をそれぞれ増額補正しております。

30ページからの歳出につきまして御説明いたしますが、2款保険給付費におきまして、診療報酬の改定の影響、それから高額な療養件数の伸びがございまして、1項一般被保険者療養給付費1億8,700万円、それと2項一般被保険者高額療養費5,600万円、これをそれぞれ増額補正しているところでございます。

33ページをお開きください。

議案第89号公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出のおの111万6,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を13億173万7,000円とするものでございます。

35ページ、地方債補正でございますが、これにつきましては事業費の確定に伴う公共下水道事業債を減額という状況でございます。

37ページをお開きください。

37ページの歳入におきまして、地方債補正に伴う減額補正を行っております。

38ページからの歳出におきましては、職員給与費の補正のほか、事業費確定に伴い一般管理事業費を減額補正しております。

41ページをごらんください。

議案第90号農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出のおの66万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8,275万5,000円とするものでございます。

補正内容につきまして、44ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正内容につきましては、歳出における職員給与費及び施設修繕料の補正に伴いまして、歳入におきまして一般会計からの繰入金を増額補正したところでございます。

続く45ページをごらんください。

議案第91号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出のおの7,913万9,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を38億971万4,000円とするものでございます。

補正内容につきまして、まず51ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

介護保険の利用度に対応いたしまして、2款保険給付費で居宅介護サービス給付金、これを1億3,904万7,000円減額しておりまして、続く特定入所者介護サービス費におきまして4,040万3,000円を増額しております。そして、下段からの4款地域支援事業費では職員給与費等を補正しておりまして、52ページになりますが、5款基金積立金におきまして給付費準備基金積立金1,940万7,000円を増額しております。

このたびの歳出の補正にあわせまして、歳入におきましては国・県支出金及び支払基金交付金の補正を計上しております。

続く53ページ、議案第92号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出のおの367万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を4億397万8,000円とするものでございます。

補正内容につきまして、56ページをお開きください。

歳出におきましては3款後期高齢者医療広域
連合納付金を増額補正いたしまして、財源とし
て歳入に繰越金を計上したところでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の
説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろし
くお願いいたします。

清水清秋議長 上下水道課長松坂聡士君。

(松坂聡士上下水道課長登壇)

松坂聡士上下水道課長 それでは、議案第93号平
成28年度新庄市水道事業会計補正予算(第2
号)について御説明申し上げます。

お手元の新庄市水道事業会計補正予算書をご
らんいただきたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1条、平成28年度新庄市水道事業会計補正
予算(第2号)は次のとおり定めます。

第2条、平成28年度新庄市水道事業会計予算
第3条に定めた収益的支出の予定額を次のと
り補正します。

支出の第1款水道事業費用の既決予定額10億
7,182万9,000円を補正予定額26万3,000円増額
し10億7,209万2,000円といたします。これは新
庄市一般職の職員の給与改定に準ずる水道企業
職員の給与改定により増額するものでございま
す。

続きまして、第3条、予算第2条で定めた資
本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出の第1款資本的支出の既決予定額7億8
万9,000円を補正予定額5万4,000円増額しまし
て7億14万3,000円といたします。これも新庄
市一般職の職員の給与改定に準ずる水道企業職
員の給与改定により増額するものでございます。

続きまして、第4条、議会の議決を経なけれ
ば流用することのできない経費としての職員給
与費について、既決予定額5,894万4,000円を補
正予定額31万7,000円増額しまして5,926万
1,000円とするものでございます。

続きまして、2ページ、3ページにつきまし
ては平成28年度水道事業会計補正予算実施計画
を記載してございますので、ごらんいただきたい
と思います。

以上、平成28年度新庄市水道事業会計補正予
算(第2号)について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようよろし
くお願いいたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算につきま
しては、会議規則第37条第3項の規定により委
員会への付託を省略したいと思います。これに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第87号から議案第93号までの補正予算7件
については、委員会への付託を省略し、12月22
日、定例会最終日の本会議において審議をいた
します。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしま
した。

あす12月14日午前10時より本会議を開きます
ので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時04分 散会

平成28年12月定例会会議録（第2号）

平成28年12月14日 水曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清 秋 副議長 石 川 正 志

出席議員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	叶 内 恵 子	議員
3 番	星 川 豊	議員	4 番	小 関 淳	議員
5 番	山 科 正 仁	議員	6 番	佐 藤 卓 也	議員
7 番	今 田 浩 徳	議員	8 番	清 水 清 秋	議員
9 番	遠 藤 敏 信	議員	10 番	奥 山 省 三	議員
11 番	小 野 周 一	議員	12 番	高 橋 富 美 子	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	新 田 道 尋	議員
15 番	森 儀 一	議員	16 番	石 川 正 志	議員
17 番	小 嶋 富 弥	議員	18 番	佐 藤 義 一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	小 野 茂 雄
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	田 宮 真 人
市 民 課 長	加 藤 美 喜 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	佐 藤 信 行
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	井 上 章
健 康 課 長	小 松 孝	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	渡 辺 安 志	都 市 整 備 課 長	土 田 政 治
上 下 水 道 課 長	松 坂 聡 士	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	伊 藤 洋 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	荒 川 正 一	学 校 教 育 課 長	齊 藤 民 義
社 会 教 育 課 長	関 宏 之	監 査 委 員	大 場 隆 司
監 査 委 員 長 監 事 務 局 員 長	高 山 学	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	矢 作 勝 彦

選挙管理委員会
事務局 局長

滝口英憲

農業委員会
事務局 局長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長 森隆志
主査 沼澤和也

総務主査 三原恵
主査 早坂和弥

議事日程（第2号）

平成28年12月14日 水曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 石川正志 議員
- 2番 小関淳 議員
- 3番 山科正仁 議員
- 4番 叶内恵子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成28年12月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	石 川 正 志	1. 平成30年問題の対応について 2. 土地利用型農業への市独自の支援について 3. 農業後継者育成について	市 長
2	小 関 淳	1. 今シーズンの雪対策と体制の充実について 2. 伝統文化や生活文化の伝承について	市 長 教育委員長
3	山 科 正 仁	1. 後継者育成について 2. 予算編成の経緯について 3. 市有施設について	市 長
4	叶 内 恵 子	1. 市民協働について 2. 児童生徒の個別支援事業について	市 長 教育委員長

開 議

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は18名でございます。
欠席通告者はありません。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。
これより一般質問を行います。
今期定例会の一般質問者は8名であります。
質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。
なお、質問時間は答弁を含めて1人50分以内といたします。
本日の質問者は4名であります。

石川正志議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に石川正志君。
（16番石川正志議員登壇）
16番（石川正志議員） おはようございます。
起新の会の石川でございます。よろしく願いいたします。
260年を超える伝統と格式のある我が新庄まつりがユネスコの無形文化遺産への登録が決定し、セレモニーにおいては我々議員も多く出席させていただき、市民の皆様と喜びをともにしたところでございます。

執行部におかれましては、議会とともに登録を契機に新庄まつりに磨きをかけ、市勢発展につながる施策を進めていただきたい、改めて思う次第でございます。

それでは、発言通告書に基づき質問したいと思います。

初めに、俗に言われる平成30年問題についてです。

11月29日の山形新聞の記事によれば、平成29年度の国による最後の生産目標が示され、平成30年以降は、国は生産目標ではなく、全国や産地ごとの需給動向などの情報提供にとどめ、生産者や農業団体は情報をもとに適切な生産量や転作などの計画を自主的に進めるとあります。米の価格は原則市場において決定されますので、わずかな過剰供給によって価格は大幅に下落することを農家は痛感しております。

今年度、平成28年産米は作況指数では「やや良」ということですが、例えば県産はえぬきの場合は農家の手元に1俵当たり1万3,000円ほど支払われております。これは全国的に生産調整機能が働いたことによるもので、主食用米の需給バランスに沿った生産調整の重要性を示すものであると言えます。

さて、新聞等でも既に報道されておりますが、現在、山形県が主体となり、主食用米の生産調整に向けた枠組みをどうしていくのか議論されております。どこまで議論されているのかというところが問題でございまして、どのような形になるのか、まずお伺いしたいと思います。

また、新庄市において、平成27年度、昨年度になりますが、水田品目別作付状況は、水田が79%、飼料用作物が9%、ソバ7%、大豆1%と数値にあらわれているように、土地利用型作物が96%と大きな割合を占めております。当然水田の79%の中には生産調整としてカウントされる加工米や新規需要米も含まれています。

今年度、平成28年は新庄市においても米の生

産調整が達成されたと伺っていますが、背景には国による経営所得安定対策が大きく作用していると思います。

経営所得安定対策の米の直接支払交付金、10アール当たり7,500円になりますが、これは残念ながら平成29年度までの、来年度までの時限措置となっておりまして、平成30年以降は廃止となっていますが、畑作物の直接支払交付金と水田活用の直接支払交付金の行方はどうなっていくのかということを農家の皆さんが心配し、また将来的に減額されるのではないかと危惧している状況であります。

例えば今年度の飼料用米の場合、1キロ7円で販売すると販売収入は4,000円にしかありませんが、水田活用直接支払交付金等は7万300円から12万4,300円を見込むことができます。主食用米以外の作物をつくっても収益面で採算が合わなければ営農を継続することは不可能です。これまでの経営所得安定対策がいかに効果を発揮していたかがわかります。

改めて伺いますが、経営所得安定対策は今後とも継続されると聞いておりますが、市としてどのように捉えているのか教えてください。

次に、2番目の質問になります。

土地利用型農業への新庄市単独での支援についてです。

農業振興における新庄市独自の支援といえば、これまでの園芸振興に係る市のかさ上げが思い浮かびます。この事業の成果は既に顕著にあらわれております。例えばニラ、ネギ、さらにはアスパラガスといった一大産地形成を図る原動力となり、農家の収益向上につながっているものと捉えております。また、今年度からは畜産部門にまで拡大しており、畜産振興に寄与していくことを期待しております。

さて、先ほども申し上げましたが、新庄市の特徴は土地利用型農業です。主食用米の消費量は年々減少していきますので、ソバ、大豆など

畑作物の収量と品質向上を図り、農家経営を安定させていくことが重要かつ喫緊の課題であると思います。

このたびは大豆についての話をしますが、平成26年農産物生産費確保、これは東北版になりますが、10アール当たり品目別所得比較を見ると、販売額プラス交付金から生産費を引いた数値になりますが、水稻が1万4,603円、ソバで2万2,620円、大豆が5万13円というデータがあり、畑作物でも収益性があることが実証されています。

一方、大豆の特性といたしまして、連作障害が出やすく、湿気に弱い点が挙げられ、栽培農家は圃場の排水対策に苦慮しているのが現実です。国や県による畑地化を含む大型の土地改良事業も進んでおりますが、時間と経費の観点から全ての農家の要請に応えていくのは困難であると承知しております。

そこで、栽培農家みずからが行う圃場の排水対策、特に水田から転作する初年度には市が独自に支援してしかるべきと考えますが、市長の考えを伺います。大豆に関しては、豆腐、納豆、みそなど加工の幅も広く、市が提唱している農業の6次産業化を振興していく観点からも、市長の前向きな答弁をお願いいたします。

最後の質問になります。

今年度の市長の施政方針にも盛り込まれております農業後継者育成としての（仮称）担い手育成センターについてです。

議会におきましても予算や決算審議の場で、これまで実施してきた若者園芸実践塾に関しては見直しを図ってはいかがかといった議論を踏まえ、より効率的な事業への転換と捉えることができます。答弁では、本年度から制度設計に入り、並行して準備に取りかかり、最短で来年度4月からという目標を持ち調査研究に入っていきたいということですが、進捗状況をお尋ねいたします。

以上、一般質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、早速ですが、答弁させていただきます。

平成30年産米からの国による生産調整と、主食米の生産現場での大変な不安が広がっているという御質問であります。農林水産省では平成25年12月に米政策の見直しを掲げ、米の直接支払交付金を平成30年産米から廃止するとともに、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者がみずからの経営判断で作物を選択する状況を実現するため、5年後をめどに行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じて主食用米生産が行われるよう環境整備を進めることとしました。

しかし、生産現場では、生産調整が不要になるといった誤解や平成30年以降の具体的な仕組みが見えないなど、不安と動揺が広がっていると聞き及んでおります。

農林水産省では、これまで生産調整に主体的な役割を果たしてきた農業再生協議会を平成30年以降も存続させるとしており、農業再生協議会は国からの情報やみずからの販売可能数量などを踏まえ主体的にビジョンを策定し、地域としてどのような作物をどれだけ生産していくのか生産者に情報を提供することとしており、都道府県や市町村も農業振興の観点から引き続き農業再生協議会に参画することとしております。

山形県農業再生協議会では、需要に応じた米生産に関するワーキンググループ会議により、平成30年以降の需給調整のあり方については、現行の生産数量目標の配分にかえて地域の生産の積み上げをもととした目安の数値を市町村農業再生協議会に提示する方向で検討を重ねてい

る状況と把握しております。

市といたしましては、情報の的確な把握に努め、正確かつ迅速に生産者に提供し、不安の解消に努めるとともに、大豆、ソバ、飼料作物など需要のある作物生産の振興を促していきたいと考えております。また、米政策改革の着実な推進や飼料用米等の戦略作物の生産拡大については、平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に記載されているところであり、水田活用や畑作物の直接支払交付金制度の確実な実行を要望し、農業者の不安解消を図っていききたいと考えております。

次に、土地利用型農業への市独自の支援についてという御質問であります。主食用米の需要については近年のトレンドとして毎年おおむね8万トン減少していると言われており、市では米にかわる土地利用型作物の振興が重要と認識しております。

農業従事者の減少と高齢化の進行、さらに主食用米の需要減少による米価下落ともなれば、農地や農業生産が維持できなくなるおそれもあるため、需要のある大豆やソバ、飼料作物への転換が急務となっております。

しかし、水田を活用して大豆などの畑作物を生産するには圃場の排水対策を行わないと十分な収量や高い品質を得ることができず、これらの作物への転換が進まない現状と把握しております。

国や県では、担い手への農地集積のために、圃場整備を初め区画拡大、暗渠排水等の助成を行う事業はありますが、採択の順番や要件が非常に厳しい現状にあるため、平成30年問題をにらみながら、市としてどのような対策や助成を講じていくべきか検討してまいります。

次に、本市の基幹産業である農業の継続的な発展のためには、後継者の確保、育成は不可欠であると考えております。これまで（仮称）担い手センターの制度設計について調査研究等を

行ってまいりました。

山形県立農林大学校、公益財団法人山形農業支援センター、鶴岡市新規農業者受け入れ協議会において、青年就農給付金（準備型）を活用しながら中核的な農業者のもとで農業技術研修等の事業が行われています。また、最上地域においては、大蔵村、鮭川村、戸沢村とＪＡ山形もがみで組織する協議会において、農家への派遣研修事業の実施や民間企業において農業研修者の受け入れを行っている事業者があります。

（仮称）担い手センターでは、農業技術や経営を地域内の中核的な農業者のもとで後継者が研修することを基本に制度を検討しています。現在、同様の研修が農林大学校において実施されておりますが、研修先の市独自での制度の実現には既存制度との差別化と就農を目指す後継者にとって魅力ある制度である必要があります。

また、若者園芸実践塾から担い手センターに移行を進めた場合、若者園芸実践塾の施設は補助事業により取得しており、耐用年数の残存期間があり、施設の活用について県と協議を行っています。

制度の構築に当たっては、研修へ行ける農業者の確保、研修プログラムの管理のあり方、受け入れ農業者、研修生の待遇などさまざまな問題を整理、検討しながら関係農業機関と協議を進め、よりよい農業後継者の確保、育成を図るため、さらに調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

１６番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

１６番（石川正志議員） 今の答弁、市長も農業の生産現場でありますとか農業の置かれている実情、的確に把握されており、全くごもっともな答弁をいただいたものと思っておりますが、確認のため質問させていただきますが、これまでも重要な役割を果たしてきた農業再生協議会

ということに県や市町村も参画していくということですが、そのかわりぐあいはどうになるのかなというところをお聞きいたします。

新庄市におきましても、山尾市長が会長として新庄市農業再生協議会が組織されておりまして、農林課の農政企画室に事務局を設置してあると。また、年度年度で新庄市の農業のあり方を示す水田フル活用ビジョンの策定などこれまで手がけてまいったところでございますが、そのような農業再生協議会と新庄市のかかわりぐあい、どこまで想定されていらっしゃるのか伺います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。

新庄市農業再生協議会におかれましては、事務局を農林課内に置きまして、構成としましてＪＡ、それから米穀集荷団体、土地改良区、農業者、それから議会代表の皆さんという形で構成されておりまして、地域の農業のビジョンを策定し農業振興に努めていくということで、平成30年からは国から米の生産数量の割り当てはなくなるわけでございますが、地域全体としての農業のあり方についてはやはり再生協議会を中心とした形で進めていかないとどうしてもならないということを感じておりまして、やはりこれまで同様に新庄市としてその事務局を担い、再生協議会を中心に今後の農業振興を図っていく必要があると考えております。

水田フル活用ビジョンにつきましては、地域の特色ある魅力的な産地を創造するというふうな設計図となるようなもので、このビジョンに基づき国は産地交付金でもって生産現場を支援しているという形になってございますが、産地交付金の支援の要件となっております、このビジョンにつきましても平成30年以降もしっかりとビジョンを定めながら、地域の農業振興のあり方について、これに基づき今後も続けてま

いるという所存でございます。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） わかりました。

先ほどの答弁の中で、とりあえず県の農業再生会議が国にかわって生産数量の目標、目安の数値ですか、それを地域農業再生協議会に提示する方向で検討とお伺いしました。

慣例でいきますと、生産者の手元に、例えば新庄市でいけば、新庄市の農業再生協議会から各生産者に伝わってくるのがぎりぎりのタイミングで2月ぐらいでして、それをもとに農家がその年の生産計画を4月ぐらいまでに立てると。各農業協力員の方々に提出となりますが、そのような時期的な問題、例えばこれから平成30年度に大きく変わるわけですけれども、生産者へその年の目標数値が伝わるのはいつだと想定されておりますか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 特に米の状況、現状を見ますと、ことしの米の収穫の前に来年の生産計画が始まると。例えば肥料の早期注文であったり来年用の播種用の種子の申し込みについては、前年の9月ぐらいに申し込みが始まるという形で、先の数量の需要動向が見えない中でそういった来年産への取り組みが始まるわけございまして、本来であればその年内に来年の需要見込みに応じた計画的な生産面積的なものを示せば、これは非常にいいのかなというふうに考えております。

現実問題として、作況指数が固まって、あるいは翌年の6月末の持ち越し在庫、これがどれぐらいあるかもって国は来年産の米の必要数量、需要動向を計算するわけでございますが、その時期が新聞にもあるように11月ぐらいになるわけです。現在においては、山形県に配分は受けていますが、山形県から市町村へ配分され

るのが、ことしの例ですと12月26日になります。その配分を受けて、今度はそれぞれの市町村の再生協議会でもって配分方法を決定しまして、それを計算に基づきまして2月の再生協議会の総会でもって配分方針を決定しまして、そしてそれから配分作業に入るという形で、3月になってしまうという現実でございます。

この3カ月4カ月のギャップにつきまして、今後は国からの配分はないわけですから、いち早く県単位の来年の需要に応じた生産数量の計算が速やかにできれば、その辺は少しは早められるかなと思いますが、今市長の答弁にありましたように、山形県ではこれまで需要に応じた米生産に関するワーキンググループ会議を3回ほど開催しまして、今まだたたき台の状態でございます。地域から積み上げた数値と全国の需要動向を見通しながら、この2つの数字でもってどういった形で示せるかということで今検討しておりますので、その辺の具体的な中身につきましてはなかなかまだはっきりとした内容に固まっていないような状況でございます。以上でございます。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） 先ほどの市長答弁が最も大事なことであろうかと思います。つまり、正確かつ迅速な情報伝達によって農家が抱えている不安の解消に努めると。そこは新庄市の農林行政の最も大きな責務になるのかなと思いますので、ぜひその点、残された時間はわずかでございますが、精査していただきまして、より緊張感を持った対応をお願いしたいと思います。

2番目の経営所得安定対策、これは国による担い手確保、あるいは中身としては国産の畑作物が国際的な市場価格から見ると日本の生産実態にそぐわない部分をどうするんだということで、いわゆる国の事業でございまして、先ほど申し上げました畑作物直接支払交付金、通称ゲ

タと言われる部分と水田活用支払交付金、この中には産地交付金も含まれますが、合わせて大体概算で5,000億円という非常に大きな国民の税金を使った事業でございます。

私は、これは使ってしかるべきだと。当然自給率向上という観点からも非常に国民の納得のいく事業で、これが将来的に減額されるようなことがあってはならないということで、市長も機会を捉えて国にお伝えしていくという答弁を頂戴しました。ありがたく思います。

我々議会も、いろいろ騒がれてもございしますが、政務活動費などを通じて省庁への働きかけ、一緒にここは二人三脚でやっていければと思います。

次のことですが、畑作物での排水対策ということで、今のところ市長部局におかれましてはどのような対策や助成ができるのか。講じている、検討中という市長答弁を承りましたが、これは前向きに考えているというふうに捉えていいのでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 やはり水田から畑作物へ転換するには排水対策、これが一番基本でございます。御存じのように畦畔があって、そして地表面から15ないし20センチぐらいのところに作土の基盤がありまして、これでもって田んぼの水を保持しているわけでございますが、逆に畑作物になるとこの部分が非常に生育には不良になるということで、その盤を破壊して、降った雨水を地下浸透あるいは明渠によって排水路に落とすということが必要であると考えてございます。

国の土地改良事業となりますと既に今はこれがセットになっておりまして、こういった事業が基本になっておりますけれども、これまで圃場整備されてきたものについてはそういう排水対策がなっていないということで、何とかこの

部分を事業化したいと考えてございます。国の事業もあるわけでございますが、やはり基本計画から実施設計どうのこうのとなりますと3年ないし5年かかるということもありますし、これまでの例を見ますと市町村の負担が10アール当たり、場合によってですが、2万円から5万円という義務負担が出てきます。

これと、簡易な市の単独のそういう排水対策というものを支援することによって、この辺の即効性と、それから持ち出しの費用の部分がありますけれども、現在特に面積が多いのはソバとか大豆とか飼料作物ですが、この部分についての排水対策について具体的にどのような支援ができるか今積算してございまして、今後財政との協議になりますけれども、そういう形で方向を持って排水対策を進めていきたいと考えているところでございます。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） ちょっと細かい話になって恐縮でございますが、以前、「里のほほえみ」を題材にして、新庄市における大豆栽培に取り組んでとは、力を入れてはどうかといった質問の中で同じような質問を多分私はしていたと思います。

例えば平成28年、ことしの場合を見ると、秋口、収穫時期、11月から非常に天気が悪かったということで、品質等に非常に影響したんですが、今のところいろいろな方々からお話を聞くと特定加工以上の等級がついているということで、品質面はそこでクリアされているわけです。あとはこの前の補正でも出ていました産地パワーアップというところで、刈り取り機械への対応という助成も活用されている例があると。

残りは、今度はどうやって収量を上げるかというところが大きなポイントとなっております。ここは課長の認識と私の認識が全く同じでございまして、大豆栽培の場合は本当に初期整

備が一番大事だと。つまり、種をまいた後の天候、例えば降雨が続いたとしてもそれなりの排水対策を施しておけばある程度収量が確保できると。昨年度と比較しますと、今年度播種時期、種まきをする時期、多分すごい雨が降っておりまして、これは作業者を非常に悩ませたところであります。やはりその点、初期の排水対策を施されていない圃場においては昨年度と比較して大きな収量の差が見られたと、昨年度から見ると今年度は全体的に減収になっているんだということを捉えると、やはり簡易な排水対策、今、課長も金額までおっしゃいましたけれども、これはわずかな市の支援によってその後の返ってくる部分のほうがよくは大きいのかなということから見ても、ここは貴重な市民の税金を使っても私は本当にしかるべきではないかなと。

あるいは、園芸のほうはこのたび論点に置きませんが、大豆あるいはソバなどを繰り返してつくることによってこれまで田んぼの土が畑に変わっていくと。畑に変わって土が細かくなって土壌改良も進んでいけば、その後の最も大きな園芸作物の作付対象になるということの好循環をぜひこの事業によって生み出していだければと。ここは改めて強くお願いするところでございますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいなと思います。

次の問題で（仮称）担い手育成センターについては、今の答弁をお伺いしますと、例えば他市の場合、ほかの市町村ではどうやっているのかという情報を集められたと聞いておりますので、今回12月定例会においてまだ進捗がそこまでしか行っていないと捉えれば、平成29年度の事業としては、これまで問題があった若者園芸実践塾で対応するという捉え方でこれは差し支えないのでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 3月の私の答弁とも重なりま

すが、繰り返しになりますが、目標としては御指摘のように平成29年4月1日スタートということで取り組んできたわけですが、市長の答弁にあったように、研修受け入れ農業者の確保ですとかプログラム管理のあり方、受け入れ農業者、研修生の待遇とかさまざまな課題がありまして、また今の勇氣塾は特色ある塾ということで周りからもいろいろ評価されていますので、園芸に特化した研修施設という意味ではこのまま継続していいのではないかというふうな声も聞いています。そういうことも含めながら、拙速に進めるものではないという意識もありまして、近々に平成29年度の勇氣塾の塾生の募集に入るという指示を今しているところでございます。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） このたびの一般質問を通して、私も議員の中にも非常に農業に近い部分の同僚議員がいる中で、今考えている最も重要なことは、やはり一生懸命仕事をしてそれに報いがないという状態がこれから市場の乱高下によって想定されます。当然農業というのは民間活動でございまして、市町村がどこまでかかわれるのかという意味合いではありますが、制度を移行していく段階で、先ほど市長の答弁の中でも不安解消あるいはそういった事態が発生しないように取り組むということで、若干安心しておりますが、本当に毎日汗水垂らしていると。同僚議員の中には認定農業者会の会長もおられまして、認定農業者は非常に一生懸命経営プランを出しながら自分の経営を何とかしようと一生懸命の人たちがいる中で、その人たちが生活に困るようなことが絶対あってはならないという思いであります。

また、農業者の所得、少しでも上向きになれば、それが可処分所得になり得まして、新庄市内における経済の好循環にも結びつくものと私

は確信しておりますので、市長、ここは平成30年問題に負けずに新庄の農林行政も適切に対応していくんだという力強い決意を最後に伺って、一般質問を終わりたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 平成30年問題につきましては、私も大変危惧しているところでございます。

生産調整をずっと長年、30年以上にわたってやってきましたが、米離れということが、現実的な需要と供給のバランスが崩れているということも一つの背景にあるのかなと思っています。

しかし、この地域におきましては、土地柄的に土地利用型の農業が基本的にあるということも認識しているところであります。それに伴って生産調整にかわる園芸作物等の振興も図ってきておるわけですが、さまざまな需要と供給のバランスを考えた中で、農家の皆さんが今後とも継続して農業ができるような支援については原課とも十二分に話しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時48分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

清水清秋議長 次に、小関 淳君。

(4番小関 淳議員登壇)

4 番(小関 淳議員) 穆清会の小関でございます。質問の前に、議会報告会のお話を少しさせ

ていただきます。

先月末、全議員によりまして9回目の議会報告会を開催いたしました。今回から新たに3会場をふやし、新しい地域の皆さんに議会内容を報告し、施策や事業に関する意見交換をしてみました。

平成24年5月に議会改革の一つの柱として、市民とともに歩む議会、そして開かれた議会を目指し第1回目を開催してから、かれこれ4年が経過いたしました。残念ながら参加者はなかなかふえてはきていませんが、参加者との意見交換の内容が我々の政策提言などに盛り込まれ、それが行政の事業などに反映されていることに、試行錯誤をしながら議会全体で報告会を続けてきて本当によかったなと議員の一人として感じているところでございます。

ところが、全国的には約1,700ある議会の中で報告会を開催してきたのは500ほどの議会がありますが、最近ではその報告会を取りやめているという議会もふえているようでございます。その理由はさまざまだと思いますが、それでも必ず報告会が市民のためになると信じて継続していくことが私たち議会人にとってはとても大切なことではないかと強く感じています。私も頑張ってPRしますので、できれば執行部の皆さんもぜひ報告会の参加を知人などに呼びかけていただきたいと思います。

それでは、一問一答でお答えをお願いいたします。

初めに、今シーズンの雪対策と体制の充実について質問をいたします。

地方の人口減少が急速に進む中、定住促進に向けた対策を多くの自治体に取り組んでおります。市でも子育て医療支援制度の充実などさまざまな事業を充実させようとしています。しかし、先進的にさまざまな対策に取り組んでいる自治体とは意気込みや事業内容の迫力が余り伝わってこないなと感じているのは私だけでしょ

うか。

平成28年度のまちづくり市民アンケートに掲載されている重要度、つまりふだんの暮らしで感じている施策の充実を期待する度合いです。そのページを見ると、上位5項目の中に除雪・排雪体制、流雪溝の整備、隣近所の除雪協力体制の雪対策に関連する3項目が入っています。この結果だけを見ても市民が冬期間の快適な生活を強く望んでいることがわかります。

昨年、議会の提言から、区長、民生委員の代表者、教育関係者、学識経験者、建設関係者、国・県、市の担当で組織された雪対策を協議する雪と暮らしを考える連絡協議会が発足いたしました。

冒頭にも触れましたが、これは我々議会が継続してきた議会報告会と深く結びついております。その参加者との意見交換の際に、ほぼ毎回ほとんどの地域で雪対策関連の意見が提案をいただきました。そのさまざまな市民の強いメッセージを議会全体で検討し、そしてまとめ上げ、提言書に盛り込んで実現したものと認識しております。この組織がさらに機能し、冬の暮らしのさまざまな課題が少しでも改善できるよう心から期待をしています。

そこで、昨年、協議会が提案した7項目について、具現化できたものはどのようなことでしょうか。また、今年度は実際どのような議論があり、今シーズンはどう事業に反映していく予定なのか。そして今後、この協議会でどのようにして地域にある切実な雪問題を集約し、現実感を持った改善策につなげていこうとしているのかを聞かせてください。

まずは1問目の質問はこれで終わります。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

議会からも大きな提案をいただきまして、政策提言、地域にとって雪対策というのは大変必要だということにつきましては私も十二分に認識しているつもりであります。

私もこの職をいただきましてから、雪対策について本当に徐々にではありますが、除排雪能力の強化でありますとか流雪溝の金沢地区への導入問題ですとか、そういうことを一つ一つ取り組んできたところがございますが、少子高齢化という環境が一層進んでいるということも一方であるなということも認識しているところであります。

初めに、昨年、協議会から提案いただきました7項目について、具現化できたものはどのようなことかとの御質問であります。地域の高齢化や前5年間の豪雪状況を見るに、本市にとりましてもこれまで以上に雪対策に向けた取り組みが重要であると認識しております。

そのような中で、市議会の皆様からいただきました政策提言を契機とする新庄市雪と暮らしを考える連絡協議会は、昨年秋に「高齢者になっても安心して住み続けられる新庄の雪対策」と題し基本7項目を掲げ、その中には速やかに実現を目指すべき対策としての11項目と今後数年以内に具体化することが望ましい対策8項目が盛り込まれたところであります。

特に速やかに実現を目指すべき対策とした項目では、各種の雪関連申請手続の簡素化や、広報のあり方として市ホームページに新たに「雪国生活」と題した雪総合案内を掲げ、本年11月24日から閲覧できる体制となっております。あわせて、ホームページが身近でない方へ向けたパンフレット約2,000部を用意し、便利帳として御利用いただけるよう整えたところでございます。本日、皆様のお手元に「雪国生活」のパンフレットを配付いたしました。現在これは校正中ということで、議員の皆様と再度協議をし、これをインターネット、ホームページに遠い方

にお配りしたいと進めているところであります。

また、道路除雪の出動基準の見直しでは、昨年度から市の北部地区と中核工業団地においてこれまでのセンサーによる出動指令から市及び請負業者の判断を加えた柔軟な出動指令へと変更し、本年度からは市全域における体制へと拡大しております。ほかにも雪相談窓口の開設など4項目において実行に移しております。

現在は、共助による雪対策の推進や除雪時刻表の公表に向けた対策、玄関前置き雪対策の強化など6項目においてさらなる作業を進めており、これらも早急に具現化してまいりたいと考えております。

次に、本年度の協議会の内容と今シーズンへの事業範囲についての御質問であります。本年度は5月から11月にかけて計4回の協議会を開催しております。その内容は、前年度に具体化した項目についての検証や、そこから見えてきた課題への整理、また今後の答申実現に向けての方向性や協議会の持ち方などについて御意見を伺っております。

特に速やかに実施すべきとした優先11項目の中にあつては、具現化できている項目について、スピード感を持った対応が求められたものであり、新たな事業項目が追加された内容とはなっておりません。

最後に、本協議会でどのようにして地域にある切実な雪問題を集約し、現実感を持って改善策につなげていくのかとの御質問ですが、雪対策の基本にはこれまで同様、機械による除排雪の強化や流雪溝の整備促進と考えております。しかしながら、これらの強化には、反面、玄関前の置き雪の問題や流雪溝の溢水被害の問題などが比例して多くなることから、本協議会を通じ地域との協力体制構築や関連機関との連携強化のあり方などについて協議を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年度から実施しております雪相談窓

口への問い合わせや雪ホームページによる情報提供なども活用し、細部における意見集約を行った上で、提言に示された7項目19施策についての早期実現と各年度における検証に基づき、施策の継続、廃止、見直し、優先順位の選定などについても同様に協議会の意見を踏まえて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 非常に私もこの協議会の動きというのは興味がありまして、いろいろ原課に行ってお聞きしたり、委員の方々から話を伺ったわけですが、一言で言って非常に迫力ある動きをしている、議事録等も見せていただきましたが、非常に迫力があるなど、本気で雪対策に向かっているなというところが見えました。いろいろ再質問を考えてきたんですけれども、ほとんど再質問することがないぐらいのすばらしい動きをされていると。

ただ、ただ一つ気になったのは、先ほど市長も11項目、7項目ということで課題を挙げていましたけれども、それを要するに日々の業務の中でこなしていくことが果たしてできるのかどうか、私は心配になってきたわけですが、実際問題、これぐらいの動きをして、業務的にはどのような感じを持っていますか。それから、今後どのような体制というか、していきたいか、それを聞かせていただきたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほど市長の答弁にありましたように、協議会からいただいた施策はトータルしますと19にも上っております。事務局を構成する職員の思いというのは、雪対策を最重要課題と捉えておりまして、まずは最優先に

取り組んでいくべきと考えております。特に協議会からはスピード感を持って取り組みなさいという意見を付されておりますので、全力でもって職員としては邁進してまいりたいと考えております。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 失礼しました。

現状の体制5課にわたって事務局が構成されております。19の施策を頂戴したわけですが、それに対して各課で作戦書なりを作成しなくてはならないと考えております。ほかの業務もエリアがあるということで厳しい部分もありますけれども、現体制の中でとりあえずは頑張っていきたいと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 何か課長の苦しい胸の内が見えてきて非常に切なくなっているわけですが、これについて人事の担当の総務課長は、私から見た限り都市整備課の業務はかなり厳しいように感じるんですが、もしそういう声が原課から上がってきた場合、人間的にふやすとかふやさないとか、そういうことは考えられますか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 職員体制についての御質問でございますけれども、毎年1月には次年度の体制整備のための人事ヒアリングということを設定させていただいて、現場の課長のお話などを聞きながら来年の体制固めを行っております。今年度につきましても、年明け早々にでもそのような話し合いを持ちながら、全課の課長にお話を聞きながらの判断にはなりますけれども、どういう体制にいくのか、職員をどのようにするのか、もしくは委託なり嘱託、そういったことの活用も必要な場合があるかと思っております。

そういったところを都市整備課長ともよく協議を重ねながら詰めていきたいと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 原課の状況を聞きながら、ヒアリングしながらということですが、やはり先ほど市長の答弁にもありましたように、非常に雪対策というのは重要な、ここで暮らす市民にとっては非常に重要な部分だということは皆さんが認識していることだと思うんですね。協議会も非常に機能して、スピード感を持った対応をしていただきたいというふうな答申も出してきた、そういう流れの中で、都市整備課にかかわらず、雪対策にかかわる課というところの私はマンパワーを本当に心配するわけでございます。日常の業務もやりながらさらに雪対策についての業務も重ねてやらなくてはいけない。しかし、雪対策というのは冬の期間だけ対策を講ずるわけではないですよ。年間を通していろいろなことを雪が降る前に整えておかななくてはいけないという業務もあると思うんです。

ぜひ、これからどんどん人口が減少していくわけですから、それは間違いのないことだと思います、全国的な傾向ですから。ぜひ、雪が降っても大丈夫なまちである、東京は午前中降ったら大変なことになりますからね、新庄は2メートル降っても毎日機能するという都市なわけですよ。そこを前面に出して、雪と真剣に、協議会もこのように機能しているわけですから、真剣に向き合えるような体制づくりをしていただきたいと思いますが、総務課長はどのように考えていますか。その人員について、現時点で足りているのか、足りてないのか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 私も雪対策が本市にとって非常に重要な課題であるという認識は、小関市議と一緒にございます。そういったことで、これ

からも、これまでも、そういったことでは必要な人員体制を整えてきたつもりでおります。ただ、今後新たな行政課題もしくはその対策が出てくるということであれば、それに向けた体制整備も当然必要になってくるわけでございますが、同時に、これまでやってきた仕事との効率的なやり方、そういったものを検討しながら進めていくということでは、業務のやり方、あり方、どのようにしていくのかということについて、都市整備課長ともよく相談しながら来年の体制整備に当たっていきたいと思っておりますので、その点御理解いただきたいと思います。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 人員の問題に関してはいろいろ難しい問題もあると思いますが、職員の安全衛生面のことも、前回の一般質問で私はさせていただきましたが、やはり健康な状態で職員が市民のために動けるような、そういうシフトなりをしていただければと思います。

そして、あともう1つ2つあるんですけれども、この協議会の中で、冬期間に問題のある現場というのが市内に何カ所かあると思うんですね。そういうところに出向いて、それを検証して議論に、大変頑張っていただいているのはもう重々承知の上で確認させていただきたいんですが、そういうことはあったのでしょうか。今後、その辺は、要するに課題、問題を抱えている地域に出向いてというふうな、それで検討するみたいな、そういう動きは考えていますでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 協議会としましては、昨年、冬期間に現地の状態を見ようということで、2月だったと思いますが、皆さんと一緒にバスを連ねて現地を回ってきたところであります。

そのような一つ一つの課題が例えばレアなものなのか共通した問題なのかということを協議会の中でも検討して、それが多くの市民の皆さんが困っておられるような課題であれば、それについては優先順位を高めて、課題解決に向けた方向性というのをその場で示してまいりたいと考えております。そのようなことについては今後も継続してやっていければと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ぜひ市民の立場に立った動きをしていただければと思います。

あともう一つだけ。非常に雪対策について市報でも大分ページを割いていただいて、わかりやすく掲載されていたんですけども、あてこのホームページも、すごいな、恐らく全国的に珍しいのではないかなと思う動きですよ。非常に評価させていただきたいと思います。

その中でちょっと気になったところがあるんです。5ページに雪相談窓口というところがあるんですけれども、これはあくまで確認ですけども、市民がこの道は市道なのか県道なのか国道なのかわからない場合、その道路、市民が利用する道路についての苦情というか、そういうものは、市、県、国道にかかわらず相談を受けるという窓口ですか、それだけ確認をさせていただきます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 議員がおっしゃるように、確かに市民の皆様の中には市道なのか県道なのかよくわからなくて電話をいただくことがあります。そのほかにも、雪問題は先ほどの話にもありましたように多課にわたるということがあります。いただいた電話がたらい回しにされるというようなことがないように、ワンストップで事を解決したいという思いからこの相談窓口

というのが開設されております。

したがって、都市整備課で質問を受けた内容についてはそこで完結をします。ほかの課に関する部分であったとしても都市整備課で物件を受けて、国・県道にかかわらず、他課にかかわらず解決に向けた対策をとる、対応をとるというように心がけてまいりたいと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 私たち議会が提言書の中でお願いしたのは、恐らく一本化、窓口一本化ということで、雪に対する御相談はここでいう感じで提言させてもらったと思うんですけども、それでよろしいですね、そういう認識で。国・県の窓口にもなっているということでもいいですね。わかりました。

いずれにしても、最初申し上げたように、非常に熱意を持って取り組んでいただいていると感じました。雪と暮らしの連絡協議会をさらに機能させて、冬の市民生活をさらに快適なものにさせていただきたいと切にお願いいたします。

次の質問に入りたいと思います。

次は、伝統文化や生活文化の伝承についての質問でございます。

地域の伝統文化や生活文化を後世に伝承していくことは、今を生きる私たちにとって大切な使命であると考えます。先日、新庄まつりがユネスコ無形文化遺産に登録され、全国どころか、世界中から注目される可能性が出てまいりました。これからは、そのような祭り文化を守り育んできた風土や歴史、人々の暮らしに興味を持ち、新庄市を訪れる方々も少なくないと私は予想しています。

新庄最上にはさまざまな伝統文化、生活文化が根づいており、世界中の民俗文化研究者などが注目するような、この地域特有の文化も多いと感じています。例えば歴史資料館には大量の

生活用具、民具が展示されており、その中でも稲わらを利用した民具の質の高さは驚きです。以前、京都にある河井寛次郎記念館、皆さん御存じだと思いますけれども、そこを訪ねた際に、収納品の中に山形県新庄市と書かれたわら細工の椅子を見つけました。私は驚きと同時に少し誇らしい気持ちになったことがありました。

新庄まつりがユネスコ無形文化遺産に登録された今、歴史資料館や雪の里情報館の存在は、今後、豪雪地新庄が持つ本当の魅力や厳しい環境下で暮らし続けた歴史などを知っていただく大きな役割を果たしていくのではないのでしょうか。

そこで、市ではこれまで伝統文化や生活文化の本格的な調査や、伝統工芸や民芸品などの後継者対策などは行ってきたのでしょうか。また、調査や対策をしているとすれば、どの程度まで進んでいるのでしょうか。さらに、その調査結果などをどう活用し、大切な工芸品や技術をどのようにして後世につなげようとしているのかを聞かせてください。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、伝統文化や生活文化の伝承についてお答えいたします。

伝統文化や生活文化については、文部科学省の文化財保護法、そして経済産業省の伝統工芸品産業の振興に関する法律、その2つの流れがございます。市に置きかえれば社会教育課と商工観光課の事務分掌となると思うんですけども、とりあえずそれらを含めて私のほうから答弁させていただきます。

伝統文化、生活文化の調査につきましては、昭和40年代から50年代にかけて、「新庄の昔ばなし」「新庄 自然と文化遺産」「新庄の石仏」「かつろく風土記」、それらの出版事業、そして亀綾織については復元のための調査研究が、これは商工観光課ですけれども、行われており

ます。新庄まつりについても、新庄まつりの写真集あるいは新庄まつりの絵本等々いろいろ出版物ということでこれらの伝承についてかかわっているのではと思っております。また、これらを集大成したのが市史の編さん事業でありまして、市史編さんの中で本編はもとより、別巻である民俗編、それから自然・文化編にその成果があります。

また、後世にどのようにつなげていくかにつきましては、わら細工については、最上地域全体の雇用対策として最上地域雇用創造推進協議会、MMステーションの事業としてわら細工の講習会を平成24年から26年度の3カ年にかけて実施し、最上地域の受講生の中からわら細工職人として独立した方も出てきております。

また、隠明寺舩につきましては、これは先ほど紹介した「新庄 自然と文化遺産」に掲載されたことにより県の指定有形民俗文化財になっておりますけれども、これについては数年前に補助金を活用して製作の全工程30時間の講習会を隠明寺舩保存会が開催しております。その受講生が現在の保存会の活動を担っており、市内の小中高等学校に出向いて、次代を担う子供たちにたこづくりを教えるなどの活動も行っております。特に新庄東高等学校では授業として全工程の講習を3カ月間かけて実施しており、この子供たちの中から保存継承に携わっていく人材が育ってもらえればと考えているところであります。

民話につきましては、これも先ほど紹介した「新庄の昔ばなし」の出版事業から生まれた新庄民話の会が発足30年を迎え、毎年開催しておりますみちのく民話まつりや歴史センターでの民話語り等で民話の普及に努めております。さらに、県の市町村総合交付金を活用した昔語りこども塾事業では、小学校の子供たちに民話を教え、こども語りまつりを開催するなどの形で継承を図っております。

ほかにも、新庄亀綾織、東山焼等の伝統工芸や萩野・仁田山鹿子踊、鳥越神楽等の文化財があり、現在も継承されております。

また、商工観光課が所管しております卓越技能者の市の表彰制度等も伝統工芸等の後継者の育成の役割を果たしてきました。

いずれにいたしましても、伝統文化は一度失えば復活するのは極めて困難でありますので、地域の風土や歴史が育んできたものとして大事にしていまいりたいと考えており、市といたしましても何らかの形でかかわっていまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。以上です。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ありがとうございます。

いろいろな場面で育成に向けて動いている動きもありますし、非常に評価する部分はあると思いますが、いかんせん、種目というか、何というんですか、工芸品の種類というか、そういうものを何か限定的に支えているような感じがするんですけども、工芸品として把握している手わざというか、そういうものはどれぐらいあるのでしょうか。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 伝統工芸品という範疇は、先ほど申し上げました伝統工芸品産業の振興に関する法律という部分で、ある意味商工観光課の所管ですけれども、私も10年ほどかかわらせていただいたのでお答え申し上げます。

これは国指定も当然あるんですけども、国指定はこの市内には1個もございません。県で指定しているものでは新庄亀綾織と新庄東山焼、その2点でございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） その2点ということなんですけれども、工芸品というジャンルになるかどうかわかりませんが、わら細工なども、先ほど答弁にありましたけれども、非常に質の高いわら細工をつくる伊藤佐吉さんという方ですけれども、たまたまつけたテレビで何か全国放送で佐吉さんが注目されていたのを見て、それも日本の東北の山形の新庄のわら細工にイタリアからわざわざ来たと。そういう場面を見て、私もインターネットでわら細工というのでいろいろ検索してみると、やはり新庄、あとは横手あたりがちょこっと出ますけれども、新庄がかなり上のほうで出てくるんですね。

今までやっていらっしゃることも十分わかりますけれども、もう少し若い世代に、民衆的工芸というか、そういうものと触れ合う、接点になるようなものをもう少し仕掛けていただければ、またそこで何か化学反応というか、起きる可能性もあるのではないかなと思うんですけれども、いかがですか、そういう機会をふやすというか。本当に世界から恐らく注目されてくると思うんですね。民俗的なところ、やはり生活文化的なところでぜひお願いしたいんですが、どうですか、そういう方向性は。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 若い世代に触れ合う機会をもう少しということなんですけれども、現在、山大フィールドワーク事業の中でも、東山焼であったり、新庄まつりであったり、七所明神であったり、隠明寺風とか、昔語りもあるんですけれども、そちらのほうに触れ合っていただいてさまざまな提言をしていただくとともに、地元の活性化にもつなげるという事業もございます。

また、現在考えているものに、ふるさと歴史センターが拠点となりますけれども、収蔵品の動画や写真での紹介とか子供向け展示スペースも今検討しているところでございます。また、

将来的には、生涯学習施設、他施設での展示とか、これは構想になりますけれども、まちなか民具館とかいろいろな構想が出てくると思いますので、それらの中で検討してまいりたいと考えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ぜひ、いろいろなイベントと言ったらちょっとあれですけれども、ワークショップ等を開催していただいて、できるだけいろいろな若者、若者を問わずですけれども、接点を持てるような機会をふやしていただけないかなと。

なぜかという、私の知人で、木地師というか、木工をしている人がいるんですけれども、その人がこの間言っていたんですけれども、フランスの化粧品のある有名な会社からオファーがあったと。器をつくってほしいと言われたんですが、その人は90歳を過ぎていますので、断ったと申しておりました。後継者についてはと聞きますと、後継者は、息子は出ていったというか、都市部で働いているので後継者はいないと。「もし若者が興味を持って見たいということがあればどうですか」「いつでもいいです」と。「もしその人が弟子に入りたいと言ったら」と言ったら「給料は出ない。給料が出せるぐらい今仕事をもらってない」と、そこでしゅんとなると。そういう現状もあるわけで、何かその接点の部分をうまく教育委員会なり商工観光課なりがサポートできたら、もしかするとぴたっとつながる場合もあるかと思います。ぜひ前向きに検討していただけないかなと思います。

検討していただくという返事もいただいているので、これで質問を終わらせていただきますが、本当に、先ほどの雪対策関係の質問にしても、質問をする際にいろいろ調査させていただくんですけれども、非常に熱意を感じているわ

けでございます。少しでも市民生活がよくなるためにみんな頑張ってくれているんだということを今回の一般質問では感じました。ぜひ職員の皆さんの健康を維持しながら市民のために頑張っていただければと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから１時まで休憩いたします。

午前 11時33分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

星川 豊議員より午後から欠席との届け出がありました。

山科正仁議員の質問

清水清秋議長 次に、山科正仁君。

(5番山科正仁議員登壇)

5 番(山科正仁議員) 市民・公明クラブの山科です。

まずは新庄まつりのユネスコ無形文化遺産登録、おめでとうございます。関係各課の御尽力に敬意を表しますとともに、今後ますますの努力を期待いたします。

さて、我々市民・公明クラブでは、山口県山口市のクラウドファンディングの取り組み並びに萩市の明倫小学校における吉田松陰先生の教えを生かした道德教育、その取り組みに対しての行政視察に行つてまいりました。詳しい内容は省きますけれども、今後はこの視察で得た自分の見識、これをもとに総務文教に関しても市政への提言とさせていただきたいと思います。大変有意義な視察でございました。

それでは、発言通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問は３点でございます。

まず第１に、後継者育成についてという大見出しです。これは内容的には２つに分かれておりまして、現在事業承継している若手後継者、その資質の向上の支援、あとこれから起業を考えている方への新規起業の支援と、この２本立てになっておりますが、あわせて述べさせていただきます。

まず社会の現状としまして、今国内の中小企業の分析としては、2016年度版の中小企業白書に、収益、景況感、経常利益は非常に過去最高水準で今来ていると、景況感も大変改善の傾向にあるということです。一番問題になっているのは売上高が伸び悩んでいると。しかも中小企業の数というのは緩やかに減少してきております。喫緊の課題としまして、まずは人手不足、あと設備の老朽化だと言われております。いわゆる省力化、それから売り上げ拡大、これを通じて稼ぐ力というのが求められてきております。つまりは経営者の力を高める、その必要性を求められているのであります。当市でも例外ではないと考えております。

そこで、当市としても安定な雇用の拡大とか収支バランス、いわゆる生活が成り立つような定住促進ができるように、生活が安定できるようにという観点から、民間のそういう支援している機関へのバックアップ、それから商工農林業、その事業承継者に対する、それから新規就農者、新規起業家に対する税制面等での具体的な優遇措置、優遇的な支援ができないかということを考えまして、この積極的な支援を行う必要性を強く感じておるものです。

２番目としまして、予算編成の経緯についてという題に入りますが、こちらも今現在全国的に予算編成の公開というのが進んできてはおります。名古屋市とか高山市、出雲市が挙げられ

ますけれども、まだまだ少ない現状であります。この取り組んでいる市の公開状況というのを見ますと非常にまだまだ要求の過程が不透明で、非常に市民にはわかりづらいと言われております。ぜひとも当市でもわかりやすい予算要求、編成の過程、それを公開する必要性を私は考えておるわけでございます。

市民が期待している事業の確認する方法、これが予算要求のレベルで行う、これが非常に明確な確認方法であろうかと思いますが、現在これを行うには公開請求をかけなければいけないと。非常に市民にとってはハードルが高いのではないかなと思うわけです。また、我々議員も適宜に確認したいと言っても、これは地方自治法の第100条で個人的には調査権も検査権もないよと言われております。個人としてやるには一般市民と同じように情報公開条例に基づきまして公開請求するしかないということになっております。

私ごとというか、この前、各課長にそういう内容の一斉メールをしました。当然のことながら、非常に横のつながりが強いのかどうかわかりませんが、1時間以内ぐらいにその回答は不可であるという返答をいただきました。当然まとまった返事で、大変まとまりのあるシステムだなと思った次第です。皮肉ではなくて、非常にそういう危機管理がなっているなと捉えております。

そして、当市としても、現在公開している自治体、これを参考にしまして、よりわかりやすい内容での公開が必要と考えるわけであります。

3番目になりますが、市有施設についてとなります。

これは非常に悩ましいなと私は思っていたんですけれども、実は一般質問をするに際しまして、通告書、12月1日の受け付け、3番で受け付けしていただきましたが、その後12月6日に「新庄市公共施設等総合管理計画案」という資

料をいただきまして、あわせて「新庄市の強き財政計画について」という2つの資料をいただきました。これできのう全員協議会が行われまして、その内容についての説明、質疑応答がありました。これにおいて私の大体回答内容、答弁内容をいただいたような感じはありますが、実際は一般質問での公開の場で行う意味合いが強いということで再度質問させていただきます。内容的には重複するのが当然あるかと思いますが、その辺は答弁の内容としてお任せいたしますので、よろしくお願いします。

まずは社会の状況ですけれども、全国的にやはり各自治体もこの公共施設白書作成、公開によって、住民への公共施設の更新問題、大きくクローズアップされております。いわゆるストックとコストとサービス、この3つの面を柱にした物件情報、それから経費関連の情報、それから利用状況の情報と、この3本柱にしまして公開しております。

これはなぜかということ、全国的な問題としまして、自治体というのは大変厳しい財政状況にあります。その中でもやはり昭和40年から50年代に行われました教育施設、それから住宅等の公共施設、その大規模修繕、それから建てかえ等の更新、これが財政上の問題、これが表面化されてきたという現状であります。そういった状況の中でこの公共施設白書というのを作成と公開という形で、この課題にいち早くうちの自治体は取り組んでいるんだよという姿勢、スタイルを見せるがための公開であろうかと思っております。

今後10年20年の間に非常に想定される老朽化した施設の大規模修繕等の費用というのは巨額であるということでもあります。しかも、それらに充当する財源が見当たらないということが一番問題であろうかと。それに伴って、この資料にもありましたけれども、総床面積、つまりストックを減らす、それからコストを削減する、

サービス面の向上をしていく、向上というか、サービスを下げないという喫緊の課題だということに捉えております。今後、公共施設の適正配置、この問題に注目して、市民や住民へ危機管理、それから恐らく痛み分けというか、財政面での痛み分けというのを要求していかなければならんのかなという目的があってこのような公共施設白書の作成、公開に踏み切っているんだと思います。

当市でもこの市有施設に関する研修会というのが2回ほど行われました。これを考えれば確かに危機管理をしっかり持っているのかなと思っております。既に着手していますけれども、明倫学区の施設一体型小中一貫校の建設、それから市長の公約であります看護師養成機関の設置、県事業でしょうけれども市としても何らかの負担が要求されるのではないかと考えておる県立新庄病院、その改築。それと並行した、今言った公共施設の適正配置、そういう計画をなさなければいけないと。それを考えれば、構想自体を非常に甘く持ってははいけないと。また、昔みたいな第二の夕張だと言われるようなことは避けなければいけないと考えております。

去る6月議会で私は質問させていただきましたが、あのときの答弁のようにまだまだ抽象的で机上的な考えではなくて、より具体的な財政面に裏づけされた計画、構想を聞いたかったという内容であります。

これは確かにきのうの全員協議会でありましたけれども、ほぼそこで回答は得ておりますが、ここは一般質問でありまして、きのう見ていなかった市民の方、もしかするとネットで見るかもしれませんので、それもあわせて再度の質問となりますが、よろしくお願いします。

以上3点です。お願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

後継者育成についてということで、幅広く商工農業種関連の御質問であります。商工農業種における既存若手後継者に対してのバックアップ体制についての御質問であります。現在、最上総合支庁及び最上8市町村、最上管内の商工会議所で構成している最上地域雇用創造推進協議会で実践地域雇用創造事業の雇用拡大メニューとして、事業継承の課題や円滑に事業継承を図る上での重要なポイントを紹介していく事業継承対策セミナーを今年度は3回開催しております。また、今年4月から商工会議所、新庄信用金庫、山形大学の三者が共同して新庄最上地域の経営者及び後継者を対象とする経営塾を開催し、経営力向上やリーダーとしての見識を高める育成プログラムを実施しており、産・官・学と連携をとりながら後継者等のバックアップを図っております。

続いて、新規起業希望者の支援についての御質問であります。

現在、市では新規起業希望者の支援として、商工会議所と連携し起業支援のワンストップ窓口を展開しており、市役所内では商工観光課の2名の職員が相談対応を行っております。相談窓口では、市、県、国の支援施策及び市内金融機関等の商業支援機関を紹介するとともに、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能とするために、互いに情報の共有化を図りながら創業に向けた事業計画や資金調達、市場調査や許認可、手続等適切なコーディネートを行っております。さらにより詳細な知識を必要とする場合は、市内の社会保険労務士及び税理士、行政書士等を紹介し、税務、労務管理、起業手続のアドバイスもいただいております。

また、創業後についても、商工会議所と連携しフォローアップを行い、適切な支援を行っております。

なお、本日もゆめりあで創業支援セミナーを開催しているところであります。

今後とも関係機関及び市内金融機関等と連携を図りながら継続して支援してまいりたいと考えております。

次に、農業分野における新規起業者の支援につきましては、青年就農給付金を活用し、農業を開始するための支援を行っております。県においては、今年5月に農業経営法人化支援協議会を、そして6月には最上地域において支援チームを立ち上げ、農業経営アドバイザーや金融機関、さらには行政、農業団体の協力のもと、動機づけや経営、融資、アドバイス、フォローアップ事業等を行い、担い手の法人化や経営発展のサポートを行っております。

また、林業後継者育成のため、県では平成28年度から開設した県立農林大学校の林業経営学科において、安心して研修に専念できる給付金制度を設けながら事業がスタートしたところであります。

農業経営の法人化は、経理の明確化、雇用や投資財源の確保、信用取引、円滑な経営継承、税制優遇措置などのメリットがあり、一定以上の所得があれば確実にその有利性が増しますので、これまで県とタイアップして農業経営の法人化セミナーを継続して開催しております。特に今後の土地利用型農業においては集落営農や法人化も必要であり、希望のある地域において説明会を開催しており、機運の盛り上がった組織には、法人、集落営農を立ち上げる支援金を予算化し、バックアップを行っているところであります。

次に、予算編成の経緯の公表に関する御質問ですが、予算編成過程の公開は比較的規模の大きな自治体を中心にさまざまな手法で先行的に取り組まれております。ホームページを見ますと専門用語も多く、読みこなしが難しいという印象はありますが、予算編成過程の透明

化を進めるというかねてからの課題の解決につながるか注目されるところであります。

本市の予算編成は、11月冒頭に予算編成方針を通知し、12月からの査定を経て1月下旬には全体の骨格を定めております。査定開始から実質2カ月に満たない間に新年度事業、事務の適否に関する判断を行っておりますが、あわせて財源確保の観点から国・県等の施策、予算編成の動向等に的確に対応する必要があるため、日々流動する状況の中で全体調整を図りながら施政方針を具体化する予算編成作業としております。

現在、12月定例会初日に予算編成における要求状況と次年度の重点施策を示した予算編成のポイントを編成資料としてお示ししておりますが、今後の事業の要求状況並びに査定過程の開示となりますと、要求時における歳入と歳出の乖離が大きいため、現状の予算編成の仕組みの中では難しいものと判断しております。

当面、可能な限り早い時期の原案内示を行うとともに、住民生活に影響を与える重要案件は全員協議会等の機会を設けながら早期の情報提供を行う対応といたしますが、議員御指摘の予算編成過程の公表のあり方については今後とも継続して研究していく考えでありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、市有施設についての御質問ですが、市有施設の今後の方向性については、昨日の市議会全員協議会において新庄市公共施設等総合管理計画の素案を御協議いただきました。その計画の中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方について、数値目標も含め一定の方向性を示しております。

具体的には、今後新たな施設整備を検討する場合には、既存施設と統廃合や複合化、集約化を行い、施設総量の縮減を目指していくこととしており、公共施設を多目的に有効活用するこ

とで、魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、維持管理に当たっては、指定管理者制度など公民連携手法であるPPPを推進し、民間活力の活用を図ってまいります。PPPの代表とされるPFIについては民間事業者の参画が不可欠でありますので、既に導入している自治体の事例を参考にしながら、PFI手法の適用しやすい分野から導入を検討してまいります。

最後に、財源の問題であります。今後の財政状況等を考慮すると全ての施設の改修や建てかえに十分な予算を割くことは非常に難しいと推計しており、限られた財源で市民や利用者のニーズに合った公共サービスを提供していくためには公共施設の適正配置が必要となりますので、次年度以降、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を進め、市民の皆様の意見をお聞きしながら公共施設マネジメントに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） 御答弁ありがとうございます。大変内容的には非常に充実した答弁であったかなと思います。

まずは事業承継に関して、後継者の育成面に関してですけれども、確かに今、民間、商工会議所と信用金庫と山形大学、山形大学は民間ではないですけれども、その経営塾という感じでいろいろな取り組みをしてくださって、大変素晴らしいことだと思います。

先ほど出ましたけれども、農業法人の起業に関しては確かにまだ始まったばかりということですが、表立ってJAの支援もあります。ただ、どうしても商工業の支援というか、教育に対してまだまだレベルが低過ぎると感じております。どうしても昔からの商い、農業をやってきた人を急に商人レベルまで持っていくとい

うのは並大抵の教育では大変かなと感じております。この辺をどのような感じで同レベルまで持っていくような取り組みをなされるか、おわかりでしたら教えてください。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 農業分野における法人化ということで、家族経営が継承されていけば、それは何らそれにこしたことはないんですが、集落的な規模あるいは所得額がある一定以上上がっていけば、やはり先にあるのは法人化ということではないかと認識しております。何もかも最初から法人化ということではなくて、やはりデメリットもございますので、その辺はメリット・デメリットをしっかりと理解していただきながら、最終的な方向性としては法人化へ進んだほうがいいという経営体であればそちらのほうに誘導していきたいということで、まずは商業と比べればやはり立ちおけている部分がございますので、法人化入門研修、それを踏まえた実践研修ということで、専門家をお呼びして経営計画の作成から経営哲学、財務会計、生産、原価管理、資金調達、こういったものを専門家の方あるいは先進農家、あるいは税理士等、あるいは金融機関の方を講師に招きながら、こういったまず研修のほうから入っていくことが大事だろうと認識してございます。その先に法人というものに誘導していきたいというように研修を進めているところでございます。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） やはりこれからの農業就農者も商工業者、経営者と同じような経営資質を持っていないとなかなか大変な時代かと思っております。そういう取り組みがなされると、これからも計画があるということで、大変安心したという点もございます。

ただ、今、御存じのとおり、先ほど市長もお

っしやいましたが、林業関係なのですが、県立農林大学の林業科には今現在15名いらっしやるということで拝見しておりますが、よく生徒に聞いてみると、「卒業したらどうするんだ」「わからない」と。「家では林業をやってないんですか」「いや、やってはないけれども、将来やりたいと思って来たんだ。どうするか道筋がわからない」と、せっかく新庄に来て……。発言通告外だったらとめてください。新庄に来て、初めて入って、これから卒業して1期目が出ていってしまっただけで全然新庄に定住しないというのであれば、結局林業に入らない、林業の職についても食えないというのであれば、それは問題であって、ただ単に体裁をよくして、林業方面に力を入れたという行政の指導に乗っただけの話であって、生活できるような話にならないのではないかと話もありました。新庄市としても率先して、その学校が存在する自治体でありますので、その辺のフォローというのをしっかりやっていくのが今後の新庄の方向ではないかなと思っております。

税制面での支援ということを私はメインに今回質問に入れていますけれども、新規に立ち上げた方の法人税等の優遇措置というのは現実にとることが可能なんでしょうか、不可能なんでしょうか、お答えください。

清水清秋議長 暫時休憩いたします。

午後1時23分 休憩

午後1時24分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

田宮真人税務課長 議長、田宮真人。

清水清秋議長 税務課長田宮真人君。

田宮真人税務課長 新規事業者、起業者に対する税制面の優遇措置としまして、法人税関係の優遇措置というお話でございますが、法人税につきましては国税、国の税金でございますので、

国のほうでそのような形での優遇措置はあるという形では聞いておるところなのですが、市としては、現在、今の法人税の部分は国税ですので、市としての優遇措置というものは現在ないところでございます。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） 法人税は国税ですから当然そうですね。いろいろな税制面での支援というのがとれるかどうかということでありました。というのは、民間でも、私の友人というか、知り合いの方も、ぜひ新庄の企業を立ち上げるのであれば一生懸命応援したいよという有志もおられまして、その立ち上げに対してのバックアップをしてくれというわけではなくて、無償でもボランティアでもやると、一生懸命やらせていただくという方もいらっしやったものですから、あとは市のほうのやる気がどのように出せるかと、市のやる気を示してくださいという意味で質問させていただきました。ぜひとも検討というか、いろいろな面でお願いしたいと思います。

2番目の質問になりますけれども、予算編成の経過についてですけれども、これは財政的にこの案件に関してはまだ取り組むことはないという市長の答弁でありましたが、これは住民がこの市政に対して関心が高まる一つのいいきっかけだと考えるわけです。我々議員にとっても予算編成の過程が逐次確認できるということによって一層監視力を増すのではないかなというように考えております。

例えば、今全国で5,500カ所あるとしております通学路の危険な箇所があるわけなんですけれども、それがまだ未対応だと、自分の子供がもしその危ないところを通るのかなと確認したいという市民がいらっしやるとすれば、その児童生徒の通学の危険箇所対策事業みたいな仮に名前があって、そういうのが予算化されている

のか確認したいとします。それを見る方法というのが、さっきも言いましたけれども、公開請求であれば非常にハードルは高いと。ということは、わからないということになるわけです。それを可視化して見えるようにして、行政への不満をなくすと、不透明感をなくすという意味でこのような公開は有効ではないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

小野 享 財政課長 議長、小野 享。

清水清秋 議長 財政課長小野 享君。

小野 享 財政課長 予算編成の経過の公開に係っての公開の仕方ということについての御質問ということで理解させていただきたいんですが、予算編成の公開につきましては、市長答弁にもありましたように各市でそれぞれ先行的に取り組んでいるケースはございます。議員がおっしゃったように、款項程度のいわゆる資料事業部分で済ませているところもあれば、事業自体に個々の事業を拾いながら、要求状況、一次査定、二次査定、市長査定まで含んで査定結果を出しているというところもあります。ただ、それがリアルタイムなのか、予算編成後に編成経過として公表しているのかということは時系列の部分では確認できてはおりませんが、市民が一体何を求めているのか、それから議員の方も同じ立場になりますけれども、一体どういう形の予算編成の公開が正しいのか、我々としてもそういう一体何を求めているのかという部分ではなかなかつかめない状況にはあるかと思います。

実際、他市で先行的に取り組んでいるところにおきましても、その出し方の問題で、全然見られていないとか、具体的には、例えば予算要求に対しての意見をお聞きするというホームページもございますが、実際ほとんど要望も来ないという状況もございます。ということですから、情報の出し方という部分ではやはり市民の方、それから議会の議員の方も含めて、市、それから市の執行部も含めて三者それぞれの思惑

が一致しないとなかなか情報公開のあり方としては有効的に機能しないだろうと思っております。

具体例として今一つ通学路の問題を出されております。ピンポイントの出し方として情報を出すのが正しいかということになりますと、現在、新庄市では400以上の事業がございます。その全てに対して先ほどの予算過程を公開する必要があるのかどうか、誰が求めているのかという部分については精査しながら進めていかないと、情報公開のあり方については、大変申しわけないですけれども、無駄な情報といえますか、余計な情報を出してしまうということにもなりかねませんので、その辺は議員のおっしゃるとおり個々のピンポイントでどうなっているんだという関心を高めていくという部分については非常に重要なことではありますけれども、全体まで含めて出すのか、そういう主要な部分、課題となっている部分での情報公開を進めていくのか、そういう部分については今後の検討課題として一つ認識させていただくということで答弁をさせていただきたいと思います。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋 議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） そうですね、今おっしゃったように、市民側が何をしたいのか、市民が何を要求しているのかということを念頭に置いたことが必要かと思います。自分に関心があって例えば要求している、それから意見が今どの位置にあって、優先順位の確認ということをおっしゃいますけれども、今どの位置にあって、一体いつ実行されるのかとか、今年度は何もしてくれなかったけれども来年度はどうなのかなというような、あとは本当に予算化されるのかなという疑念を払拭する意味で、この予算過程というのが一覧で見られるような公開性というのが必要かなと思います。今後の課題として取り組んでいただきたいと思います。

それから、3番目の市有施設についてですけれども、きのう全員協議会で話を伺いました。その内容で全体的なことは全て了解しておりますが、最後のページにアンケートがついておりますが、このアンケートについてお聞きしますが、市民の方への将来的な財政の負担というか、そのことでの痛み分けというのが発生するかと思いますが、その辺をよく理解していただいた上でアンケートであったかどうか、ただ無作為に、まだよくわからないんだけどもただ書いただけという結果であるのかということを教えていただきたいと思います。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 御質問の趣旨としては、今後進めていく中で市民の負担増なりそういうデメリットといいますか、市民の生活に対して何らかの影響があるかという部分での問いかけも含めてやっているのかという御質問かと思いますが、実際、公共施設の今後の考え方、適正化を進める方策のやり方として、いろいろな方策、こちらから問いかけをしております。一つは施設の統廃合、それからもう一つ大きいのは受益者負担を高めるということです。利用料を高くするという部分についての質問もしております。ただ、現実的には、受益者負担部分については、利用者は一定程度限られているということではありますけれども、余りやるべきではないというアンケートの結果は出ております。そういうことですので、全体的には統廃合もしくは維持管理経費の軽減を進めていく、これが適正な方向だろうというアンケートの結果になっております。

したがって、我々としみしても、そのような市民の方々の考えでもございますので、受益者負担というのは一番簡単なわけですが、そういう安易な方法ではなく、やはり統廃合及び施設維持管理費の軽減を進めるという2つの

大きな目標を持ちながらこのたびの管理計画を策定したというところでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） 市有施設の関連に関しては大変大きな今後の問題になるのは間違いなと思いますので、ある程度住民の方への説得というか、周知が非常に大きなことだと思います。ただ単にこのアンケートを拝見すれば、そういう施設は早目によくしてねというような内容になるんでしょうけれども、基本的には将来的には子供たちに対する負担になるわけですし、現在の我々の負担プラス将来の子供たちの負担につながっていくという財政問題になると思いますので、その辺はしっかり理解していただいた上でアンケート調査をするなり、それから今後の協議の場に住民の方も入れていただきたいと思います。

最後に、いろいろ緊急性のある事案だと思って質問させていただきましたけれども、やれない理由を探すのではなくて、やれるための方法を考えるという精神で我々も取り組んでいきたいと思います。財政面の大きな懸案事案でありますけれども、いろいろな検討、それから答弁の中にありました執行状況をこれからも監視させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これで私からの質問を終わります。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時45分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

清水清秋議長 次に、叶内恵子君。

(2 番叶内恵子議員登壇)

2 番（叶内恵子議員） まずは新庄まつりの山車行事がユネスコ無形文化遺産となりましたことを心よりお祝い申し上げます。

新庄まつり山車行事は、世代を超えて受け継がれる伝統文化の象徴であり、新庄市の大切な観光資源の一つです。新庄まつり山車行事が世界の財産であると認められたのは、今日に至るまでの長きにわたり先人の皆様と現在御活躍の関係者の皆様、そして市民の皆様が大変な努力を積み重ねられ、行事を継承してこられたおかげであります。次の時代にきちんと残すとともに、さらに国内外に発信して魅力を知ってもらうことは、今の世を預かる私たちの責務です。私も微力ながら今後とも皆様と一緒に継承と発展に取り組む一助になりたいと願っております。

さて、通告に従いまして質問いたします。

少子高齢化の進行、人口減少が深刻な問題になっている中、将来に向けて持続可能な地域社会の構築のためには、市全体の地域力を高めていくことがとても重要になってきます。そのため、全ての市民が地域社会の一員としてさまざまな形で多様な地域活動やまちづくり活動に主体的に参加できるような意識づくりや環境づくりを継続的に推進していく必要があります。

そのような中、新庄市まちづくり総合計画においても協働によるまちづくりが重点プロジェクトを支える土台として位置づけられ、本市の目指す将来像である「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち新庄」の実現に向けた各種施策が推進されてきているものと思いますが、市民の間で協働とはどのように受け取られているのだろうか、市民に理解され浸透されているのだろうか。現在、市では市民参加の施

策を展開していますが、協働による市民が誇りを持てるまちづくりとはどの程度進んでいるのか、また成果はどのようにあるのか伺いたいと思います。

次に、児童生徒の個別支援事業について伺います。

文部科学省発表の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について、これは2012年の全国平均ですが、6.5%という発表があります。昨年の新庄市において13.4%と全国平均の2倍の数字ということを知って驚きを隠せませんでした。新庄市の宝である子供たちに何が起きているのだろう、原因は何なのだろう、このまま数字がふえていくのならば、このままでは新庄市の未来、日本の未来を担っていける子供が育っていけるのだろうかと非常に危機感を覚えました。

自分の危機感と実際の教育現場はどのようなかを知りたいと思い、市内の教育現場に赴いてみました。自分が小学生だったころを思い出してみると、授業と授業の間の休み時間、先生は職員室に戻っていて、用事があって職員室に行くとき先生方はお茶を飲んでいたり互いに談笑していたりしていたような記憶があります。しかし、現在は、休み時間になっても先生方の多くは職員室には戻ってこられず、児童と一緒にいることが多いようでした。一見小さな現象ですが、特別な指導や見守りを必要とする児童の数がやはりふえているということを物語っていると思いました。

教育の現場の声を聞いてみると、新庄市が配置している個別学習指導員に対し一様に深い感謝を示していました。個別学習指導員のおかげで児童の落ちつきがよい方向に変わり、学級運営を計画しやすくなっているということです。小学校、中学校の様子を伺うと、小学校の早い段階から学習がおくれがちな児童への支援を手

厚くすることによって、中学校に進学した生徒が落ちついて学校生活に取り組んでいるということも聞くことができました。

教育の現場は市の財政に余裕がないことも承知しています。そのため、教育の現場から市の財政を極度に圧迫するような要望は出てきていないのではないかと思います。ですが、実際に教育現場を見て現場の声を聞いた実感として、この大切な役目を担っている個別学習指導員の配置について、もっと拡充して増員が必要なのではないかと考えます。ほかの市町村に負けない手厚い教育支援体制を整えていくことが大切だと思いますが、どう考えていらっしゃるでしょうか。

以上2点につきまして質問させていただきます。御答弁のほうどうぞよろしくお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の市民協働については私のほうから、児童支援の個別支援員事業については教育長のほうから答弁しますので、よろしくお願いいたします。

現在、市民参加の展開の中で協働による誇りを持てるまちづくりがどの程度進んでいるかという御質問ですが、協働の基本的な考え方は、人口減少、少子高齢社会の中で、複雑化、多様化した住民ニーズの地域課題にどう応えていくか、行政の限界ということが今言われています。そこで、市民がそれぞれ持っている課題と行政が進める必要課題とをあわせながら、お互いが住むまちをお互いの力でよくしようというのが協働の理念というふうに言われております。

結果的には、より行政の目的である効率的、効果的に行政課題を必要課題として捉えていく

ということで、協働のまちづくりが必要不可欠だという時代になったということだと私は思っております。

具体的に例えば言いますと、昔は車のない時代には行政の課題としては戸籍あるいは税務、そうしたことのみにやっていればよかったわけですが、その後は車社会になりまして、交通安全、防犯、災害、そうした行政課題以上のものが、想定外のことがいろいろ起こり得るということで、地域の皆さんと一緒に地域を安全安心なまちづくりにしていくということが大きな現状の流れだと思っております。

新庄市では、私は当初から「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」ということで、人行きかうまちについては経済力であると基本思っています。人ふれあうまちは地域力の向上ということで、いかに市民の触れ合いを醸成していくか、それから自発的な活動につなげていくか、地域防災あるいは共同体を組織していくかということが人ふれあうまちの原点だと。もう一つは人学びあえるまち、教育力。この経済力、地域力、教育力の3点を大きなまちづくりの基盤と私はしているつもりでございます。

そんな中で、新庄市まちづくり総合計画と相互性を持ちながら協働によるまちづくりを進め、まちづくりへの市民の参画、行政の効率、効果を狙い、その施策の一つとしてまちづくり活動に参加しやすい環境の整備を掲げております。その実現に向け、平成27年度から5カ年の協働推進計画を新たに定め、地域コミュニティの活性化、人材育成、協働を生み出す環境づくりの3つの目標を掲げ、事業を進めてまいりました。

新庄市においては、今般、ユネスコの無形文化遺産登録が決定した新庄まつりが、祭りにかかわるさまざまな団体、多くの人々の連携、協力により受け継がれており、260年以上前から

自然発生的に協働が行われている最たる事例だと思っております。

今後さらに協働を推進していくために取り組んでいる事業について述べてみたいと思います。

地域コミュニティの活性化を図るため、市では地域づくりの支援事業に取り組んでまいりました。複数の地区が集まって連合組織を形成し、地域の課題を抽出するための全戸調査を実施し、その後、課題解決のための事業実施について市が支援を行うものであります。

例えばその一つとして、金沢地域連合町内会では、金沢郷としての成り立ちや消防団活動などから大きな枠組みで地域のことを考えていく必要があると、金沢は一つとして住民みずからが集まって連合組織を結成しました。

これからの地域づくりにおいて求められる安心安全のため、また地域課題の解決に必要な話し合いの場づくりとして、平成24年度から本事業に取り組んでおります。金沢地域の歴史とその時代の暮らしを学ぶ講話や、実際に地域の史跡をめぐり、その成り立ちなどを知る金沢塾の実施、自主防災に関する研修や音楽会の開催など、地域の役員が相談しながらさまざまな事業を行うことで交流を深めております。さらに、金沢地区においては、冬期の安全安心な暮らしを目指し、市と協力し金沢地区流雪溝協力会連合会設立の準備を進めるなど、地域のつながりが生活環境の向上にもつながっています。

また、地域づくりについて独自の活動で地域を活性化している事例も紹介させていただきたいと思います。

山屋地区では、平成22年度に元気な地域づくりワークショップを実施し、地域の小学生から消防団、婦人会、地区役員などさまざまな年代の方が集まって地域資源の再発見や課題を共有することで、これからも地域に愛着を持って地域のつながりを大切にしながら住み続けていくための行動計画を作成しました。具体的な地域

の理想像を思い描くことにより地域活動が以前にも増して活発になり、現在は山屋有志会として山屋セミナーハウスの指定管理を受託し、山形大学エリアキャンパスもがみのフィールドワーク事業で学生の受け入れや、地域で協力し山屋セミナーハウスまつりなどを実施するなどさまざまな活動が新たに生まれております。

このように、地域活動においては地域住民の意識の高揚が何より重要となりますが、市においては、市内はもちろん、市外の活発な地域活動の事例を紹介したり、地域の交流を深めるための事業運営について相談を受けながら、市としてどのような支援が適当であるかを考え、地域の皆さんと連携しながら市全体の地域活性化にもつなげてまいります。

協働を生み出す環境をつくるための取り組みとして、市民協働推進委員会が中心となり、市及び市と共同で事業を行う団体がお互いに協働事業を振り返るための協働推進チェックを昨年度から実施しました。今年度からはそのほかにも事業の状況報告や情報交換により振り返りと交流を図るため、協働事業にかかわる人たちのための交流会を実施し、よりよい協働事業の推進を図っております。

そして、市民が行政に関心を持ち、参加、協働しやすい環境づくりを進めていくためには、行政情報をわかりやすく公開し、市民の声を反映していく必要があります。市民の声を市政に反映するための区長と市長のまちづくり会議は今年度で27回目を数え、平成21年度からは新たにまちづくりミーティングを実施しており、今年度は計4回開催しております。貴重な御意見をいただく機会となっております。

まちづくりを牽引できる人材を育成するために、協働への意識啓発に努め、平成27年に協働セミナーを開催し、協働事業を生み出す人材の育成と基盤づくりに取り組みました。事業への市民参加や意識、市民相互の意識啓発など協働

事業の推進が図られています。

その事例として、まちづくり会議での区長の意見提案から実現した松本堰サミットでは、冬期の雪処理や降雪前の清掃などを地域住民と市が協力して行っております。また、エコロジーガーデンの利活用につきましても、市民が参加した実行委員会を組織し、キトキトマルシェの開催などさまざまな企画を実施していただき、さらなる発展が期待されます。

今後も機会を捉えて協働への意識醸成を図り、市民と市がさまざまな分野において連携できる環境を整え、協働によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうから児童生徒の個別支援事業についてお答えいたします。

発達障害等により学習のおくれがちな児童生徒や、他とのかかわりが苦手な児童生徒がおりますが、そのために周りの児童生徒に影響を及ぼしたり、学級全体での行動がとれなかったりといったことがあります。そういった児童生徒に寄り添いながら支援するため、本市では個別学習指導員を配置しているところです。

学校のほうからは、そういった児童に対して昨年度39名の個別学習指導員を配置してほしいという要望がありました。教育委員会では、各学校を訪問して校長の話を聞いたり、対象児童等を観察したりしながら今年度は20名を配置してきたところです。

ただ、そういった支援の必要な児童生徒については年々増加傾向にあると捉えているところです。教育委員会としても学校の現状を勘案しながら個別学習指導員をふやすことができる方向で考えてまいりたいと思っているところです。

以上であります。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 丁寧な御答弁をありがとうございました。

協働については本当に難しい概念だと思っております。やはり捉え方から言葉の理解から全てとっても私も本当に難しいと思って研さんを重ねているのですが、なかなか答えは簡単には出ないものではあるなと思うのですが、今の市長の答弁を聞きまして、どうしてもまちの中心部の人のつながりが希薄な状態ではあるということがわかります。

今回、ことし初めて、9月に地域づくりのための支援の一環で自主防災組織が、私が所属しているのは本当にまちの中心になるんですけれども、4町合同で参加させていただきました。そこに参加させていただいて、4町のいろいろなお母さん方からいろいろな方が参加していらしたんですけれども、その中で、自分の町内にいる、近くの方なんですけれども、新庄に嫁に来て50年も過ぎたけれども、初めてこういうふうなことがありましたと、隣の人が何をやっているのか、前と隣ぐらいはわかるけれども、ちょっと道路を挟んでいくともうわからなかったりするんだという声を実際に聞きました。

初めて参加して、これは本当にいいことだというのを改めて感じました、思いますということから、まちを形成していくのに、いろいろな、何というんですかね、仕事もそうですけれども、これをやったらこうよくなる、これをやったらこうよくなると思っていろいろやっていくんですけれども、人のつながりが土台にちゃんとできていないと、いろいろな施策が枝葉事になっていってしまっていて、途中で進んでいかなくなるという現象が起きてくるだろうなというのを感じるようになりました。自分の主観を話して申しわけございません。

1つ、ことし、そんな思いの中で宮崎県綾町というところに行ってまいりました。それはな

ぜかといいますと、その自主防災、住民自治というところが本当に根づいている町だったんですね。1960年からその活動をされていて、その時代は夜逃げの町と言われていました。林業が中心で、町の80%が林なんですね。それで耕作地も狭く、住宅地も狭くという町だったんですね。それが1966年に区長制を廃止して、22の集落をまちづくりの拠点として、自治公民館活動として学習参加自治のまちづくりに取り組んでいるということがわかりまして、その中で住民自治の心と協働の心を取り戻して町が変わりまして、それが今年間120万人の観光客を呼ぶ町になっていました。そのまちづくりの原点というのは照葉樹林文化と自然生態系農業にあるということで、日本初の有機農業の町として輝いていることを知りました。

これは区長制度を廃止するということではないんですけれども、新庄市でも取り組んでいける一つの方法なんじゃないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 宮崎県綾町というところでの事例を紹介していただきました。

協働のあり方ということにつきましては、事業でありますとかその地域の特性ということを考えて、こういうふうにやれば必ずいいというところの正解はないのかと思っております。

協働セミナーでありますとかリーダー講座というところで対象をいろいろ変えながら協働のやり方を模索しているわけですがございますけれども、そういった中で協働のあり方、根本的なあり方としては、やはりこういうまちづくりでありたいという方向性が皆さん一致しないとなかなか新たな事業展開にはならないのかなと思っております。そのためにはやはり時間もかかりますし、いろいろな人の意見を聞くという場面もあるかと思います。リーダー講座であります

とか協働セミナーの中で課題をどのようにして抽出していくか、地域課題をどのようにして共有していくかというところを学習していただいておりますけれども、そういったところを、ちょっとしつこいかもしれませんが区長協議会の中での講演の中で繰り返しその方策についてやっていきたいと思っております。

地域づくりについては、みずからがどういうやり方でいいのかというところを共有していかないとなかなか難しいのではと思っておりますので、時間はかかるかとは思いますが、そういった点を職員も地域担当制というところを活用しながら地域に入ってそういった考え方を広めていきたいと考えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ありがとうございます。

協働の思いを、考えを浸透させていくというのは1年や2年や3年や4年でできる話ではなくて、例えば皆さんも御存じだと思うのですが、今岩手県の紫波町のオガールがいろいろなところで注目を浴びています。公民連携事業の紫波町がこの数年であの形になったのではないんですね。平成12年の前藤原町長のときから協働に取り組んでいて、そこにはやはり市民協働という、藤原町長時代に三本の矢を立てているのを伺ったんですけれども、1つは、行政の方は市民目線で仕事をしてもらい、2つは、循環型のまちづくり、そして3つは、農業を一番元気にすると。

市民目線の行政を展開していくという思いの中で、市民も理解してもらわなければいけない、そして協働というのを進められていて、その協働を進めていく中に、では市民に協働と言っても市民は「協働って何」という感じになるのはもちろん当然なので、それには行政の職員の方に旗を振ってもらわないとやはり協働にはなっていないということで、全職員を協働のセミ

ナーにずっと行ってもらったということだったんです。それで、その中から次第に、何というんですか、公民連携事業室となっていくような人が絞られてきて今あの形になったという話を、前藤原町長にお聞きする機会がありました。オガールに行くとも私も倒れそうなほど本当にすごい町になっていました。図書館があつて、カフェがあつて、簡単にそんな上っ面の手法で、それを持ってきたらそれができるか。できない、続かないと思うんですね。どうやって人が来るように、外からも人が来るように、住まう人もふえるようにというのが主体にあつて、それを理解してもらうのに平成12年から協働というのを進めてきたということだったので、なるほどなとつくづく思いました。時間がかかるのは承知しています。

今回、自分もその協働というのを踏まえて、市が開催してくれている協働セミナーに、ことし、去年と興味を持って参加させていただいたんですけれども、どうしても市民の、参加している一般市民の方が少ないなとちょっと感じてしましまして、やはり協働と言われても簡単には食いつけないだろうなと思う中で、いろいろな業種のいろいろな層の知り合いに一緒に行ってみないかという話をしてことしは行ったんですけれども、「それに行って何になるんだ」というような話だったんですね。「そこで幾ら意見を言っても役所は俺たちの意見を聞いてくれねえから」というような声がどうしても聞こえてきて、一生懸命やろうとしてやってくださっている、でも意思疎通が本当にできていないというのを改めて思いました。

その中で、市民の声を抽出していく方法にもいろいろな方法があると思うので、ぜひ研究していただいて、時間がかかるのは当然で、でも今思うのは、やはり新庄まつりがユネスコ無形文化遺産への登録が決まり、世界の祭りになって、新庄市は祭りを中心に発展を続けてきたの

ではないだろうかと。この祭り自体が、いろいろな人が危惧するように引き手も少なくなっていくんじゃないか、祭りの山車の数も少なくなっていくんじゃないか、住民が減っていつとか心配している声もやはりあります。その協働ということの手法を勉強していただいて、旗を行政の方が振っていただいて、祭りを中心にぐっと総点検をして市民の結束を強めていっていただけたらいいのではないかなと思いました。いかがでしょうか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 回答が少し難しいような感じなのですけれども、協働ということで、定義づければ、行政がかかわる地域づくりということになるかと思います。

その中で、行政が得意なこと、行政しかできないようなことと、それから市民ができることということをやはりすり合わせないと、市役所は何もやってくれないというような一方的なところで協働というのは生まれてこないのかなと思っております。そこら辺のところは、職員地域担当制の中である程度地域づくり、どういう悩みがありますとか、どういう活動しておりますかというところで、ある程度入っていただくよというところではしております。

ただ、職員自身も協働の意識ということに関しては今後とも勉強していかなければならないのではと思いますし、また市民の方々、特に区長とか役員の方々を中心としたリーダー講座なども開いておりますけれども、その中でもそういった意識を持っていただくことが必要なんだというところを理解していただくことを継続してやっていかなければならないのではと思っています。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ありがとうございます。

簡単に結論も、結論というか、結果が出ることではないんですが、ほかのこれはすごいなと思った、今何でそんな形になっているんだろうというところの中には必ず協働が歯車のように機能していて、今回も村上市の歴史まちづくり法の計画が認定されて今後実際に計画がどっと進んでいくのを知りまして、かなり悔しいなという思いを自分自身がしているものですから。それにも長年にかけて、皆さん御承知のとおり、黒堀のまちづくりを一般市民の方がやったところから始まって、みんなを巻き込むような形でまちが変わっていったということは皆さん御存じだと思うのですが、それもやはり協働だと思うのですね、協働になっていったと。

そんな簡単にはいかないにしても、新庄市には新庄まつりがあります。結束しやすい大きな大きな宝があると思いますので、それを土台にして、先ほど小関議員もおっしゃったわら細工とか、伝統文化が育まれていると思うんですね。それを磨いていただいて、今後ともお願いしたいと思います。私も協働の認識と実践を深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 叶内市議の熱い気持ちは十二分にわかりましたが、新庄市も、表面的な協働というようなことはなかなか難しいところがありますが、先ほどの質問の中で教育長がお答えしました民話まつりですとか民具に対する収集であるとか、あるいはまちの中にさまざまな商店街の十字路に民話通りをつくったりとか、当時からいろいろ積み重ねはしてきているんですけれども、そのところを我々が意識として持つか持たないかということが、これが大きな今の課題であります。

住んでいる人はそれがなかなか見えないんですけども、実際に私が外へ行きますと、新庄

の住民には、新庄まつりを初めキトキトマルシェあるいは民話まつり、カド焼きまつり、いろいろな祭りを通じてまちおこしをしているねということで大変評価を受けているのも事実であります。そうしたことを我々みんなが宣伝マンとしてやっていかないとなかなかそれは難しいと思っています。

私は、新庄に住んでいる人たちのパワーというのはすごいと思います。確かに行政は何もやってくれないとかなんとか言いますが、それでもたくましく生きているんですね。まさしく協働で生きている感じなわけです。私は市民が誇りでありますし、そのところをやはり一致した形で、このまちはよくないとは言っていないけれども、何もないと言ってきたら誰も何もないのだというふうになってしまうのですね。みんながセールスしていくことが私は一番大事な協働のまちづくりだなと思っています。

一ついろいろな形で、例えば市民の皆さんのおかげでキトキトマルシェの評価が全国区になってきているということ、それを中心として今度絹の、シルクロードとしてのつながり、そして全国から集まった会員の皆さんが、若い人たちがそこを中心としてシルクのところを守っているということに対する評価も大変高いようです。これらを全部つなぎ合わせていくと新庄は本当にこれまで以上に輝いていく、若い人たちの力だと、新庄まつりもしかり。そうだというように思っておりますので、お互いに協働しながらまちづくりを進めていただければありがたいと思っております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 市長、丁寧な御答弁を、お言葉をありがとうございました。

私もまた今週末、協働について勉強しに行つてまいります。それはワークショップのやり方だったり、今自分の所属する商店街の方とも相

談して、こういうことができないだろうか、商店街主催でできないだろうかということを言えるように勉強して、そこにできるよと言ってもらえたら、商工観光課などに行って、こういうことができそうなんですけれども、力をかしてくださいませんかというようなことをしながら実践をしていきたいと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

そして、個別学習指導員についてなんです、今年度、これから予算も決定して配置人数が、人員がどうなるというのは大体予定の中で見えていらっしゃると思うんですが、今年度はどのような形になるのかということを、お伺いします。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 今年度についてですが、まだ予算編成時期がこれからということもありますので、何人ということは申し上げられませんが、これからまた各学校のほうより要望が出てきておりますので、回らせていただきながらその人数等も検討してまいりたいと思います。

その中で、やはり一番は、なかなか担任だけでは学級運営ができなくなっているという実態があります。叶内議員のおっしゃるとおり、やはりそういった面ではなかなか担任1人の力だけでは難しいという学級、その上で、例えばそういった子供が学級から飛び出して、そういった子供の安全を確保できないとか、あるいは逆にそういった子供がほかの子供へさまざまな暴力等があって、ほかの子供の安全が確保できないとか、あるいは学級については学習とかあるいはそういった活動が保障できないといった状況がどのくらいあるのかということを各学校のほうを回らせていただき、また校長先生等の御意見もお聞きしながら考えてまいりたいと思っていますところ。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ありがとうございます。

できれば、どの学校もやはり市の財政を思うと、何と言ったらいいいんでしょうか、言葉が出ませんが、予算の範囲を多分にして想像していらっしゃると思うんですね。その中でも、課長は先生でいらっしゃると思いますので教育の現場の声はよく聞かれておわかりだと思うんですが、訪問させていただいた学校の中で、大規模学校の中では、例えば6学年まで最低1人ずつでもいればなというお話もあったりもしたのですが、今いる人員で最低でも1人欲しい、もう1人いたらなというお話と、あと小規模校では、1人配置して下さって、その配置のおかげで本当に助かっているということだったんですね。

私もその学校に行かせていただいたときに、校長先生が、もしかしたらその学年でその子が飛び出してくるかもしれないとか、びっくりされるかもしれないというのを前振りでお話しいただいて、それからお邪魔したんですけれども、そのときはみんなと一緒に授業をしていて、やはり先生も特定してこの子というのは余り言いたくないことですよ。でも教えてくださったんですね、いや実はあそこのあの子だったんですと。そこに指導員の方がつきっきりで、本当に手厚くしてくださっていて、ここまでできるようになったんだと校長先生が喜んでいらっしゃいました。

そういう状態を見て、小さいところであっても、最低1人ということで、もう削らないようにお願いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 やはり学校の困難さについては、私ども回らせていただいて理解しているつもりであります。

先ほど叶内議員から、文部科学省の調査で

6.5%という数字がありましたが、これについては困難な児童のうち、著しく困難な児童という数字だろうと思います。13.4%というのは、新庄市では山形大学の特別支援専門の三浦教授のほうから各学校に通算20回ほど回っていただいております。その中で発達障害の疑いのあるということで13.4%となっておりますので、その数字については若干高くなってきているのではないかと考えているところです。

その中で、本来であれば飛び出すかもしれないお子さんがしっかり学習をしていたということがあるわけですが、三浦教授のほうから各学校で研修会も同時に実施をさせていただいておりまして、そういった子供への対応というのも教師自身が身につけていく、そういった研修も大事にしているところでございます。

個別学習指導員の配置と同時にそういった子供への対応の仕方の研修ということも大事にしながら、両面から、要望等も含めて教師の力量のアップということも考えていく必要があるのではと考えているところです。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ありがとうございます。

今後とも手厚い支援をお願いしたいと思います。新庄市の子供は宝です。やはり子供は未来の宝です。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

御苦労さまでした。

午後2時27分 散会

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日15日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

平成28年12月定例会会議録（第3号）

平成28年12月15日 木曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清 秋 副議長 石 川 正 志

出席議員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	叶 内 恵 子	議員
3 番	星 川 豊	議員	4 番	小 関 淳	議員
5 番	山 科 正 仁	議員	6 番	佐 藤 卓 也	議員
7 番	今 田 浩 徳	議員	8 番	清 水 清 秋	議員
9 番	遠 藤 敏 信	議員	10 番	奥 山 省 三	議員
11 番	小 野 周 一	議員	12 番	高 橋 富 美 子	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	新 田 道 尋	議員
15 番	森 儀 一	議員	16 番	石 川 正 志	議員
17 番	小 嶋 富 弥	議員	18 番	佐 藤 義 一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	小 野 茂 雄
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	田 宮 真 人
市 民 課 長	加 藤 美 喜 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	佐 藤 信 行
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	井 上 章
健 康 課 長	小 松 孝	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	渡 辺 安 志	都 市 整 備 課 長	土 田 政 治
上 下 水 道 課 長	松 坂 聡 士	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	伊 藤 洋 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	荒 川 正 一	学 校 教 育 課 長	齊 藤 民 義
社 会 教 育 課 長	関 宏 之	監 査 委 員	大 場 隆 司
監 査 委 員 長 監 事 務 局 員 長	高 山 学	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	矢 作 勝 彦

選挙管理委員会
事務局 局長

滝口英憲

農業委員会
事務局 局長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長 森 隆 志
主 査 沼 澤 和 也

総務主査 三 原 恵
主 査 早 坂 和 弥

議 事 日 程 （第3号）

平成28年12月15日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 佐 藤 卓 也 議員
- 2 番 小 嶋 富 弥 議員
- 3 番 小 野 周 一 議員
- 4 番 佐 藤 悦 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成２８年１２月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐 藤 卓 也	1. 「生きる力」の育成を重視した教育について 2. 「新庄まつりユネスコ無形文化遺産登録」を活用した地域活性化について	市 長 教育委員長
2	小 嶋 富 弥	1. 学校教育について 2. 市体育館について 3. 新庄まつりユネスコの遺産登録について	市 長 教育委員長
3	小 野 周 一	1. 法定外公共物の管理について 2. 市立図書館の開館時間の変更について 3. 山屋セミナーハウスについて	市 長 教育委員長
4	佐 藤 悦 子	1. 新庄市の宝、子どもの施策拡充について 2. 福祉について 3. 市役所の駐車場確保について	市 長 教育委員長

開 議

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は18名でございます。
欠席通告者はありません。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。
本日の質問者は4名であります。
これより2日目の一般質問を行います。

佐藤卓也議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に佐藤卓也君。
（6番佐藤卓也議員登壇）

6 番（佐藤卓也議員） 12月定例会、本日最初に質問させていただきます、市民・公明クラブ、佐藤卓也です。市民の皆様の視点に立ち、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

執行部の皆様におかれましては、市民の皆様が十分に納得できるようなわかりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

通告に従い質問させていただきますが、都合により順番を変え、2番目の質問からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、新庄まつり、ユネスコ無形文化遺産登録を活用した地域活性化についてでござ

います。

エチオピアのアディスアベバで開かれている国連教育科学文化機関、通称ユネスコですが、政府間委員会において、12月1日に、18府県33件のお祭りで構成される山・鉾・屋台行事の無形文化遺産への登録を決めました。

無形文化遺産は、無形文化遺産保護条約に基づき、各国の風習や伝承、文化、民俗など無形文化財を保護することが目的となり、遺跡や建築、自然など有形文化財の保護や継承を目的とする世界遺産、また文章や絵画などを保護する記憶遺産とともにユネスコの三大遺産と称されております。

新庄まつりは、山形県で唯一の登録となり、これからは東北や日本だけではなく、世界に誇れる市民のお祭りとなりました。だからこそ次の世代に継承できるようしっかりとした新庄まつりにしなければならない責任があることも忘れてはならず、慢性的な財源問題や後継者育成などさまざまな課題を市民の皆様とともに取り組んでいくこともとても重要となっております。その課題解決に向け、質問させていただきます。

ユネスコ無形文化遺産登録を機に、訪日外国人を初めとするたくさんの観光客が訪れると予想されます。市の誇りである新庄まつりを地域活性化につなげていくため、より一層、産学官金観の連携を強め、各関係者の方々とおもてなしの心で迎える必要があると思われます。それを踏まえて、今後どのようにお祭り関係者やさまざまな団体と連携を強化し、地域活性化に向けてどのように取り組まれていくかを具体的にお伺いいたします。

また、新庄まつり期間中の3日間だけではなく、1年間を通して観光客の方を楽しませる仕掛けづくりをし、さらに新庄最上にいる滞在時間を長くすることにより地域活性化につながっていくと考えられますが、これからどのように行っていくかをお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

まさしく新庄まつり、ユネスコ無形文化遺産登録につきましては、市民はもとより、県全体での喜びということで、県におきましても、県立図書館におきましても、ユネスコ登録に関するイベントあるいは企画展などをしていただいているところでもあります。また、ＪＲ東日本、新庄駅でもそうした形で皆さんが新庄まつりをこのようにお祝いし、企画していただけることを大変うれしく思っているところでもあります。

新庄まつりの組織運営は、平成27年に祭り関係団体の実務担当者が主体的に企画、運営、事業を担うことのできる新庄まつり実行委員会に改組しておりますが、この実行委員会に旧組織から新庄商工会議所、新庄観光協会のほか、新たに新庄市商店会連合会や一般社団法人山形県旅行業協会、ＪＲ新庄駅などを委員に加えており、今後年間を通して新庄まつりを活用した地域活性化について検討が進められていくと期待しております。

また、既に行われている取り組みの一つとして、新庄まつり実行委員会と県最上８市町村が連携し、新庄まつりの期間に「はいつとう！最上情熱市場」と称し物産や観光の魅力のＰＲに取り組んでおります。

市としましては、新庄まつりがユネスコ無形文化遺産に登録され、全国的に山形県新庄市の知名度、注目度が高くなることから、これを機会と捉え、年間を通して新庄まつりを活用した物産や観光のＰＲを行っていくことが重要であると考えております。ふるさと歴史センターには最優秀山車が展示されていることから、新庄

まつり３日間に限らず観光客の増加が見込まれますので、これを軸に他の観光地等への誘客にもつなげていきたいと考えております。新庄まつり山車行事は、県内初、県内唯一のユネスコ無形文化遺産でありますので、さらに関係団体への支援と連携を強化し、世界に誇れる祭りとして発信していくとともに、地域活性化につなげていきたいと思っているところでもあります。

現在、観光協会には中央の大手エージェントからの問い合わせが来ているということでもあります。

来年度の企画については、当然のことではありますが、これが目標ではありませんので、長く新庄まつりをどう続けていくか、保存していくかということが一番の大きな課題であり、なすべきことだと思っております。

先日、山形新聞最北総支社で行われた県勢懇話会においても、ユネスコ世界遺産スペシャリストという先生においでいただきまして、新聞にも載っているわけですが、その効果というのは３年ぐらいであると、データの。４年５年目になるとまた下がってくるというような、次が生まれるとＮＨＫの朝のドラマと同じように次々次々人は移っていくと、そういうことも念頭に置きながら、最大限膨らまし過ぎて絞り込めなくなるような、そういうことのないような形というアドバイスもいただいたところです。最終的には、地域の若い方々がどういうふうなまちづくりをしたいかという話し合いの場をつくっていき、そして新庄まつりにつなげていくということが大事なのではないかというお話をいただいたところでもあります。

また、通年観光といたしましては、やはり新庄は雪という課題がありますが、これを雪を利用した形での通年観光に結びつけていくというのは、今進めている雪国ワンダーランドなど訪日外国人、あるいは仙台から「みのり号」などでお客様が来ているわけですがけれども、先日、

山形新聞に掲載されましたが、新庄東高等学校に台湾からの高校生が37名、その前には11名来られ、あと2月とそれから4月にまた来られるということで、実は昨日、14日ですけれども、台湾にて新庄東高等学校とその中学校、中学校といっても向こうでは高校になるわけですが、姉妹学校の締結式を行うということで、私は行けませんので職員を1名派遣したところであります。

こうした取り組みの中から、冬の間、訪日外国人、特に高校生のお互いの交流活動が活発になれば、将来に向けたいろいろな意味の形で観光展開あるいはさまざまな地域活性化の展開ができるのではないかと考えているところであります。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。よろしくお願いします。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） それでは再質問をさせていただきます。

一番最初になんですけれども、新庄まつり山車行事、このネーミングなんですけれども、このネーミングはなぜそのようになったのかまずお伺いいたします。

というのは、登録の際に必ず新庄まつり山車行事とつきますけれども、新庄まつりの山車行事というのはなぜついたのか、私は意味がわからなくて、新庄まつりは最初から山車行事ですよね。それに何で山車行事がつくのか、そのネーミングの由来をよろしくお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 これはいろいろな考え方、今回、山・鉾・屋台がユネスコ無形文化遺産になったわけなんですけれども、この保存会がございます。山車行事という形の名前をつけることが、ユネスコ無形文化遺産登録までは想定してなかった

んですけれども、その保存会に入る一つの文化庁の指導です。文化庁の指導で「行事」をつけなさいということで、新庄まつりは新庄まつりなんです。文化財としては行事として認める。それはなぜかといいますと、山車と囃子と神輿渡御、この3つばらばらでないということが行事であるということが文化庁の指導員の先生の御指導によって山車行事と。それがあったことで今回の保存会への加盟をやりなさいということの指導をいただきました。実際にねぶた祭は保存会に入っていないんです。ですから、33の重要文化財ですけれども、山車行事ということに入っていたので、本当は新庄の山車（やたい）という言い方は、山車（だし）ということが全国的なんですけれども、それはいいと、名前は地域の名前でいいというので山車（やたい）行事と。文化庁の指導により保存会に入ったということでもあります。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。

それでも私、新庄市民としては、どうしても2つ重なるので、新庄まつりは山車行事としてわかるんですけれども、それが皆さんが混同しているところもあったので、なぜついたのか、基本的なことを質問させていただきました。

また、市長も、行政報告においてですけれども、「恥ずかしくない祭りをするために」と言っていますけれども、まずその恥ずかしくない祭り、その「恥ずかしくない」の基本的な考え方をよろしくお願いいたします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいま御質問のありました「恥ずかしくない祭り」というのは、もう既に新庄まつりは260年続いておりまして、自信と誇りに満ちた祭りだと思っております。その自信と誇りというものをさらに磨き上げてい

くということであって、前向きに捉えていく意味の「恥ずかしくない」ということに捉えております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。そういった意味でも恥ずかしくない祭りだと思います。だからこそ260年続いている祭りがそのように世界で認められるものだと思います。

その中においても、一番間違えていただきたくない、そして市民の方にも理解していただきたいのが新庄まつりのゆえんでございます。なぜ新庄まつりができたのか。それは皆さん御承知のとおり、五代藩主の正誡公ですよね。この方々が私たちのために五穀豊穰、そして領内安全、領内安泰が基本でございます。その精神を忘れてはいけませんけれども、それがいろいろなものにおいて、言い方は失礼ですが、ねじ曲げているとか、要は後からついたものが、いろいろなものが新庄まつりの歴史についていると思いますけれども、そこら辺を崩していただきたくないと思うんですけれども、そこら辺の歴史的なものをしっかり踏まえておられるでしょうか、よろしくお願いします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 新庄まつり、ユネスコ無形文化遺産登録になりまして、さまざまなところから既に紹介させていただきたいと。先日は山形県計量協会が会報誌にぜひ掲載させていただきたいということや、「県民のあゆみ」でも山車若連をぜひ紹介していただきたいという話があって、新庄まつりをしっかり伝える際に、やはり新庄まつりの起源、そういう飢饉から立ち上がった形、または戦後すぐ復興して1台出せた、その市民の心意気とか、そういったものを伝えておりますので、そうした部分はこれからもしっかりと伝えて、新庄まつりの由来、そ

ういったものを、やはり世界に情報発信するに当たってはその祭りの由来というものが、なぜ始まったんだということが大きいと思いますので、それをしっかり伝えたいと思っておりますし、現在もさまざまそういった紹介させてくださいという媒体に対してもその起源から始めてお話をしているところです。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。とても安心しました。

というのは、国の登録になったときも、新庄まつり山車行事調査報告書がございましたけれども、その中にもいろいろなことが書いてありまして、その中に御霊会というんですか、言葉が入ってしまっていて、その御霊会も「つながる」とか入ってしまっていますが、あくまでもこの新庄まつりの由来は五穀豊穰、領内安泰でございますので、そこにいろいろなものがくっつかないようにしっかりとそこら辺をしていかなければならないと思いますので、その確認をさせていただきましたので、よろしくお願いします。

そういった意味でも、新庄市の歴史においてもしっかりと継いでいくものだと思います。その中においてもしっかりと社会教育課と連携をしていかなければならないと思います。要は、歴史は一つでございまして、余計なものをくっつけていってはいけません。そこら辺のしっかりとした社会教育課と、今回の登録に対しても非常に重要だと思いますけれども、その連携に対してはどのようになっていますでしょうか、よろしくお願いします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 このユネスコ無形文化遺産登録に向かってさまざまな準備をしてきているわけですが、全て社会教育課と連携をとって、当然この社会教育、子供たちの教育に

おいても伝えるべきものがたくさんありますので、やってきたところですけども、これからお互いに連携しながら、この新庄まつりのすばらしさを伝えていきたいと考えております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。

その中でも不思議に思ったんですけども、要はその歴史と新庄市史、ましてや、今回持ってきたんですけども、新庄まつりのいろいろな本があるんですけども、全てにおいてニュアンスが違います。基本は一緒なんですけれども、書いている人によってニュアンスが違うんですけれども、そこら辺をしっかりと今後精査していかないと、逆に言えば、ユネスコを契機にしっかりとしたものをつくっていかないと、要は人のニュアンスによって違うということはあってはならないと思いますけれども、そこら辺はどのように考えていますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 著作の件に関しては、基本は先ほど申し上げた飢饉からの、領民の領内安全を鼓舞するというルーツはあるわけですけども、その受けとめ方はそれは全て違ってよろしいと私らは解釈しております。基本は崩さない、しかし祭りの見方とか社会の流れ、状況によってくつついたり離れたりしながらするものだと考えています。ですから、基本は新庄まつり山車行事であると。その中にある基本は文化庁に申請したもの、そこがあくまでも基本であると捉えておりますが、著作による変化というのは当然あってしかるべきだと思っております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） 著作においていろいろ考え方があっていいんですけども、新庄市がそういうぶれない考え方であればいいと思う

ので、そこら辺の確認をさせていただきましたので、よろしくお願いします。

その中においても、これからは訪日外国人の方が多いいと思います。そして、先ほど市長も触れられたように、歴史センターにもたくさん人が来るといいます。それにおいてもやはりこれからはマークですね、ピクトグラムとか、要はさわってはいけませんとか。それからW i - F i も必要だと思いますけれども、そういった対策をある程度ハード面のところにおいてもこれから必要だと思いますけれども、そういう整備はこれからどのようになされていかれるでしょうか、お伺いいたします。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 社会教育課といたしましても、やはりこれから必要なのは受け入れ態勢の整備というところが重要になってくるかと思っています。例えば歴史センターを中心としたさらなる施設の充実と設備の充実、また外国人観光客のための外国語表記とか、そういったものをさらに充実させていく中で観光客等への対応を図っていききたいと。さらには、今回12月補正にも上げさせていただいておりますけれども、大型ディスプレイなども取り入れて、さらに視覚的にも充実したものにしていきたいと考えているところです。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） 特にこれからはW i - F i ですね。質問に返ってきていないですが、新庄市の方でも外国語がしゃべれない方が多々おるといいます。そのとき必要なのがW i - F i の設備で、要は携帯とかスマートフォンで見てSNSとかも発信できるだろうし、そういう設備もこれからは必要になってくると思うのですけれども、そういった設備の強化はどのようになされますでしょうか、よろしくお願いします

す。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 先ほど答弁しませんでしたけれども、W i - F i のほうも既に整備されております、歴史センターにおきましては。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 昨年度の決算のときにも御説明、資料等に行っているんですが、市内の重立った公共施設等につきましてはW i - F i 設備等の設置を既に行っているところでございます。ただいま社会教育課長が歴史センターのほうも既に設置されていると言いましたけれども、ゆめりあ、わくわく新庄、市民プラザ、そういった市内で立ち寄っていただけたところには全て設置済みでございますので、今後来ていただいたときにそういったところを紹介していきたいと思っております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。そういうものがあるのは安心しました。だとすれば、要はその表示ですね、しっかりとさせていただかないといけないでしょうし、そういうこともやっていくというか、そういうのを強化されているというか、市の大切なハード面の強化だと思いますので、よろしくをお願いします。

また、まつり実行委員会にかわりましてけれども、まつり実行委員会のほうからいろいろアイデア等来ていると思いますけれども、それはあくまでも民間主導でありまして、市が主導するのではなく、あくまでも民間主導で動いていると思いますけれども、そこら辺のもう少したたき上げとか、逆にまだその実行委員会がうまくいっていないかなという部分も多々あると思います。そういった意味でもある程度指導なりやり方なりを教えていかないといけないと思うん

ですけれども、簡単に言えばソフト面ですね。

どうしても新庄市で思っているのと実行委員会が思っていることが、乖離、分かれてはいけないでしょうし、そこら辺の実行委員会の持ち方なりはどのようになっているのかお伺いしたいんですけれども、というのは、市は関係ないと言えはそれまでなんですけれども、事務局になっていますし、そこら辺の情報のやり方が私たちには伝わっていないので、今現在でいいので、どのようになっているのかお伺いできるでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 市長の答弁にもありましたけれども、新庄まつり実行委員会、昨年立ち上げたわけなんですけれども、その中に、それまでになかった3つの専門部会を設けております。

1つはまつり振興部会ということで、組織体制や運営事業、補助制度、基盤整備、情報発信や広報などを検討する部分で、もう一つがまつり運営部会ということで、神輿渡御行列や山車運行、そういった交通整理等をいろいろ検討していく部会と、あとまつり行事部会ということで、行事内容とか鹿子踊とか祭り装束とか後継者育成とか、そういったことを話し合う部会を設けておりますので、実行委員会になってまだ日が浅いですが、そういった3つの専門部会も実行委員会の中には設けられているということをご承知いただいて、少しずつ前に進めたいと思います。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。ぜひとも、新庄市がやるわけではないんですけれども、やはり日が浅い実行委員会ですので、そういう手助けも必要かなと思います。

ましてや、これからはユネスコを活用して年間のお客さんが来るわけですから、そういった

意味でも、私からなんですけれども、逆に観光とゴルフを合わせたりとか、尾花沢では浴衣を着たり着物を着たりとかツアーもありますし、そういった画期的なこともできると思います。また、昔から言っているように、新庄は二次交通がないと言われております。そういった意味でもバスやタクシーなどを使ったもの、要はタクシーの1日乗車券など、そういったさまざまなツールが必要であると私は考えておりますので、そういった意味においても、そういった意見がなかったらこちらのほうからこういうのはどうですかということも必要ですし、民間の方々からそういうアイデアが出たら市のほうでも少し補助してあげて、出だしの要は初期投資は必ずかかるので、そういう手助けもしていただきたいと思うのですけれども、もしそういう考え、支援あったらよろしくお願いします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいま佐藤議員からゴルフと祭りとか浴衣と祭りとか楽しいアイデアをたくさんいただいたところですけれども、その一つとして、市出身の漫画家の皆さんから市報に祭りを描いていただくという、ふるさとを離れた方々からも応援いただくようなことをさせていただいたところですけれども、それによって新庄まつりを知らなかった別のファンの方たちも非常に見ていただく機会もふえておりますし、また今月末にオープンを予定しておる新庄・最上漫画ミュージアムというところに関しましても、市出身の漫画家の先生方からそれを縁に「原画をどうぞ複製してもいいですよ」という形で原画をお借りすることができております。そうしたものがつながっていけば、一つは佐藤議員の提案もあるでしょうが、そういった祭りと漫画が結びついて通年観光になっていくような、そういう民間の方々の力があるのかなと。

また、新庄TCMで「新庄まつりあんこパイ」というお土産が出ていますが、これもお祭り以外のときにいつでもお土産として持って行ってPRできるような、そういう民間の事業も生まれております。

また、民間の中で3カ国語に対応した「レッツゴー新庄」というDVDなどもありますので、補助がなくても十分、新庄まつりを愛する人たちがいろいろな形で事業をしてくださっていますので、広くそういったものを伝えるように、私たちも情報提供したり、つながりを持っていきたいと思っております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） よろしく申し上げます。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の質問であります「生きる力」の育成を重視した教育についてお伺いいたします。

文部科学省中央教育審議会、初等中等教育分科会、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」一次答申においてですが、教育においての基本的方針として「どんなに社会が変化しようとも、時代を超えて変わらない価値のあるもの（不易）がある。豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心など、こうしたものを子供たちに培うことは、いつの時代、どこの国の教育においても大切にされなければならない」としております。

ですから国としても、次代を担う子供たちに美しい日本語をしっかりと身につけさせることや、日本が形成されてきた歴史や先人が残してくれた芸術、文学、民話、伝承などを学ぶこと、そしてこれらを大切にすることを培うとともに、現代に生かしていくことができるようにし、子供たち一人一人が伸び伸びとみずからの個性を

十分に発揮しながら、時代を超えて変わらない価値のあるものをしっかりと身につけてほしいとしております。

また、教育は、同時に社会の変化に無関心ではなく、時代の変化とともに変えていく必要があるもの、これを流行といいます。柔軟に時代に対応していくことも教育に課せられた課題であり、急激に変化していくと考えられる社会の中で、これからの社会の変化を展望しつつ、教育について絶えずそのあり方を見直し、変えていくべきは勇気を持って速やかに変えていき、とりわけ人々の生活全般に大きな影響を与えると同時に今後も一層進展すると予想される国際化や情報化などの社会の変化に教育が的確かつ迅速に対応していくことは極めて重要な課題と捉えなければならないとしております。

このように、教育においては不易と流行を十分に見きわめ、これからの時代を開いていく人材の育成という視点や、これからの社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断や行動して、よりよく問題を解決する資質や能力、そしてみずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心、そして豊かな人間性や、たくましく生きるための健康や体力が必要であり、変化の激しいこれからの社会を生きる力としてバランスよく育んでいくことが重要ではないでしょうか。

それでは、新庄市において、生きる力として不易、流行に対応した教育を現在ではどのように行い、取り組んでいかれているのかお伺いいたします。

また、平成27年9月の私の一般質問では、道徳の教科化を見通して市の教育研究所に道徳教育を学ぶ研究会を立ち上げ、全小中学校で研修会を深めているとの答弁をいただきましたが、どのような効果や成果があらわれたのかお伺いいたします。

最後になりますが、山口県萩市では副読本として「わたしたちのふるさと 萩」や「郷土萩」を活用して、多くの偉人や豊かな自然、価値ある歴史、そして伝統的な文化や産業を学んでおります。「松陰読本」では、萩小学校4年生以上に配付し、総合的な学習の時間に吉田松陰先生の生き方や考え方を学ぶ松陰教学、松陰先生について調べたことをまとめ、発表をしております。また、松陰神社において実際に観光客の方々にガイドをする学習に取り組まれている学校もあると聞いております。

新庄市において、教育の中でどのような副読本を活用し、学習に取り組まれているのかをお伺いいたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、生きる力の育成を重視した教育について、私のほうからお答えいたします。

まず、不易と流行については、議員がおっしゃるとおりでございます。

そうしたことを踏まえ、不易なものとして、本市でも地域の様子を学ぶふるさと学習を取り入れながら、新庄市の歴史、伝統、文化を学び、これらを大切にする心を育みながら、ふるさと新庄を愛する子供たちを育てていきたいと考えております。

また、流行なものとして、急激に変化していくと考えられる社会の中であって、その変化を展望しつつ、今後も一層進展すると予測される国際化や情報化などの社会の変化に教育が的確かつ迅速に対応することが求められていますので、本市でもALTを3名配置し、英語の教科化に向けて備えたいと、また電子黒板の設置やデジタル教科書の配付、またパソコンのタブレット化や学校内の無線LAN化等を進めたりしながら、情報化社会に向け、学習する環境を整えてきております。このことは、今の学習指導

要領でも大切にしている生きる力の育成につながるものであります。

これからも、確かな学力、豊かな心、そしてたくましい体を育てるために、学校と連携しながら、しなやかでたくましい新庄っ子を育ててまいりたいと考えております。

2点目の道德教育についてです。

新庄市の教育で大切にしている心の教育に不可欠なものと考え、各学校では週1時間の授業はもちろんのこと、全ての教育活動を通じて取り組んでいます。

道德の授業については、平成30年度より特別の教科道德になります。そのことを踏まえ、新庄市教育委員会では、議員がおっしゃるように、新庄市教育研究所の中で道德に関する課題別研修会を実施してまいりました。

平成27年度は、まず学習指導要領改正の趣旨を生かした道德教育の構想ということで、最上教育事務所より講師をお招きし、道德の教科化に向けての目標や配慮事項、具体的な変更点について研修を行いました。また、2回目は、特別の教科道德に向けて各校がこれから行わなければならないことの確認、例えば指導内容を明確にし、読む道德から考え議論する道德への転換等の研修を深めてまいりました。

また、今年度に入り、教育課程研究協議会の道德部会に参加し、特別の教科道德の学習指導要領について研修しました。さらには、今年度2回目として、文部科学省の教科調査官の「いじめ防止に効果的な道德授業づくりについて」というお話をお聞きし、研修を行ってきたところです。いじめ防止の観点からも、しっかりと道德の授業を行っていくこと、また子供がきちんと考える道德をしていくことなどを中心に研修し、今後の授業のあり方について指導を受けました。

今後、各学校の道德推進教師を中心に校内での研修を行い、平成30年度の道德の教科化に向

けて準備を進め、各教職員の特別の教科道德への理解も深まっているところであります。

3点目のふるさと学習についてでございますけれども、各学校ではふるさと学習に取り組んでおり、地域や新庄市について学んでいます。その内容は大きく2つです。1つ目は、萩市と同じように、副読本「わたしたちの新庄市」がありますので、副読本を通して新庄市について学びます。もう一つは、総合的な学習の中で地域について調べたり聞いたりしながら学びます。

まず、副読本についてですが、小学校3年生で自分たちの学校の周りを探検し、自分たちの生活している地域にはどんなものがあるか学びます。また、「松陰読本」という形と同じように、新庄市では新庄まつりを中心に新庄市の歴史や人物等についても学んでおります。

次に、総合的な学習においても各学校で学習しております。新庄まつりについては市内の小学校で何らかの形で取り組んでいます。また、地域の自然環境の問題や地域の文化にも取り組んでいるところです。また、ある中学校においては、東京の修学旅行の際に自分たちで育てたサトイモで芋煮を振る舞いながら地元の農産物をPRし販売したり、くじら餅を東京で販売したりして地域の伝統的な食文化をPRしたりしています。

このような活動を通して、バランスよく豊かな自然、価値ある歴史、伝統的な文化や産業について学んでいるところであります。以上でございます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。

私たち会派なんですけれども、11月に山口県へ行きまして視察を行ってきました。その中でも、山口市においては寄附型クラウドファンディング、そして萩市においては吉田松陰先生の朗唱ですね。そこでいろいろなことを学んでき

ております。

その中においてなんですけれども、学校の教室の中において、特に特別支援学級の方なんですけれども、要は落ちつける環境づくりをしております。その中において、一番目の前にある黒板なんですけれども、黒板の周りには物を置かない、要は集中できるようにする仕組み、そしてまた椅子の下にテニスボール、硬式テニスボールを半分に切ったようなものを置いて、音を静かにするという取り組みもやっております。そういったことにおいて落ちつける環境で子供たちがうまく授業に集中できるような環境にしておりますけれども、そういった取り組みを一つ一つやっていくとまた新たに新庄市の学力も上がっていくと思うんですけれども、そういう取り組みは今後考えられると思うんですけれども、いかがでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 今、議員のおっしゃったのは特別支援教育についてということになるかなと思っておりますが、昨日もお話を少しさせていただいたところですが、本市でも山形大学の三浦光哉教授から来ていただいて、年20回ほど各学校を回らせていただいております。

その中で、そういった特別支援の必要な子供にとってはやはり黒板の周りにさまざまなものがあると気が散ってしまうということで、そういった指導も本市でも受けているところです。そういった配慮しなければならぬところにおいては議員がおっしゃるような形で本市でも取り組みをさせていただいておるところです。

また、座席の配置、さまざまそういった特別支援教育にかかわる指導をいただいておりますので、そういったことについても配慮しながら、落ちついた学習環境を整えていきたいと考えているところです。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。特別支援学級ではなくても、そういう一人一人が集中できる環境はとても必要だと思いますので、そこだけではなくそういった配慮が必要だと思いますので、非常にいい取り組みだなと私たちも思いましたので、ここで紹介させていただきましたので、よろしくお願いします。

また、萩に行ったとき、明倫小学校に行ったときなんですけれども、びっくりしたのが、げた箱の靴をきちんとそろえたりとかトイレのスリッパをきちんと並べる、そして元気な挨拶をしていますよね。7メートル離れたところから挨拶するというすごい取り組みをされていて、当たり前前のことを当たり前にするということはとても必要だなとすごい感じました。特に一人一人のげた箱が区切られてはおりませんで、普通に並べているんですけれども、生徒一人一人が全部、爪先からかかとをぴっちり並べて、それを全部機械ではかったかのごとく皆さん並べて、すごいすがすがしい気持ちになりました。授業も拝見させていただいて。

こういう取り組みも新庄市でやられたら非常にいいでしょうし、昔は当たり前だったんでしょけれども、今はその当たり前がなかなかできない。そういった指導も必要だと思いますので、ぜひそういう取り組みも、これは学校じゃないんでしょけれども、生徒が自分たちみずから行動することなんでしょけれども、非常にいい取り組みだったと思うんですけれども、そういった取り組みもございますので、ぜひ、そういうこと一つ一つの積み重ねが自分たちの心の成長にもつながると思いますけれども、いかがでしょうか。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 新庄市でも、返事、挨拶、靴そろえということを学校のほうに3年ほど前から

ぜひやってほしいということで進めているところ
です。学校に行ってごらんになると、かなり
の部分で靴はそろっています。一旦入れて、き
れいに入れるんじゃないくて、入れたら一回き
ちと並べるといふか、そういう指導をぜひし
てほしいと。あと、児童生徒が教室から出た際
に、椅子が机の中にきちっと入っている、そ
ういう状態もぜひつくってほしいということで
、学校では「返事、挨拶、心そろえ」とかいろ
いろな言葉を使っていますけれども、そうい
うことを全校で推奨し始めているところ
です。よろしくお願ひいたします。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。別に
新庄市でやっていないとかではなくて、やは
りああいうのを見ると一人一人の心の成長
もわかるでしょうし、ぜひともこれは実践
しなければいけないかなと思ひましたので
、私たちはそれを見て、皆さん感動するぐ
らいすごかったんですよ。そういった一人
一人がやることによって自分たちの心の成
長にも私たちはつながると思ひますので、
ぜひともこれからも続けていていただきたい
なと思ひました。

また、萩市、明倫小学校の特徴としては、
朗唱をしております、吉田松陰先生の言葉
なんですけれども。一人一人、特に論語を
多分おっしゃっております。小学校1年生
から6年生まで1学年ごとなんですけれ
ども、学期ごとに皆さんおっしゃってい
ました。ましてこれは、論語というのは正
直難しいでしょうし、私もそんなに詳しい
わけではないですけれども、今はわからな
いけれども、もし将来大きくなったら非常
に役立つものの朗唱をしておりました。

新庄市でも朝読書もなさっております
けれども、そういった読書のほかに声を出
して本を読むということも必要だと思ひ
ますけれども、そういった取り組みを今後
やっていくことによ

てまた一つの子供のステップアップにつ
ながると思いますけれども、どのようにお
考えでしょう。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 新庄市では読書活
動ということでずっと長年取り組んでおり
ます。何か声に出して読むという点では、
お互いに読み聞かせをしたり、本を声を出
して読むという機会はあるのかなと思ひて
いるところです。

また、新庄市は、先ほど来お話しにな
っている新庄まつりという非常に自慢する
ものが、文化がございますので、そういつ
たことは新庄市の各学校においては取り
入れていただきながら、さらに自慢でき
るような文化として子供たちにも継承し
てまいりたいと思ひているところです。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） 新庄市は、先ほど
1番目の質問にもつながりますけれども、
新庄まつりが多分基礎になってふるさと学
習をやると思ひます。その中においても、
これから、逆に言えば、そういうふるさと
学習するにおいて多分講師も呼んで新庄
市の歴史を学ぶと思ひますけれども、そ
ういった講師はどのような方がやったり
とかしているのか、わかる限りでいいの
でよろしくお願ひします。ほかの学校で
すと新庄まつりの山車をつくったりとか
するんですけれども、歴史も非常に重要
でございますので、ぜひそういう講師は
どのような方が来ているのか、わかれば
お願ひいたします。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 一番はやはり地
元の山車を実際つくっている方が多いよ
うです。山車の歴史も含めながら山車づ
くり、それからそういった山車のおもしろ
さといいますか、すばらしさを地域の方
と一緒に子供たちに伝えて

いただいているということが多いということでございます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） つくるときは地域の方でもいいんですけれども、もしよろしければ、新庄市の歴史を語る上では戸澤神社の方がおりますでしょうし、そういった方々に聞くのも一つの手でありますので、そういったことも一つの新しい、子供たちにちゃんとしたものを教えることも必要だと私は思うのですけれども、そういう考えはいかがでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 学校の中には大友義助先生に来ていただいてお話を伺ったという事例もありますし、また商工観光課の方に来ていただいてそういったこともお話を伺っているという学校もございます。また、さらに議員が今話されたような形で戸澤神社の方とかそういったことも考えられると思いますので、そういったことも紹介しながらやっていきたいと思っているところです。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。そういった意味でもいろいろな方に来ていただいて、しっかりしたものを子供たちに伝えていかないと、それが後々違う考えになっていってはいけませんでしょうし、そこら辺のしっかりとした核をつくっていただきたいと思って今回質問させていただきました。

一番最初のユネスコ無形文化遺産登録の問題にしても、一番最初の軸がずれてしまえば何も始まりませんし、解釈の仕方によって歴史を変えてはいけないと思います。しかも、その次の時代に継承するためにもしっかりしたものをつくっていただきたいし、これからの子供たちに

とっても非常に重要な問題ですし、自分たちの誇りですから、そこら辺をしっかりといただきたいなと思って質問させていただきました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時57分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

清水清秋議長 次に、小嶋富弥君。

（17番小嶋富弥議員登壇）

17番（小嶋富弥議員） 御苦労さまでございます。起新の会、議席番号17番の小嶋富弥でございます。

質問の前に、一つ訂正をお願いしたいと思います。通告書の市体育館についての中で、耐震工事が「今年度」となっていますけれども、これは「昨年度」の誤りでございますので、御訂正をお願いしたいと思います。いろいろあつて工事が途中だったものですから、今年度と書いてしまいましたので、大変申しわけございません。よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問をさせていただきたいと思います。

12月定例議会、この時期は何かと気がせくころでございます。私に与えられた一般質問の時間は50分でございますので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、学校教育について3点お尋ねい

たします。

私たち日本国民は、憲法の定めによって教育を受ける権利と受けさせる義務がございます。憲法の第26条に「全ての国民は法律の定めるところによりその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。また、全ての国民は法律の定めるところによりその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれが無償とする」と定めております。

さて、そこで最初にお伺いいたしますのは、ことし4月19日にいたしました全国学力・学習状況調査の新庄市の結果と検証についてであります。

今までは8月に結果の公表でしたが、集計計算のミスとかで予定より2カ月おくれの9月29日、文部科学省が結果の公表を行いました。これらの実施には過度の競争を招くおそれがあるとの賛否がありますが、子供たちの力を調べる物差しとし、また学習課題の改善の工夫、つまずきの原因などをつかみ取るなど、学校教育での指導に生かせるものと思います。

本県は、全国に先駆けて1学級の児童生徒数を33人以下とする少人数学級編制、教育山形「さんさん」プランを導入いたしました。これは子供たちの実態に応じ、きめ細かな指導が特徴とされ、吉村美栄子知事が1期目の2011年度に完全実施となりました。全国学力・学習状況調査の導入から10年目ですが、結果は県全体では右肩下がりで伸び悩みであるとマスメディアでは報じられております。

そこでお尋ねいたしますのは、当新庄市における児童生徒の学力・学習状況調査のことしの結果と検証についてお伺いいたすものでございます。

次に、都道府県では全国でも初めての試みの県独自の県学力調査、すなわち探究型学習について児童生徒の習熟度を調べる県学力等調査の学力テストを10月5日、県下の小学校5年生、

中学校2年生全員に行われました。これらの目的は具体的に何を意味するものか、そしてこの調査での当市の結果はどうだったのかをお伺いいたします。

続いて、学校教育についての3つ目についてお伺いいたします。

いじめについてであります。

今、いじめに関し各地で想像を超える事件、問題が起きております。いじめの苦痛によって死を選ぶ子供が後を絶ちません。大変心の痛む問題でもあります。

これらのことから、文部科学省は、平成25年6月28日、第183回国会において、いじめ防止対策推進法を公布いたしました。施行してから3年、この法律が本当に機能しておるのか、法の理念が理解されていないのか、問題が起きるたびに議論されているのも承知しております。この法において、被害者が苦痛を感じるものを全ていじめと定義しております。

そこで、当市としてのこれらのいじめへの対応、対策についてお聞きいたすものであります。

また、学校・学級生活で感情を抑え切れず、先生の指導に従えず、学級・学年授業が落ちついてできず苦慮しておるとも聞いておりますが、これらについて、このような事例が新庄市ではあるのかわかりかねます。あるとすればどのような対策、対応をなされておるのかお伺いいたします。

次に、市営体育館について質問をいたします。

この体育館は、山形県が昭和47年全国インターハイの開催県に当たり、バドミントンの盛んな新庄市に開催が求められて、また郡内では大きな体育施設がなく、ワンフロア12面のバドミントン競技ができる体育館は山形県では新庄以外にはありません。「大きいことはよいことだ」の経済成長を受けて昭和46年に市体育館の建築が図られたものと伺っております。また、平成4年、べにばな国体のバドミントン会場と

しても使用し、今日まで市民スポーツの振興に大きな貢献を果たしてまいりました。

平成24年3月に策定された新庄市市有施設耐震化実施計画に基づき、昨年度耐震補強工事が行われました。ただ、想定外の結露問題が起き、市民各位、使用する方々に不自由をかけたことは、まことに遺憾に思います。

さて、この体育館は、来年、平成29年度全国高校総体南東北総体のバドミントン大会の会場になります。全国から選手、役員、その家族、スポーツメーカー等々1,000人以上の人出が予想されます。また、この市体育館は、地域基盤力の土台、教育力の向上に向けても、今後も大事に長く使用していかなければなりません。

耐震補強工事が行われ、以前に比べ外装はリニューアルされましたが、何せ建築経過年数43年、館内のフロアカーテン、カーテンレールのふぐあい、2階の観覧席通路の床ビニールシートの大部分が剥がれており、つまり危険が危惧されます。2階の手すり、壁に近い場所の汚れ等の問題点が多く見受けられます。これらにつきまして、これからも長く使用するためにも、対策、対応が必要と思われませんが、これらについてお伺いをいたすものでございます。

次は、発言事項3番目の新庄まつり山車行事のユネスコ世界文化遺産登録について質問いたします。

固唾をのんで待っていた、国際連合教育科学文化機関、すなわちユネスコの無形文化遺産登録の決定の報を受け、多くの市民の方々と喜び、誇りを感じたところでございます。大きな勲章をいただいたと思っております。私も各方面の多くの方々から電話や手紙をいただき、勇気を得たところであります。

この与えられた大きなチャンスをさらなる市勢発展の起爆となる地域の活力、観光、経済に結ぶために、大事な戦略、戦術の構想が必要であるのではないのでしょうか。市長の見解をお尋

ねし、通告の質問といたします。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

質問は教育委員会のほうから入っていますが、初めに私よりユネスコ関連のことをお話しした後、教育長に教育委員会のほうを答弁させますので、よろしくお願いいたします。

新庄まつりの山車行事がユネスコ無形文化遺産に登録されたことにつきましては、その思いを議会初日の行政報告で述べさせていただきました。

これまでの歩みを振り返ってみますと、財政状況が厳しい中、新庄を元気なまちにしたい、市民に夢や希望を与えたいとの思いで、新庄の誇りである新庄まつりの重要無形民俗文化財を目指したのが始まりでありました。平成21年に国重文に指定され、それが全国山・鉾・屋台保存連合会への加入につながり、その流れでユネスコ無形文化遺産に登録されるという幸運につながったものと感じております。

新庄市の登録は、33団体のうち29番目であります。県内で初めてユネスコ無形文化遺産に登録されたことは、大きなブランドになります。新庄の文化が世界に発信され、今後は観光客の増加などが期待されますが、祭りだけのものとするのではなく、これを契機にさまざまな分野に波及されるよう地域の活性化に向けて戦略的に取り組んでいきたいと考えています。

その一つとして、地方創生に向けた取り組みとして実施できないかと地方創生に関する交付金に申請しておりましたが、このたびユネスコ無形文化遺産登録を契機とした「まつりと雪のふるさと新庄」ブランディングプロジェクトとして内示をいただきました。期間はありますが、

走りながら事業計画を定めていくことができますので、このプロジェクトの中で伝統文化の継承、郷土愛の育成、祭り、イベントの充実、観光客の受け入れ態勢の整備、地域ブランド化のための情報発信などを一体的に事業化し、経済効果も得られるよう計画していきたいと考えております。

また、今回のユネスコの登録に当たりまして、新庄まつりを招聘したいというオファーがございます。先日、担当の商工観光課のほうで山車連盟のほうに報告申し上げまして、今月か来月の初めに職員と山車連盟の役員、会長か副会長になるかわかりませんが、現場を確認し、山車が通行できるか、どこで作製するか、どこでUターンするかなどの現地踏査を行い、それが可能であれば1月20日までに正式に山車連盟にオファーを申し上げたいと思っております。これにつきましては、1台では余り絵にならないということで、3台ということを予定しているところであります。こうしたことも含めまして、さらに具体的にになりましたら御説明させていただきたいと思っております。

ユネスコへの登録が目標ではありません。あくまでも関係者の皆様と連携しながら新庄市をより一層盛り上げていくために、今後長く保存、活動できるような形に努力してまいりたいと思っております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、学校教育、体育館について私のほうから答弁させていただきます。少し長くなりますけれども、よろしくお願いいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査における本市の結果についてですが、まず学力調査について、小学校6年生の国語Aについては、全国平均を若干下回る結果ですが、県平均と同程度と

なっております。国語Bについては、全国、県平均と同程度となっております。また、算数Aについては、県や全国平均を下回る結果でしたが、昨年より差が縮まり、改善傾向が見られました。算数Bについては、全国平均、県平均と同程度の結果となっております。小学校においては、国語B、算数A・Bにおいて改善傾向が見られました。

中学校3年生では、国語Aは全国平均と同程度の結果でしたが、国語B、数学A・Bについては全国平均、県平均を下回る結果となっております。

今年度は、小学校においては改善傾向にあるものの、昨年度同様、小中学校ともに算数、数学に課題があると捉えています。

また、学習状況調査については、小中学校ともに規範意識や地域行事への参加が全国平均よりも高い結果となっております。新庄市はこれまで命の尊厳を根底に据えた心の教育を重点課題として取り組んでおりますが、その成果と捉えています。また、読書への興味・関心についても全国平均よりも高くなっております。各学校において読書教育を進めておりますが、その成果として捉えているところです。しかしながら、家庭学習の時間や、携帯、スマートフォンの使用時間、テレビやビデオの視聴時間に課題があり、家庭と連携しながら改善していく必要があると捉えています。

そこで、家庭と協力し、生活リズムをしっかりとしながら学習に向けていく必要があります。今年度教育委員会だよりとして保護者の方々にも生活リズムについての協力を呼びかけているところですが、今後も継続して学校とも協力しながら進めてまいりたいと考えているところです。

全国学力・学習状況調査の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し改善を図ることと各学校の授業改善に役立てることになるわけですが、学

習指導要領で学力とは知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、みずから学び、主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものと定義されており、多岐にわたっての総合的な力が学力として求められており、さまざまな面から力をつけていく必要があると考えています。

まずは今年度の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、本市においては基礎的、基本的な学習内容の理解を土台としながら、活用力の向上を図ることが必要であると考えております。そのためには、子供たちが集中して授業に取り組む授業づくりが肝要だと考えますが、子供たちが学びたいと思うような課題づくりや、仲間とかかわり合いながら学ぶスタイルの構築、学んだことがしっかりと身につくようなまとめのあり方等、学校訪問の際にアドバイスしながら一緒になって授業づくりを考えてまいりたいと思います。

さらに、今年度より、算数、数学の指導主幹を最上広域教育研究センターに配置していただいております。学校とも連携し、算数、数学の授業づくりに助言をもらいながら学力向上に結びつけていきたいと考えています。

このほか、新庄市では、新庄小学校、新庄中学校に委嘱して、思考力や活用力を高める授業づくりに取り組んでもらっており、その取り組みを市内の小中学校に発信しております。成果のある取り組みを研究し、子供が夢中に取り組めるような授業スタイルを明らかにしていきたいと思っております。これらを通して新庄市の子供たちの学習意欲を高め、知識活用力や課題解決力の育成を図ってまいります。

次に、今年度行われた山形県学力等調査実施の目的は、第6次山形県教育振興計画の「社会を生き抜く基盤となる確かな学力を育成する」という基本方針のもと推進する探究型学習推進で育てた、学力及び学習状況について、児童生

徒の実態を把握・分析し、探究型学習推進による成果と課題を検証して、学校における児童生徒への指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとしております。

また、探究型学習で育てたい学力とは、児童生徒の学びが、基礎的な知識、技能にとどまらず、教科の枠を超えた知識、技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等や主体的に取り組む態度を含むものとしています。

内容については、教科の枠にとらわれず、知識、技能を活用することができる思考力、判断力、表現力を評価する合教科型・総合型の問題です。

結果についてはまだ来ておりませんが、その取り扱いについて、実施要綱では「みずから設置、管理する学校の結果について、個々の学校名を明らかにした公表は行わない」となっております。

以上のような趣旨を踏まえ、新庄市では学校名や数値の公表は行わず、全国学力・学習状況調査と同様の取り扱いをしたいと考えているところです。

いじめについて、新庄市の小中学校におけるいじめの認知件数は、平成27年度においては小学校において35件、中学校においては62件の報告がされております。

いじめの認知件数は年々ふえる傾向にあります。いじめがないことがもちろん一番よいわけですが、いじめの認知自体は、学校がアンテナを高くし、いち早く情報を得ながら対応していくという意味において決して悪いことではないと考えております。また、いじめの認知件数については、いじめの定義に従い、教師間の温度差がないように学校に指導しています。さらに、市独自で毎月行っている生徒指導調べからも把握し、各学校に確認をしているところです。

いじめについては、どこの学校でも起こり得

るものであるという認識を持ちながら対応していくことが大切であり、早期発見と早期対応に心がけてまいりたいと思います。さらに、認知したものについて、さまざまな児童生徒から情報を収集しながら事実確認をしっかりと行い、そして確実に解消することと再発しないことを徹底するようにも指導しています。

本市のいじめの特徴としては、小学校では低学年の認知件数が多く、日常的なトラブルのほかに、自分の感情を抑えられないことから暴言や暴力等のいじめを行う児童が報告されています。また、中学校では1年生の認知件数も多く、人間関係に起因するいじめが報告されています。さらに、インターネットやSNSによるいじめについても報告されているところです。

いじめについては教職員の目に見えないところで起こりやすいことから、常にアンテナを高くし、子供たちの言動に気を配りながら対応していく必要がありますが、その防止については、全ての学校教職員がみずからの問題とし、切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な教育課題だと考えます。

現在、各小中学校ではいじめの早期発見・早期対応のための組織体制を整備し、教師側の対応のほかに、児童生徒がそのことを主体的に自覚し、児童生徒の自発的ないじめ防止に向けた活動も行われています。教師自身が深い児童生徒理解いたし、児童生徒が楽しく学びつつ生き生きとした学校生活を送ることができるよう支援してまいりたいと思います。

また、落ちついた学習ができないような状況があるのかという御質問ですが、今年度の4月から7月までの調査では、ある一定の児童生徒が感情を抑え切れず、先生の教えに従えず、学習に集中できないという状況が報告されています。

そういった児童生徒の対応のため、個別学習指導員を配置しながら対応しているわけですが、

そのほかにも多方面から対応が必要と考えています。例えば、山形大学の三浦光哉教授に学校訪問をしていただき、そういった児童生徒の対応の仕方を研修したり、児童生徒の特徴を見きわめていただきながら、必要があれば他機関との連携を図ったりしています。また、そういった児童生徒の保護者と面談をし、御理解をいただきながら必要であれば検査したり、医療と連携したりしているところです。さらには、子供が楽しく取り組める授業づくりもあわせて考えていく必要があると思います。子供たちが授業に集中できる課題はどのようにすればいいのか、学校訪問を通してアドバイスしながら支援してまいりたいと思います。

次に、市体育館についての御質問でございます。

市体育館につきましては、平成27年度に大規模な地震における使用者の安全性を確保することを目的に、施設の耐震補強工事とあわせて屋根など老朽化が著しい箇所の改修工事を実施いたしました。改修工事につきましては、来年7月29日から8月3日にかけて開催される南東北インターハイのバドミントン競技や施設の管理をしている指定管理者及び利用団体からの改善要望を視野に入れながら行いましたが、耐震補強を最優先にし、工事の影響範囲外の内装、設備までは実施できないところでもございました。

市体育館は、市の中心的な体育施設として市内外の方々から広く御利用いただいている施設であり、多くの皆様から心地よく快適に御利用いただけるよう、またインターハイの会場として全国各地からいらっしゃる選手や関係者にとって一生に一度の思い出深い大会となるよう、できる限りの整備をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきまして、

ありがとうございます。

通告順序違いますが、市長から答弁もらった分から再質問をさせていただきたいと思います。

ユネスコ登録のもととなったのは、全国無形文化財に入ったから、登録されたから入ったわけでありまして、全国山・鉾・屋台行事の連合会ですか、その総会が毎年あるんだけれども、予算の関係で新庄市は参加できなかったというようなことがございまして、前の社会教育課長の伊藤さんとはこの件について議論を交わして、今年度予算づけなりまして、参加したと思うんですけれども、まずそのユネスコ登録のもととなる全国山・鉾・屋台行事の総会に参加して、参加してよかったか、悪かったか、まずお答えいただきたいと思います。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 この全国山・鉾・屋台保存連合会と申しますのは、国の重要無形文化財に指定されております全国の曳山行事の保存会で組織されている団体で、正会員が今回ユネスコ登録となった33団体、そして今年度新たに滋賀県の大津祭保存会が新たに参加しまして34団体になっております。また、準会員は1団体ございます。

今回、11月21日から23日の日程で熊本県八代市で開催されました。八代市については熊本地震の影響もございまして、市役所が使えない状態、また会場確保もできないような状態であったにもかかわらず、大変苦勞されて開催されたようでございます。

最も参加してよかったと思えるのは、やはり全国の祭りの関係者の方と顔を突き合わせて話ができるということです。その場でこれからの話もできました。同じテーブルになりました鹿沼市などは今回1月に開催しましたシンポジウムにも来ていただいたそうで、そういうことも知ることができましたし、同じ東北の八戸市、

そして秋田県の鹿角市、そして仙北市ともお話ができて、今後できるところから連携していきましょうということも確認することができました。そしてさらに、総会が終わってすぐに秋田市から連絡が来まして、秋田のほうではこの3団体が去年から一緒になってイベントをしていますよと、新庄市さんも来年度あたりどうですかというお誘いも受けたところであります。

今後、近い将来、新庄市にも総会を開催する 때가やってきます。ですから、今回は380名くらいの規模でございましたけれども、恐らくこれからふえていけばもっと大きなものになると思います。そのときにはほかの団体の方からもいっぱいおいでいただくように、今後ともこの連合会には参加していきたいと考えているところでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 行ってよかったという声を聞いて安心しました。

副市長も行ったという経過ありますけれども、思いはどうなんですか。同じですか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

清水清秋議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 私も保存会の会員であるメンバーと一緒に随行させていただきました。感想ということですが、それぞれ33団体あるわけですが、保存会それぞれがやはりいい動き方をしておりまして、新庄市はもっと保存会を活性化しないといけないのではというのが率直な感想でございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

55万3,000円の補助金は大変有意義だったと評価していいかと思います。

そこで、市長答弁、ユネスコ無形文化遺産登録にありました、地方創生絡みでプロジェクト

をつくる。私もこれを起爆剤としてプロジェクトをつくって、単年度でなく、お祭り騒ぎだけでなく、やはり継続して、そして新庄まつりを売りにして経済が回るようにということを提案したいなと思っております。

そのために、最上県勢懇話会で志水武雄先生が講演なさったというのを新聞で伺いました。その中で、登録されたけれども、次の年はぐっと上がるけれどもまた戻るとか、ずっと続けて上がっていくようにきちっとするというのもこの中に入っております。

プロジェクトを市長が作りたいというのは、私も提案したいなと思ったのですが、その作り方を、ことし4月2日の山形新聞の江戸トライアル、コラム、社説ということで、新庄市では電通への職員派遣6年目ということで、職員の意識に変化が起きて着実な実績をつくったと。この研修プログラムは、電通が自治体などの公的機関の職員を対象に実施しているソーシャルコミュニケーション戦略プロデューサー塾ということで、コミュニケーションスキルを生かし地域の課題に取り組む人材育成を目指し、これまで37年間、電通では3,000人以上の塾生を輩出したと。新庄市では2011年度から毎年採用して、寒河江も去年からやっているということで、その帰ってきた職員は発想力が全然違うと、これは野崎総務課長がこのようにコメントしていますね。それはそれでいいでしょうけれども。

その中で職員が、クライアントファースト、お客第一ということの考え方が徹底されて驚いたと。また、行った職員の方々に共通して感じるのは、コミュニケーション能力の高さと、自治体職員というと特に仕事に関しては内向きという印象が持たれがちだが、この意識の変化とコミュニケーション力があれば従来の公務員の枠を超えた仕事もできるだろう、頼もしい限りだ。これが社説に書かれているんですね。

だから、電通に行った職員と、ふるさと応援隊という方々がいます。その方々に新庄まつりのプロジェクトチームを立ち上げらせて、そしてスパンを、二、三年かけてもいいと思います。そういった発想、考えはいかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 細かなことは商工観光課のほうでお話ししますが、大きな流れということになりますと、これまでふるさと応援隊を募集しまして約3,000名を超えるようになりました。おかげさまで、新しい企画と相まってふるさと納税も大きな伸びを示しているところです。これもさまざまな職員の提案が動いているところでもあります。

そんな関係から、これまで東京で行われていました江戸家老制度、仙台家老制度、これを廃止することを通知しました。また、葛麓会という戸澤藩旧家臣団の集まり、義勇会から葛麓会になったわけですが、高齢化等の問題があり、これも解散ということで、11月のときに行って話をしてきたところであります。

これからはふるさと応援隊を中心として考えていきたいと。また、新庄東京ふるさと会、これを新たに組織するということまで決まっております。1月21日に新春交流会、ふるさと応援隊との新春交流会がありますが、その席上、今後このふるさと応援隊を中心に新庄とふるさとのきずなを強めていきたいということで今進めている状況であります。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 私、お願いというか、プロジェクトチームを立ち上げて、新庄まつりを総合的に生かすようなプロジェクトをつくるお考えがないですかということをお聞きしたかったんです。いかがでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 新庄まつりにつきましては、先ほど佐藤議員のときにも御回答させていただきましたけれども、まずは新庄まつり実行委員会という専門部会3つを持つ実行委員会に移行して、その中で、守ることと新庄まつりをアピールすること、さまざまなことを検討しているわけでございます。

外部の方々からもさまざまな意見をいただくことは本当に重要なことだと思いますけれども、それが新庄まつりをどのような形でアピールするということのプロジェクトなのか、そういったことも含めていろいろな意見をいただかなければいけないと思いますので、その中のもう一つがまた百年の大計ということで、10年ごとに見直すという組織もございます。

ですので、今のところはそういったところを十分2つの組織で新庄まつりについていろいろな御意見をいただくという部分にしたいと思っておりますし、意見を聞くというのは、今市長がおっしゃいましたようにふるさと応援隊であり、また今回、祭りとアニメがくつついた形で、ふるさとを出ていった方々が御協力いただけるとかそういったこともありますので、少しずつ、先ほどもお話ししましたけれども、つながりを深めていくというところから始めていきたいと思っています。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 課長、まつり委員会の中の内容を聞いたのではないんですよ。新庄市として、世界遺産になった機会を新庄市として政策的な考え、プロジェクトの考えをつくらいかでしようかと私は伺っているんですけども、その辺、私の質問の仕方が悪いかわかりませんが、私の意図するところではないんですけども。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 電通派遣の職員に関することですので、私からも一言申し上げさせていただきたいと思いますが、ことし4月2日の社説、よくごらんいただいてありがとうございます。

本当に研修の成果があらわれているのではということで、そういったスキルを持った職員を有効に活用したいという思いは十分に持っております。

その中で、先ほど商工観光課長からもございましたが、そういった方々の能力をどう使っていくか、プロジェクトチームをつくるというのも一つの方法ではあるかと思いますが、それにこだわらず、ブランディングに関する非常に高いスキルを持っていますので、そういったところを活用しながら、例えば今回の市報に関しても、その漫画、そういったものを取り入れる、そういった発想自体も非常にユニークな発想だったと思っています。チームをつくるというよりも、それぞれの能力を発揮する場を提供したいと思っています。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） プロジェクトをつくる、つくらないは執行部のお考えでしょうけれども、人材を生かしてもらうというお言葉をいただいて大変うれしく思いますので、ぜひ御期待申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

お祭りばかりの質問ではないので。

実は去年、全員協議会のほうに、新庄市の教育課題についてということで、平成27年度新庄市教育総合資料として、10月2日ですか、いただいていますけれども、ことしはそういったものがまだ私どもに示されていないのだけれども、これは何でまだ示されないのか教えてもらえ

ばありがたいなと思います。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 答弁の内容から私のほうでお答えさせていただきますが、今ありました全国学力テストにつきましては、議員の冒頭、質問の趣旨にありましたように、2カ月ほどおくれて結果が発表されております。その関係上、公表に関する資料、シート、様式と申しますか、県のほうからもおくれて参っておりますので、その関係上、今後予定しております市の総合教育会議、市も主催いたしますが、その中で内容の中身を認識共有し、分析についても協議した後にもまた改めて全員協議会を設けさせていただきながら御報告をさせていただきたいということの計画を組んでおります。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 出さないのではなくて、発表がおくれたから事務的におくれてまだ出ませんよというような受けとめ方でよろしいですか。それはいずれデータのものを、会議の内容をフィードバックしていただくと。わかりました。ぜひ早目にひとつ、いろいろ問題ありますので、よろしく願いいたします。

あともう1点。

ことし9月30日、吉村知事は、学力テストに関しまして、平均正答率などの数値による市町村別、学校別の成績公表に関して、昨年は吉村知事が成績上位に限り市町村を公表すべきとの考えを示しましたが、県教育委員会はこれを含めて検討中であるとしておりますが、新庄市の教育委員会のお考えを伺いたいと思います。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 学力については、先ほど教育長の答弁にもありましたように、この学力・学習状況調査については学力の中の一部であるということになります。また、新庄市には小規模校ということもございます。点数がそのまま小規模校になりますと子供たちへの影響も非常に大きいということもございますので、全国、県等との比較という形で情報の提供をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 公にはしないけれども、学校のほうにはそういったものをちゃんと数字をお示しになっておるんですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 各学校のほうにはそれぞれ具体的な点数あるいはそういうことについては行っているわけです。ただ、学校においても、それぞれ各学校の保護者等については、市と同じ形で、授業の改善点あるいは今後の見通し等についてそれぞれ学校だより等を通してながら地域の方にも御報告をさせていただいているということでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 授業についていかれなくて授業がスムーズにできないという事例が、私の近くでも伺っていますし、そのために学校では先生方が苦慮して、授業のブザーが鳴ると本来はすぐ授業に入って時間いっぱいする。なかなか、いろいろな多動性のお子さんがいたり、できなくて、授業が始まるまで5分や10分かかると。その1回だけでなく、そのおくれが毎回あれば、1年間にすれば何十時間のロスタイムになるわけです。それでベテランの先生方も、とてもじゃないと、本来の授業ができなくて、

生徒指導に入る、手いっぱいだと。ベテランの先生が定年とかでなくて、疲労こんぱいしておやめになるという例も何回か伺っています。

実際、学校のほうでも苦慮しているんです、これ。今、沼田小学校です、私の孫が行っていますので、2年生。大変学年があれで、2年生の保護者の学年懇談会とかやって、集めて、そして、おじいちゃん、おばあちゃん、いつでもいいからフリーで参加して、現実の状況を把握してくれと、おうちの方、地域の方による励まし隊を結成するというような現実なんです。

昨日も叶内恵子議員が学習個別指導員のお話をされました。新庄市は39人に対して20名の配置だけれども、学校においては指導員をやはりやっていかないと学力テストの向上とかいろいろな問題で危惧されると思うんです。ぜひ、何回も同じようなことを言いますけれども、人を育てるにはやはり米百俵の精神というようなことも私は大事ではないかなと。いろいろなお金の使い道も、これからわんさわんさとする気もしますけれども、まず何よりもそういった児童生徒の授業体制をバックアップするということを教育委員会としても努力、さらなる努力ですね、さらなる努力をお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 議員のおっしゃるような状況については、私ども学校のほうに訪問させていただきながら何度か見させていただいたり、あるいは学校の話も聞かせていただいております。そういった面では非常に学校のほうでも苦慮しているという実態も把握しておりますし、また一緒になって学校に寄り添いながら教育委員会も考えていかなければならないと常々思っているところです。

そういった意味でも、昨日答弁をさせていただいていますが、個別学習指導員等あるいはま

たさまざまなそういった研修等も含めて対応していきたいと思っているところでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） まだまだお聞きしたい点はありますけれども、与えられた時間が終わりますので、なおわからないときは直接教育委員会にお邪魔して伺いたいと思いますので、その節はよろしく御指導のほどお願いいたします、質問といたします。御清聴ありがとうございます。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

星川 豊議員より午後から欠席との届け出がありました。

小野周一議員の質問

清水清秋議長 それでは、次に小野周一君。

（11番小野周一議員登壇）

11番（小野周一議員） それでは、12月定例会一般質問します。市民・公明クラブの小野でございます。

発言事項として3項目を通告しておりますので、順次質問をさせていただきます。

12月2日の山形新聞で、最上地域の長年の住民の願いであった県立新庄病院の改築整備に向けた現在地からの全面移転や救命センター設置検討の基本構想案がまとまったと報道されました。本当に我々新庄圏域に住む住民にとって安心をしたのではないかと考えております。その

反面、私は、一方では移転される地域周辺の環境整備や移転後の跡地の活用等については、先を見据えたまちづくりが本当に大事なことであり、今後残された市民と大事にする、共有する部分での課題であると思っております。

それでは、発言事項の1番目として、法定外公共物の管理についてお聞きします。

現在の少子高齢化時代において、地域社会のつながりの希薄化が進んできております。その結果、地域には多くの課題が突出してきております。

平成12年4月1日施行の地方分権一括法により、法定外公共物は平成17年3月31日までに新庄市に無償譲渡され、市が管理者になっております。市民の住環境に大きな影響を及ぼす水路等の管理は、今までは日常的には市民である利用者がしておりました。平成25年9月1日から施行されている新庄市水路等対策検討委員会設置要綱では、委員長は副市長がなされ、総合政策課、環境課、農林課、都市整備課、下水道課の各関係課の課長で組織され対応されておりますが、今までの経過を踏まえて、担当課の窓口は総合政策課に一元化されているのか、まずお聞きします。

また、いろいろな問題が各原課に市民から相談がなされていると思いますが、それらも含めて市民に周知がなされているのか。さらに、要綱の施行以来、地域からはどのような課題がなされ、それらに対応をなされてきたのかお聞きしたいと思います。

また、農村地域では、生活環境の改善を図るため、日常的に利用している法定外公共物の補修等は地域の保全会で多面的機能支払交付金の事業で常に対処してまいりました。しかし、この事業も平成30年で事業終了しますが、平成30年以降の新たな市独自の整備事業の制度について伺いたいと思います。

それでは、2番目の発言事項である市立図書

館の開館時間の変更について伺います。

今回はこの定例会中8人の質問者がおられますけれども、6人の議員が教育委員会に質問されています。それだけ皆さんは教育委員会に非常に関心を持たれているのではないかと思います。

そういう意味で、私も今回は散点をしますけれども、新庄市立図書館は昭和63年に開設し、以来30年間、開設をしているわけでございます。そして、平成16年から現在まで開館時間は同じであります。その間、市民の対応の変更についてはいろいろあったでしょう。

そういう中で、平成26年12月定例会において我々市民・公明クラブの高橋議員が市立図書館の利用時間と開館時間について一般質問されてから2年が過ぎました。その後も多くの図書館の利用者のニーズとして開館時間の変更を求める声が強くあります。当時の高橋議員の質問に対し、教育長は「利用者からは利用時間を延ばしてほしいという声があることは承知しておりますし、利用者の拡大も予想されますので、県内の各市や郡内の町村の現状を参考にし、指定管理者との協議をしながら進めてまいりたい」という大変2年前の答弁では前向きな答弁をなされております。その後、2年間たちますが、教育委員会の中で指定管理者とどのような協議をなされてきたのか、まずお聞きしたいと思います。

きのうもある一般質問の中で話がありましたけれども、指定管理者の賃金基準は昨年度は引き上げられましたけれども、図書館の開館時間の変更は皆さんおわかりのとおりですが、大きな問題は職員の増員であります。それイコール人件費の増加であります。しかし、16年間、現在の開館時間数は今もって同じであります。そういう関係で、来年度に向けて財務当局といろいろな予算が組まれると思うんですけれども、話し合いを持たれてきたのか、その点について

もお聞きします。

これは一番新しい資料なんですけれども、平成28年7月1日現在の山形県の図書館運営状況によると、13施設中、本市を除く9市ではそれぞれ市独自の開館事項を工夫されております。具体的に言いますと、覚えていると思いますけれども、新庄市立図書館は1週間の開館時間数は48時間でございます。13市の平均は61時間あります。一番短い1週間の時間数であります。これは指定管理者の問題ではありません、これは。そして、一番長い開館時間数は酒田市の75時間あります。平成16年から同じこの形態になっているんですよ。

さらに、条例では図書館の開館時間の変更は、図書館条例では「教育委員会が必要と認めるとき」と定めておりますが、このように利用する市民の声を大事とすれば、私は、できない理由を探すよりも、できる方策を立てるのが教育委員会として、ましてや市政ではなかろうかと思っております。図書館は、利用する市民にとって本当に大事な社会的教育施設の一つであり、生活の一部でもあると思います。来年度からの開館時間を変更するに際して、財務当局とどのように話をなされ、検討なされているかお聞きしたいと思います。

次に、最後の発言事項である山屋セミナーハウスについて伺いたいと思います。

1点目の山屋セミナーハウスの機能強化については、9月の決算委員会においても私は質問し、再度この場から質問をさせていただきわけですが、9月以降、その後JA新庄市との話し合いはどうであったのか。あの当時も9月の決算委員会のこの議場で言いましたけれども、4月13日の総務文教委員協議会以来、我々議会に、まだですよ、9月から3カ月もたつて、いまだ何ら説明すらされておられません。

この問題は、平成27年11月30日開催のJA新庄市の経営管理委員会で山屋セミナーハウスに

対する源泉を供給することに同意したという我々に対する報告を受け、議会では山屋セミナーハウスの機能強化基本調査業務委託の補正を認めた経過があります。JA新庄市から源泉供給の同意を得てから1年が過ぎたわけでございますけれども、その後何ら話し合いがいまだにされることなく、正式な回答ができなく、進展がないとすれば、私は本来の目的である、宿泊客も望んでいる浴槽の増設は急務であると思います。これらについても教育委員会の中で来年度に向けて予算を含めての事業実施に向けた検討をなされているのかお聞きしたいと思います。

次に、2点目の質問であります。

これも山屋セミナーハウスに関することなんですけれども、市民文化施設や社会教育施設を多くの高齢者、身障者の方が利用し、事業に参加をしております。これらの公共施設には車椅子用のスロープや多目的トイレが順次整備され、利用者からは大変感謝をされております。

しかし、山屋セミナーハウスは社会系教育施設として供用を開始されてから5年になります。さらに、あの施設も多くの高齢者や身障者の方々が利用している公共施設でもあります。しかし、にもかかわらず、これらの整備はいまだに十分ではありません。あそこに来られる車椅子の方々は、従業員の方が玄関から車椅子をたがって、「たがく」という言葉は大変失礼なんですけれども、たがって館内に入れているそうです。事故あったらどうするんですか。

もう一つ、自主的に裏の体育館のほうにも簡易的なスロープをつけてくれました。それだって十分な設備のスロープじゃないですよ。あれは、例えば利用者が落ちたりして、けがした場合、事故があったらどうするんですか。あれは市役所でつくった設備じゃないんですよ。指定管理者みずからが、どうしようもなくつくったんですよ。それがわかっていて、どうしてつくっていただけないんでしょうか。

私は、健常者も高齢者、身障者も同じ立場で、特別なことがない限り公共施設を使いやすいような設備にするのが私は新庄市の一番の政策ではないかと思っています。

最後の質問になりますけれども、山屋セミナーハウスには旧山屋小学校のグラウンドがあります。前はいろいろミニサッカーなり、学校にいるときはやっていたそうでございます。学校が統合されてからは山屋セミナーハウスになりましたので、山屋セミナーハウスを利用している方々が利用しているそうでもありますけれども、実際にあのグラウンドは春のたけのこまつりや、そして秋のイベントであるそばまつりでしか大いに利用されていないと聞いております。

しかし、その後の維持管理が非常に大変だということで聞いております。そもそもグラウンドはグラウンドの整備ですよ、あそこは、駐車場として設置しているわけではないですから。だとすれば、体育協会の方々の話を聞いたんですけれども、だとすれば、車椅子でできるゲートボールやペタンクですか、そういういろいろな軽スポーツができるような、駐車場も兼ね備えたグラウンドに整備をしたらどうかという私の質問であります。

どうか、前回の一般質問でも言いましたけれども、毎年、山尾市長は施政方針で「市民第一主義」という言葉を掲げております。それを十二分に頭に置いて答弁をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小野市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、法定外公共物の管理についてということですが、その多くが道路法、河川法、下水道法など法的な管理権限が存在しない水路や道路が一般的に法定外公共物となっております。

す。

この法定外公共物を原因として土砂の堆積や悪臭などにより住環境に影響を及ぼすとの要望を受ける場合がございますが、基本的には、道路側溝、道路沿いの水路は都市整備課、用途地域内その他の水路は上下水道課、用途地域外その他の水路は農林課、悪臭等の場合は環境課と、それぞれの原因に関係する課を担当として対応しております。多くは担当課の対応で問題を解決しておりますが、中には水路の役割が複数混在し、環境問題も絡むなど、担当課だけでは対応が困難な事案も生じております。その場合には庁内検討組織なる水路等対策検討委員会を開催し、関係課での調整を図り、個別案件の主管課との協力課の指定、役割分担をもって対応することとしております。

総合政策課を事務局とした庁内検討組織であることから住民の方に周知することはありませんが、市民の住環境に影響を及ぼす事案が生じた場合には速やかに対応できるように努めているところであります。

次に、法定外公共物の中の多面的機能支払交付金についてであります。農業、農村の持つ多面的機能を発揮するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しするための事業であります。

市としては、農地維持支払いや資源向上支払いについては平成26年度から平成30年度までの5年間、資源向上支払いのうち施設の長寿命化については平成26年度から平成29年度までの4年間を地域保全会との協定期間として実施しており、おおむね順調に事業が実施されているものと捉えております。また、平成27年4月には農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行されたため、安定的な事業実施が見込めるものと考えております。

平成30年以降の市としての方向性については、農地維持支払いや資源向上支払いについては継

続的な取り組みが必要と認識しておりますが、施設の長寿命化については事業の効果を検証するとともに土地改良事業との見直しなどを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

あとは教育委員会からの答弁となります。よろしくをお願いします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうから市立図書館の開館時間の変更についてお答え申し上げます。

市立図書館は、現在、指定管理者制度を活用しており、午前10時から午後6時までを開館時間として市内外の皆様に御利用いただいております。懇切丁寧な対応や多彩な企画は利用者の方からも高い評価をいただいております。

また、学校が夏休みとなる約1カ月の間は、勉強場所の確保等のために早くから待っている生徒が多いなどの理由から、指定管理者の努力により開館時間を1時間繰り上げ9時から開館している状況でございます。

公共施設としての図書館の役割については、従来の図書館本来の機能に加え、現在では地域の交流の場や児童生徒の勉強の場、高齢世代の生涯学習の場など、地域の課題やニーズに合わせ、その機能のさらなる充実を求められております。

県内12市の開館時間の設定については、議員がおっしゃるとおりでございます。

開館時間の延長につきましては、かねてから要望がございましたので、新たな人員の配置を含めこれらについて指定管理者と検討を重ねてまいりました。延長の実施に際しましては新たな人員の配置等が必要になってまいりますが、地域の課題の解決や利用者サービスの向上につながるものと考えておりますので、優先課題として鋭意検討中であります。

次に、山屋セミナーハウスの御質問でございます。

山屋セミナーハウスは、老朽化した東山スポーツハウスの後継施設として、閉校した山屋小学校を活用し、宿泊機能を持った教育的、文化的施設として平成23年10月に供用を開始いたしました。これまで6万人以上の方々から御利用いただき、そのうち1割の方が宿泊されております。

宿泊者など施設利用者からの要望に応えるため、施設の機能強化を図りたいとして平成27年度に基本調査を実施し、その内容と施設の改修方針を4月の総務文教委員協議会において説明させていただいたところであります。

改修の基本的な考え方といたしましては、入浴設備が男女共用の1つしかございませんので、男女が別々に入浴できるようにしたいということで、あわせてJ A新庄市が所有する泉質の高い源泉を活用し、広く市民の皆様が利用できるような開放型の入浴施設として整備することもできるのではないかと考えております。

9月定例会決算特別委員会においても御説明いたしましたが、これまで数回にわたりJ A新庄市と話し合いを行っております。この8月から奥羽金沢温泉が時間を拡大して営業していることもあり、現在、J A新庄市や奥羽金沢温泉の動向を注視している状況でございますので、来年度の事業化は難しいと考えております。

また、次のバリアフリー、それからグラウンドの整備についても、機能強化の一環として考えていたところでありますけれども、来年の事業化というのは難しいという状況になっております。

次に、山屋セミナーハウスにおける高齢者や身障者の利用しやすい施設整備についてでございます。

山屋セミナーハウスの施設整備につきましては、これまで宿泊者を受け入れることができる

ようにするための改修や太陽光発電設備の設置など、大規模災害時における避難所としての機能を強化した改修を実施してまいりました。バリアフリー化についてはおこなっている状況でございます。高齢者や身障者の方々の施設利用も年々増加している状況もでございます。その方々にとって使い勝手のよい施設に整備していく必要性を強く感じておりますので、機能強化とは違った形で整備について検討してまいりたいと考えております。

また、屋外運動場でありますグラウンドの整備についてでございますが、屋外運動場につきましては、利用者からグラウンド内の整地やグラウンド外周への防球ネットの設置、舗装された駐車場の拡大などの要望をいただいております。しかしながら、屋外運動場の利用状況として、年間1つか2つの団体の利用という状況において、このままの大きさを維持してグラウンド整備をすべきか、グラウンド部分を縮小して一部を舗装した駐車場にすべきか、または市陸上競技場や市民球場など近隣体育施設との相互活用を図ることで、屋外運動場を廃止すべきかなど、今後の設置形態を含めて検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

11番（小野周一議員） 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番（小野周一議員） ありがとうございます。

2番目の図書館のほうから再質問させていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中でも、市長は当選以来、施政方針に市民第一主義を掲げ、市政を運営しているんだと。きのうの叶内議員の答弁の中にも、市長は市民を誇りに思っているんだと、そういう言葉がありました。間違ったら済みません。

ただ、それは、きのう我々にも地域財政の中

で「財政、楽でないですよ」という言葉がありました。しかし、9月の決算委員会の中でも監査委員の指摘事項にもあったけれども、9%台まで落ちているんですよと、実質公債費比率が。それはあのかとき財政当局からは13市中で7番目ぐらいじゃないですかと、そういう声もあったんですけれども。何を言いたいかと申しますと、財政的に楽でないからということと言われないからいろいろな理由をつけようと思うんですけれども、例えば図書館、16年間、今の開館時間数になっている。その間、協議をなされていると。いろいろな市民のニーズの変化もあると思います。

2年前、教育長が高橋議員にあのような前向きな意見を言いましたよね。新庄市で13市中で10時からやっている時間は13市中4市しかないんですよ。そのうち1週間でたった48時間というのは新庄市しかないんですよ。平均が61時間なんですよ。多いのは酒田市の70何時間ですよ。その実態をどう思うんですか。金がない、金がないと言うけれども、それはハード面じゃないと思います。今まで10何年間お願いしていて、手をこまねいてきたというのはどこにあるんですか。まずその点お願いしたいと思います。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 図書館の開館時間の延長につきましては、かねてから要望があったことは存じてございます。ただ、新たな人員配置を必要とすることから進まない部分もあったということも事実でございます。

ただ、具体的に開館時間の延長に関する要望調査等も実施していなかったものですから、具体的にどのぐらいのニーズがあるのかわからないということもございました。そのため、図書館とも話をしまして、具体的にどのようなニーズがあるのか、利用者の方はどのような開館時間を望んでいるのかということも含めて図書館

とこの間話をしたところでございます。その中で今後の方向性を探っていきたいと考えているところでございます。

11番（小野周一議員） 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番（小野周一議員） 課長、それは堂々めぐりですよ、堂々めぐり。2年前、高橋議員にも言ったんですよね、県内の地区なり郡内の町村の動向を見ながらと。何も検証してないじゃないですか。だから新庄市は山形県で一番1週間で少ない開館時間数なんですよ。恥ずかしくありませんか、これ。私は議員になって14年なんですけれども、とかく新庄市は他市のけつ追いですよね。どこかの市がやっているからどうだ。では今までやっていなかったら先に出してもっとやったらいいではないですか。

指定管理者の職員を1人ふやすならば、どのくらいお金がかかるか、それまで財政当局と話をされたんですか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 説明が少なかったかもしれませんが、具体的な検討を行っております。今年度の5月20日に開催されました図書館協議会におきましても、図書館につきましてはさまざまな課題がありますけれども、開館時間の延長が最大の課題だとされてきたところで。そのため、利用者アンケートの実施、またはどのような人員配置が効果的なのかということにつきまして、指定管理者に具体的な検討をお願いしたところでございます。

具体的には、例えば県内で一番多い午前9時から午後7時までにした場合、これは2時間延長の場合になります。また、1時間だけ延長し、例えば午前10時から午後7時までにした場合、また平日の延長とあわせて逆に土日・祝日は県内は5時で閉館というところも多いですので、そういうパターンも考えられないか、また土

日・祝日だけ1時間前に例えばスライドして9時から5時とできないか、そういういろいろなパターンについてお願いしまして、逐次財政当局にも報告しながら、相談しながら今年度の予算要求の中でも検討しているところでございますが、やはり財政当局からもさまざまな指摘がございます。

それで、その指摘をもとに今現在まだ対応方法について図書館と詰めておりますので、必ず来年の4月から開始するという結論には至らないかもしれませんが、前向きな検討を行っていきたいと考えているところです。

11番（小野周一議員） 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番（小野周一議員） 私の話によると、前からそういう指定管理者とお願いをしていると。であれば、来年度に向けて財政当局にお願いすれば、前段で、来年から新庄市の指定管理者は開館時間はこうしますよと、教育委員会と詰めたやつを財政当局と話をするのが一般的に普通ではないですか。する気がないからそういう「だろう」「だろう」「だろう」じゃないんですか。幾らかかるんですかと私は言うのです。その辺、ハード事業もいいですよ。でも実際10何年も我慢しているところもいるんですよ、それは。やはり弱い人の、子供とは言いません、弱い方々の考えも私は聞く必要があると思います。それが市長の市民第一主義という、私、大好きな言葉です、これ。目立つところばかりするんじゃないんですよ、仕事、我々は。何年間も要請しているんですよ、これは。だから、要請するほうが生ぬるいから財政でも「はい」と言わないんですよ。これで頼みますよという覚悟があつてそれはしかるべきだと思います。

恐らく、教育長は7年ですか、なって、8年ですか。心機一転してまた、してくださいよ、本当に。お願いしますよ、本当にこれは。

次に、山屋のセミナーハウスについてお聞き

します。

実はこれ9月の決算委員会でも聞きました。そのときの関課長の答弁によると「今年度さらに話し合いを続けていきますけれども、前に全く進まないようであれば、今後考えていかなければならないでしょう」という言葉があるんですけれども、9月の決算委員会から今日までJ A新庄市とこのことについてどのような話し合いがなされたのか、お願いします。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 9月以降の話し合いというところでございますが、前にも申し上げましたけれども、8月1日から時間を延長して6時から21時まで、そしてなおかつ料金のほうも450……（「とりあえず話をしたかというのは」の声あり）具体的な話し合いは進んでおりません。

11番（小野周一議員） 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番（小野周一議員） おかしいです、これね。どっち向いてしゃべったらいいかわからないんですが。

我々に4月13日総務文教委員協議会で話をされて以来、全然話なされていないんですよ。その後、いろいろな会派でも話を聞きながら、それが決算委員会で「どうなってんだや」と。したら、その後も話をしてくださいよと。

要は、相手方は経営管理委員会で当初は供給をしてもいいですよという答弁をもらって執行部から我々が補正をつけた経過があるんです、これ。それすら何もしないで、9月以降も話をしないとすれば、しかし、発言通告書上書いておりますけれども、温泉の機能強化は、先ほど言いましたけれども、あそこに泊まる宿泊者のための浴槽をふやすのが第一の目的ではないのですか。それすら何も考えてないのですか。私から大変言葉が厳しいのですけれども、副市長、政策の無作為と言われてもしようがないですよ、

これ。9月から全然話が進まないとすれば、政策の無作為ですよ、これ。

一番大事なのは、先ほども山屋セミナーハウスの利用者が6万人もいると。そのうち1割の方が宿泊されたと。1つしかないから、できれば、奥羽金沢温泉、あれは関係ありませんよ、あそこは、しょうが、しまいが。その源泉を利用することによってJ A新庄市の経営管理委員会はどのようなものだったかということを議会に補正予算をお願いしますと来たんだから。

全然なしのつぶてじゃないですか。まして4月から全然話もない。まして9月で「どうなんですか」と呼び水を入れてもその後も何もない。やる気ないのではないですか、これ、金使って。3回目ですよ、これ。本当にこれ政策の無作為と言われてもしようがないです、これは。

では話がないとすれば、来年度の予算にも恐らく計上されてないと思うのです、浴槽一つとっても。本来なら機能強化の一つとすれば、浴槽を一つふやすということはあるのですよ、これね。それだけでも私はつくるべきと思うんですけれども、これはどうですか、市長。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 議員のおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、手戻りもできないということの決断もしなければいけないと。温泉を使う施設と温泉でない生水を使う施設とではおのずと経費のかけ方あるいは浴槽の種類、それから循環器の設置等によって膨大なお金の差異が出てくるわけですので、手戻りできないという観点から、J A新庄市の出方を、株式会社奥羽金沢温泉よりその後2年間ほど経営努力をしたという申し出がありますので、それを注視しているところであります。実際にその後やめることになった場合にはどうするのか、再度協議をお願いしたいという現状であります。これは10月の末にJ A新庄市の理事長との話し合いの

中で、新庄市のほうに来ていただいたときにその話をざっくばらんにさせていただいたところでございます。

やはり税金でありますので、確かに筋論としては男女のお風呂をつくるということがございました。しかし、そこに温泉を使うというようなことをセットとして私らは考えているわけです。ただ単に浴槽をつくるとすれば、2,000万円、そういう金額で即改修ということになるわけですが、温泉を入れるということは設備が全部変わってくるということの観点から、今注視しているということを御理解いただきたいと思います。

11番（小野周一議員） 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番（小野周一議員） 7月から初めて聞きましたね、その言葉。だったら何らかの形で総務文教常任委員会なりの方々にその話というものを、情報というものを共有させても私はよかったのではないかと思います。ならば私はこういう一般質問しませんでしたよ、そういうことだったら。何やっているんですか、あんたたち。どこまで引っ張っていくのですか、我々議會をばかにして。もう少ししっかりとした対応してくださいよ、我々に。だから我々だってこのような質問するんですから。

もう1点。先ほど山屋セミナーハウスのスロープ、あと身障者の多目的トイレは、つけないということですよね。ほかの施設は全部ついてますよね。現状を見てください。あそこに行った身障者が車椅子を両脇から職員が持ち上げて入れているんですよ。風呂に入るときは別々ですよ。体育館にスロープは指定管理者が自分たちで勝手につけていたんですよ。もう少し温かい気持ちを出してくださいよ、教育長。何千万円、何百万円ということでないでしょう、そういうこと。何か冷たい。何年間も過ぎると、なれるとおっかないですよ。もう少し新たな

気持ちになってやってくださいよ。

これで終わります。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時58分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長 次に、佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1番（佐藤悦子議員） 日本共産党の一員として一般質問をいたします。

最初に、新庄市の宝、子供の施策拡充についてお聞きいたします。

先月、若い御夫婦の方から、2カ月になったばかりの子供を保育所に預けたい、奥さんも働いてもらわないと暮らしていけないという話がありました。御主人は社会保険もない仕事で低賃金とのことでした。幸い、認可外保育所の方の特別な御協力をいただきまして保育してもらうことになり、奥さんの仕事も無事見つかり、ほっとしました。後でお聞きすると、あのままでは一家心中かと2人で泣いていたということでした。

アベノミクスは、人口で1%から2%のわずかの超大金持ちばかりの金融資産をふやしました。しかし、年収500万円から1,000万円ぐらいの中間所得層の数は減らし、年収200万円以下の働いても働いても貧困という貧困層を大幅にふやす結果となっています。国の悪政から防波堤として、貧困に苦しむ若者や子育て世帯を励まし、このたび文化遺産となった新庄まつりの

華である子供が生き生きと育つ新庄市にすることが求められていると思い、質問することになりました。

1つ目は、第3子保育料の無料化は子育て世代を励ますものとなっているということで、大変敬意を表しております。3人目だから保育料無料と言ってくれる保育担当者や園長のお話に保護者は顔をほころばせる、そういう姿を私も目の前で見ました。ありがたいと思いました。

そこで、第2子の保育料半額について、国基準では、認可や小規模という法律にのっとった保育所に入所の場合のほかは第2子保育料半額が適用されていない例として、上が認可外、下が認可のときなどは適用されていない状況です。第2子保育料半額の世帯数と適用になっていない第2子の数についてお聞かせください。

また、子育て支援として保育料の半額の拡大についてのお考えをお聞かせください。

2つ目は、就学援助金についてです。

国の就学援助金支給の対象が拡大されたと聞いておりますが、新庄市では拡大されたのでしょうか。

また、生活保護世帯の入学準備金の支給が遅いと去年あたりまで聞いておりましたが、当市ではどうでしょうか。

生活保護世帯ではないけれども、就学援助を受けている準要保護世帯の場合はどうでしょうか。

入学準備金なので3月までに支給できるようにすべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。文部科学省は、5月の文部科学委員会での共産党の質問に、準備金の支給時期を必要とする時期に支給されるよう市町村に働きかけると約束しています。また、文部科学省は、2017年度予算概算要求で入学準備金をほぼ倍額に引き上げる方向であると朝日新聞の10月8日付で書かれており、要求しているところだと聞いておりますが、どうでしょうか。

3つ目は、学校給食についてです。

学校給食は、子供の健康や成長に直接かかる食を担う大切な制度です。義務教育費の父母負担の軽減のために、学校給食費の完全無料化について、どう見ているかお聞かせください。

完全無料化まではいきませんが、県内では3人目以降の給食費無料化が、村山市、尾花沢市、南陽市で実施されるようになってまいりました。米飯代分を助成というのが西川町、大蔵村となり、市町村独自で学校給食費に助成をしているという自治体が5市町村になりました。新庄市でも一歩ずつ進めるお考えはないかお聞きいたします。

4つ目に、子供の医療費の無料化のことで。

国は、今までやってきた子供医療費無料化の自治体へのペナルティーを就学前ではなくす方向になってきたとニュースで報道があり、大変喜んでおります。そうなりますと高校までの医療費無料化へ広げていくことがしやすくなるのではないのでしょうか。遊佐町、舟形町、白鷹町、小国町、飯豊町の5町で既に実施されております。

5つ目に、給付制奨学金です。

給付制の奨学金制度の拡充で家計への負担を軽減し、就学できる条件を整えていくことはどう考えているのでしょうか。

村山市では、来年度、市独自の給付制奨学金を創設する見通しとなったと聞きました。子供は新庄市の宝です。「子育てするなら新庄市」と市長が言ったような気もしますが、そう本当に言えるような施策を進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

つけ足しまして、子供の遊び場についてです。

小学校4年以上の子供たちが屋内で遊べる場があればいいのになというのが、わらすこ広場にかかわってきた市民の方から、そしてまた子供からの声がありました。新庄市ではどのように今後を考えておられるのか展望をお聞かせく

ださい。

大きな2つ目の質問は、福祉についてです。

まず、最近、年金の引き下げ、介護保険料や医療保険料の引き上げ、働く人の実質賃金の低下、物価の値上がりなどで、低所得世帯にとって冬の暖房費は大きな負担となっています。福祉灯油を続け、厳しい生活を強いられている低所得世帯を温める施策として、新庄市として制度化すべきと私は考えますが、いかがお考えかお聞かせください。

次に、介護保険要介護認定者が障害者控除の対象者として認定されるようにすべきではないでしょうか。

山形市、河北町、三川町では、全ての要介護認定者が障害者控除の対象者として認定されています。多くの要介護認定者が実際に障害者控除を受けられるようにしていくために、どのような対策を新庄市としてはお考えかお聞かせください。

次に、介護保険の対象から外された要支援1・2の方を対象にした介護予防・日常生活支援総合事業が4月から実施できるように準備を進めているとお聞きしました。そこで、サービスが後退しないようにしていただきたいと考えますが、どうなっているのでしょうか。サービス提供者への報酬や、また利用者本人の負担、内容はどのようにする計画なのかお聞かせください。

次に、ある障害3級の方は、デイサービスの運転手に「歩けなくてもおぶって連れて行ってやるからな」と言われたり、介護士さんに「皆さんに利用してもらえるから私たちの仕事があるのよ。感謝している」などと言われたりして、生きる励ましを受けたと話を聞きました。新庄市として、タクシー券を対象も枚数も拡充して市民を温かく励ましていただきたいと思うわけですが、どうお考えになっているのでしょうか。

大きな3つ目の質問は、市役所の駐車場確保

の問題についてです。

このたびの本庁舎耐震工事もありまして、駐車場不足が大変深刻でした。私も市民の何人かから「駐車場がないから、うちに帰ってしまった。せっかく税金持っていったのに払わねで来たわ」などと言われてショックでした。どうしたらいいかということで何度か職員に電話したりして、いろいろ手だてを打ってもらってはいましたが、私として考えたことは、公用車などの置く場所を別の民間の場所に確保するなどし、市民がいつでも使えるようにするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

ところどころ教育委員会の答弁になるところがありますので、その辺は省かせていただきまして、私のほうの答弁をさせていただきたいと思います。

2カ月で預けなければならないという実情のお話を最初にいただきまして、私も大変その辺を危惧しているところであります。保育所は6カ月間入れないということで、6カ月間入れないという当初の趣旨というのは、親子を離さないという趣旨があるということも御理解いただきたいと思います。しかし、現実的には仕事が見つかり、預けていかないと暮らせないという若い人たちがいるということも承知している、教育の環境からいきますとやはり半年間は母子でいてほしいという制度があると。一方で、現実的には早く働かないといけないと。そういうはざままで今いろいろな制度改革に取り組んでいるつもりであります。

初めに、第2子の保育料半額についての御質問であります。多子世帯における保育料の軽

減につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、子ども・子育て支援法施行令で規定されているため、本市が保育料の決定を行うこととされている教育・保育施設等の多子軽減についても国基準に従い適正に対処しております。

その結果、第2子の保育料半額が適用されている児童は、当該年度の市町村民税を基準に算定される本年9月時点の保育料で151名、保育料決定児童全体の19.1%を占めており、軽減額は年間で1,908万円となっております。

また、小学校就学前児童が2人以上いる世帯の第2子の保育料軽減については、認可、認可外の保育施設を問わず現在適用除外となっている児童はおりません。

今後の第2子の保育料軽減の拡充につきましては、市単独事業である第3子以降の保育料免除事業を今年度から大幅に拡充したことから、今後その効果と予算措置の推移を注視する必要があるため、現在のところ拡充の予定はありませんが、国が幼児教育・保育の無償化に段階的に取り組んでいることを踏まえ、国の動向に合わせて適切に対応してまいりたいと考えております。

就学援助、義務教育費の父母負担軽減については、教育委員会のほうから答弁させます。

次に、子育て支援医療でございますが、新庄市では平成24年度に外来分につきまして未就学児までから小学校3年生まで、平成25年度に入院のみですが小学生から中学生までと対象を順次拡大し、平成26年度には12月より中学校3年生までの医療費を完全無償化としております。

子供の医療費無料化に対するペナルティーにつきましては、子育て支援医療に限らず、市の福祉医療の助成に対して国保の国庫負担減額調整措置がとられております。この減額調整措置につきましては、今年3月に厚生労働省の子どもの医療制度の在り方等に関する検討会より

「廃止すべき」との方向性を示す取りまとめ報告があり、11月に医療保険部会より見直し案が示されました。

その内容は、減額調整廃止の対象を未就学児まで、実施時期は平成30年度からとされております。現時点での見直し案が実施された場合、減額調整されない額は約260万円と試算され、国保会計において歳入増が見込まれます。

一方で、対象を高校生まで拡大した場合の医療費につきましては、対象者による単純な試算では一般会計において3,000万円の歳出増が見込まれ、さらに新たな減額調整措置により国保会計の歳入減が発生しますので、今回の見直し案が実施されても対象範囲の拡大が図りやすくなるとは考えておりません。

国保の減額調整の一部廃止は、これまでの要望活動の一定の成果であると考えますが、その内容はいまだ不十分でありますので、減額調整措置の全面廃止と県事業の対象範囲拡大について、今後も国及び県に要望してまいります。

奨学金の給付制度につきましても教育委員会より答弁させますので、よろしくお願いします。

続きまして、小学校4年生以上の児童を対象とした屋内型の遊び場についてお答えさせていただきます。

現在の小学校高学年児童においては、学校生活での児童会活動や地域のスポーツ少年団活動、通塾による学習時間の増加など、小学校低学年児童とはその生活形態が大きく異なります。

一方で、児童の遊びは年齢によって発展し、それぞれの発達段階に応じた環境づくりが重要と言われておりますが、幸い、本市は豊かな自然に恵まれ、多様な遊びの環境が身近に存在しております。また、児童がみずから考え、工夫して遊ぶ力も年齢に応じて伸びていきます。

御承知のとおり、わらすこ広場は特に天候の影響を受けやすい小さい子供たちの遊び場を確保するとともに、親子の触れ合いや保護者同士

の交流発展を図るための施設であります。また、わらすこ広場では、開設以来、小学生児童のみでの利用を許可しており、この点はわらすこ広場の特色の一つとなっておりますが、子供同士の衝突事故など危険防止のため、利用対象はおおむね小学校3年生までとしております。

以上の観点から、現在のところ、わらすこ広場での小学校高学年の利用拡大と新たな施設設備の計画はしておりません。

次に、福祉灯油についてお答えいたします。

昨年度は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、住民税非課税の高齢者世帯や障害者世帯、ひとり親世帯など低所得の世帯を対象に、家計負担の軽減を図るため灯油購入費助成事業を実施いたしました。696世帯に助成券を交付し、所得が低い世帯の経済的な支援が図られたものと考えております。

福祉灯油の制度化につきましては今のところ当市としては考えておりませんが、福祉灯油の実施につきましては、県の対策や灯油価格の動向、気象状況などを見きわめ、対応してまいりたいと考えております。

次に、障害者控除対象者の認定についての御質問でございますが、認定の条件は、介護認定を受けている方で、その状態が障害者に準ずる程度の方であります。当市においては、一律に要介護認定のみで対象者とはせずに、介護保険認定審査資料の主治医意見書に基づいて障害の程度を確認し、障害者控除対象者認定証を発行しています。制度の周知につきましては、全戸配布の「広報しんじょうお知らせ版」に毎年掲載し、申請に関するPRを行っているところであります。

次に、日常生活支援総合事業についての御質問でございますが、同事業につきましては、要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、本人の能力を最大限生かしつつ、従来の介護予防サービスと住民が参画する多様なサービスを

総合的に提供する仕組みであると考えています。

したがいまして、現行のサービスはそのまま利用できるほか、緩和したサービスを新たに創設し、ケアプランに応じてサービスを御利用いただきます。緩和したサービスにつきましては、訪問サービスでは身体介護を要しない家事援助について、一定の研修修了者や旧ヘルパー3級の資格を持っている方も従事できるよう従事者の資格要件を緩和します。通所サービスでは、半日型のデイサービスを新たに設けます。

サービス提供者への報酬につきましては、現行担当サービスの単価は変更いたしません。緩和したサービスについては、基本単価を現行相当サービスの8割とし、各種加算は現行と同額に設定したいと考えております。本人負担につきましては、現行どおり所得に応じた負担区分で1割または2割の負担となります。

次に、障害者や高齢者の交通手段の一つとしてのタクシー券の助成についての御質問でございますが、当市におけるタクシー券の補助の内容は、支給対象者を身体障害者手帳1級と2級、療育手帳A、成人障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方々としており、いわゆる重度障害をお持ちの方々を対象としております。

助成額については、昨年度まで1枚につき330円でしたが、ことしからはより利用しやすい制度にするため、1枚につき620円に拡充させていただきます。枚数については昨年同様でございます。また、リフトつきタクシーでの移送を必要とする障害者手帳1級と2級の方には、重度身体障害者移送サービス助成事業として1枚につき2,000円の助成券を年間12枚支給しております。さらに、自家用車を所有し、障害を理由として自動車税の減免を受けている方については、燃料代の助成として1枚330円の給油券を年間12枚支給しております。重度障害をお持ちの方の移動費用の助成については、これらの中から自分の生活様式に合ったいずれ

かのサービスを選択していただき、御利用していただいております。

なお、高齢者へのタクシー券の助成につきましては、高齢者の足の確保という観点から、他の自治体の取り組みなどを研究する必要があると思われます。

御質問にあるタクシー券の助成の拡充については、今後も利用者や障害者団体など関係機関の御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

最後に、市役所の駐車場に関してであります。本庁舎耐震補強工事に伴い、約120台分の駐車場のうち約55台分の駐車場が利用できなくなり、また南側駐輪場の取り壊しもあり、手続や会議の多い午前中を中心に大変混み合い、市民の皆様にご不便をおかけする状況となっておりますが、今月20日には今年度の工事が竣工する予定であります。

なお、耐震関連工事が完了する平成32年度には東庁舎の解体により新たに20台分の駐車場が確保できる見込みであり、本庁舎敷地での駐車可能台数は約140台となり、幾らか解消されることとなります。

また、民間の空き地等を活用した公用車駐車場の確保につきましては、現在、本庁舎東側、中の川沿いの店舗跡地をお借りし、緊急車両7台を駐車しております。

来年度の駐車可能台数は、本庁舎北側68台と南側46台を合わせて114台となりますが、公用車の駐車場を分散し、混雑の緩和を図るなど、来庁者の駐車場確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは私のほうから、新庄市の宝、子供の施策拡充についての件で就学援助についての御質問でありますけれども、現在、

就学援助の対象者の認定は、新庄市就学援助事業実施要綱に基づいて行われているところです。本市では、家庭状況等を丁寧に聞き取りながら緩やかに判断をし、国の基準を上回る形で支給しているところであります。

また、支給を早くできないかという御質問ですが、新庄市では市民税を5月中旬ごろに決定しておりますが、これは前年所得額の正式な確定になります。新庄市ではこの確定額をもとに就学援助対象者を審査することにしております。申請のみで審査を行った場合、正確な所得額が把握できず、万が一違った場合は返金しなければならない事態も生じかねません。事務の正確性を期すため、市民税を基準にしながら判断しているところです。

実態としては、毎年10数件の認定できない申請が出ております。そういった方々を正式な所得額を把握せず申請のみで認定してしまいますと後ほど返金等が生じてしまいます。さらに、1.3の基準額を超えても、学校に入学後、丁寧に聞き取り等をして、さまざまな家庭事情を勘案しながら緩やかな形で判定を行っておりますので、このような形になっているところです。

2点目の給食の無償化についてです。

まず、負担軽減による給食の無償化についてですが、準要保護児童等については既に無償化に近い金額を就学援助費として支給しているところであり、いわゆる子供の貧困に関する給食の無償化という点では既に行われていると考えているところです。

また、さまざまな補助金制度を活用しながら負担軽減に努めておりますが、新庄市ではえぬきの1等米を給食に出し、2等米との差額を負担しておりますし、県のほうから地産地消促進の補助金や米粉促進の補助、米飯給食促進の補助等を受けながら対応しているところです。

子供たちが自分たちの食べるものに感謝し、食べ物を粗末にしない食育を進めていくために

は、ある程度の受益者負担はやむを得ないものではないかと考えているところです。

次に、奨学金制度についてお答えいたします。

村山市の給付型奨学金制度は、学ぶ意欲と能力がある子供たちが経済的理由により高等学校、大学等への進学や就学を断念することなく安心して勉学に励むことができる環境を整え、次世代の地域を支える人材の育成に資することを目的として創設されました。平成29年度からの給付開始に向け、今年度は基金を造成して、現在、対象者の募集を行っている段階です。

本市では、現在、新庄市ふるさと創生人材確保事業を行っており、地域の担い手育成とその定着に寄与することを目的に、無利子で奨学金を貸与しています。市内の事業所に就職した場合は奨学金の一部返還を免除する方式をとり、長引く不況や就職難で進学が困難になった方への支援により、若者の地元への定着を促す制度であると考えております。

また、本市では、今年度から山形県若者定着奨学金返還支援事業を始めております。この事業は、大学などを卒業後に県内に居住かつ就業し、引き続き3年間経過した対象者に支援を行う制度であり、市町村の負担金をもとに県が基金を造成して奨学金の返還を支援する事業で、現在その負担金の支出について県と連携を図っているところです。

さらに、最上地域の市町村が連携し、看護師の仕事定着を狙いとした給付型奨学金制度についてもその設計を進めているところです。

今後も山形県を初めとして関係機関と連携を図り、これらの事業を活用して家計負担の軽減を図ってまいります。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） どうもいろいろとありがとうございました。

第2子保育料の無料化については、第2子で

保育料無料になっていないという方はゼロだとお聞きして、大変よかったと思います。市内の保育関係者の努力、工夫によっているものと思います。

しかし、ちょっとでも保育の足りないところになった場合、2番目の子供が半額と大体なっているのに、ならなかったと言われる市民、保護者が出ることはあり得るなと思いますと、私は保護者にいつでも2番目の子は保育料半額と新庄市が言えるように拡充を考えていただきたいなと思います。

例えば、上が認可外保育所、2番目も認可外という御兄弟がおられた場合、保育料がそこで1人4万5,000円だとしますと、第2子には2万2,500円の補助があれば半額になったと言えるのではないかと思います。そういった方向の考えはないか、答弁をお願いします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 今の佐藤議員の御発言ですが、認可外にお二人の子供が入った場合ということであらうかと思います。

認可外の保育施設に関しましては、県のすこやか保育事業の補助制度というのがございますけれども、そちらのほうで第2子については半額免除をするという規定がございますので、そちらで救えるのではと考えてございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今、県の補助で第2子が半額にと言っていましたけれども、4万5,000円の認可外保育料が半分になると言えるのでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板

垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 4万5,000円という保育料がどうかというのは別にしまして、すこやか補助制度に関しましては上限がございます。半額もしくは1万2,000円を上限とするということになってございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) そうしますと、4万5,000円の認可外保育料だとすると、本当は半額は2万2,500円なわけで、それが補助の上限が1万2,000円で終わるとすると、認可外保育所に子供を2人預けた場合の保護者の負担というのは非常に大きいわけでありまして、それを本当に半額と言えるように2万2,500円の補助に市で独自に上げてあげれば、親としては納得というか、ああそうか、半額だなという気がすると思うんですけども、どうですか、そういうことに考えていただけませんか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 何回か御答弁させていただいておりますが、新庄市の子ども・子育て支援事業計画におきましては、認可外保育施設、新庄市では認証保育施設と申し上げてございますが、そちらに関しましてはまず極力新しい制度にのっとった施設に移行していただきたいと考えてございます。その新制度にのっとった施設に移行していただくことによって、皆様すべからく保護者の方の不平等が解決していくのではないかと考えてございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) そういう方向で指導してきたし、保育所でもその方向に努力していると思います。それでも認可外が必要とされてい

る今、入れない子供がいます。認可や小規模に入れなくて、途中入所だったりしているところがありますので、認可外保育所がある限り、移行していただく努力はしながらも、認可外保育所がある限り応援していくというか、そういう姿勢になるように検討していただけないかと思いますが、ある限りやると、応援するという気持ちはないか、お願いします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 今年度予算化させていただいておる部分ではあるんですが、その認可外保育施設として今運営していただいているところに関しまして、市の責務であります認可保育所等に入らなかったお子さん、そのお子さん方を受け入れていただいた場合については一定の補助金を差し上げるということで今年度予算化をさせていただいております。まだ申請はこれからなんですが、そういった認可外保育施設で頑張っている部分につきましては、市としても何らかの援助をしていきたいと考えてございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) どうかよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、就学援助金のことについてですが、当新庄市の就学援助に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費などが含まれていないと聞いておりますが、これは課題と考えていないかお聞かせください。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 就学援助につきましては、新庄市の就学援助事業の要綱に基づきながら支給をさせていただいております。関係法令等に

基づいて、児童生徒の保護者に対して必要な費用の援助を行うということになっております。その中で、必要不可欠と思われるようなものについて、他市町村とも話を進めながら同じような形で最上管内進めているわけです。

そういう中で、学用品費、通学費等必要不可欠なものの援助については要綱の中に盛り込まれているということでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、これは必要不可欠と考えていないということですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 当然さまざまな面で費用が出てくると思います。ただ、その中でどこまで補助をしていくかということがありますが、現在のところはこの実施要綱に基づきながら進めているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） もう一度聞きますが、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、これは必要不可欠なものではないと見ているんですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 現在の区分といたしましては、今申し上げた学用品費、通学費、それから郊外活動費、体育実技用具費、それから新入学用品ということで、あるいは修学旅行費、学校給食費等について最低限の必要なものというふうに考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ではお聞きしますが、クラブ活動費、クラブ活動に入らなくてもいいと見ているのか、また生徒会費、PTA会費、

払わなくてもいいと見ているのか、お願いします。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 当然そういったものについては必要な経費ではありますが、ただ、当然収入もあるわけですので、全てを援助費で賄うというのではなくて、それぞれの収入という中で払っていただくという部分も当然出てくるのではないかと考えているところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 収入が少ないからお願いして就学援助を受けているという世帯だと思うんです。そういう中で、やはりクラブ活動費や生徒会費、PTA会費は、子供にとって払わねばならない不可欠なものだと思います。私はそう思うんです。そういうことについて検討する気持ちはないか、お願いします。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 当然収入もあると思いますし、またさらには収入によっては福祉事務所から生活保護という形で生活保護法による援助も受けておられる方もおります。教育委員会を担当させていただいています準要保護児童につきましては、ある程度の収入は見込めるという方についてですので、またそこは区分としては準要保護という形で、ある程度の収入があるという形で、その部分については各家庭にお支払いいただくという形になると思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ある御夫婦は子供が6人いまして、お父さんは働くために車が絶対必要であるため離されないと、そのために生活保護は受けられない、そのために生活保護は受けられないんです。お母さんは病気で働けないと

も聞いておりますし、でも子供は警察官になりたいとか勉強もしたいという意欲的な子供たちなんです。そういう子供が、車があるということで生活保護が受けられないんです。そういう方が就学援助を受けている中に入っていると思うんですね。若い人たちが働くということで車を持つというのはありまして、それで生活保護を受けられないということを考えたときに、やはり必要な、今絶対必要だという経費でありますから、それは私は入れてやるべきでないかなと思いますが、もう一度それについてお願いします。

それから、生活保護世帯については、入学準備金は3月に支給する見通しになってまいりました、ことし。これはよかったなと思って聞いております。

そのほかの就学援助の中学校の入学準備金というのは、小学校の延長ですので、該当世帯は把握できるのではないかなと思います。中学校の入学前に中学校入学準備金は支給できるのではないかなと思いますが、どうですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 先ほどの話につきましては、本市は事業実施要綱に基づきながら、一定の基準を持ちながら支給をしているということで御理解をいただきたいと思っております。

また、入学準備金につきましては、それは生活保護法による生活援助という形で、福祉事務所から入学準備金という形で支給されていると思います。

教育委員会で担当させていただいているのはあくまで準要保護という形です。毎年のそれぞれの収入等を見ながら、さらにはやはり丁寧な聞き取りを行っております。要保護基準の1.3倍という基準額があるわけですが、その家庭の状況等を勘案しながらそれを少し緩やかな形で判断をさせていただいております。そのために

はやはり丁寧な聞き取り、毎年の家庭状況を丁寧な聞き取りを行いながら丁寧に対応していくということが必要かと思っているところです。そういった意味では学校とも連携をしながら現在そのような形の支給という形でさせていただいているところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 中学校の入学準備金というのは、小学校のときも就学援助を受けている世帯だということが大体だと思いますので、前もって把握できるような気がいたしますし、小学校の入学準備金についても就学前に保育所や幼稚園に就学援助の申請を配布し、受け付けを早めれば、源泉徴収票や所得税申告の控え提出などで入学前に準備金支給体制ができるのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 入学準備金と申しますのは、それは要保護、生活保護法に基づく項目でございます。準要保護にかかわるものにつきましては新入学児童生徒の学用品費ということになっておりまして、また趣旨といいますか、意味合いが違ってきているものがございますので、そういった面では要保護児童と準要保護の区分があるのではと思っているところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 言葉は違うと思いますが、中身は同じ気持ちで私は話をしたつもりだったんです。

群馬県の太田市では、来年度入学する子供から、2月から3月に前倒しして、支給額も小学生は今までは2万470円だったのが今度は4万円に、中学生は2万3,550円だったんですが、これを5万円に増額するという話です。

新庄市でも市民の生活に沿ったものに改善す

べきでないかと思いますが、文部科学省が今予算要求もしていますし、それが出た場合はそういう方向でできるような気もしますが、どう考えますか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 準要保護ということでは、よろしいでしょうか。準要保護につきましては、まだそういった情報ということは特には受けておりません。現在のところは来年度につきましても今の要綱に基づきながら考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 少し残念であります、次の質問に行きたいと思います。

灯油のことなんですが、このたび国の補助はありませんが、県が独自に補助すると12月2日に明らかになりました。県は、1世帯当たり5,000円支給することに対して半分の補助を所以说っております。県は、平成25年度は上限をつけました。1市町村100万円としましたが、このたびは補助金に上限をつけることはないと言っております。それを見ますと1世帯当たり5,000円の支給をし、半分を県から補助を受けることができますので、ぜひやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 福祉灯油の件でございますけれども、新庄市では平成25年度からスタートさせまして、最初が3,000円から始まってございます。昨年度3,600円でありました。大体昨年から灯油価格がかなり激減していると、相当低くなっているということで、昨年のレベルとことしのレベル、これを比較し

たぐらいの金額で考えたいと思っているところであります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 県は、1世帯当たり5,000円支給したのに対して半分の補助を所以说っているんです。平成25年度のとくと違うんです。そういう意味では1世帯当たり5,000円支給して低所得者を助けるべきと思いますが、どうでしょうか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 この間の新庄市としての目的が、以前は灯油価格が高騰ということだったものですから、それで始まった。この間の灯油価格が落ちているということも鑑みて、大体昨年とのバランスを考えているということでございます。

清水清秋議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議をあす12月16日から12月21日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を12月16日から12月21日まで休会し、12月22日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集をお願いいたします。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 5 0 分 散会

平成28年12月定例会会議録（第4号）

平成28年12月22日 木曜日 午前10時00分開議
議 長 清 水 清 秋 副議長 石 川 正 志

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	叶 内 恵 子	議員
3 番	星 川 豊	議員	4 番	小 関 淳	議員
5 番	山 科 正 仁	議員	6 番	佐 藤 卓 也	議員
7 番	今 田 浩 徳	議員	8 番	清 水 清 秋	議員
9 番	遠 藤 敏 信	議員	10 番	奥 山 省 三	議員
11 番	小 野 周 一	議員	12 番	高 橋 富 美 子	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	新 田 道 尋	議員
15 番	森 儀 一	議員	16 番	石 川 正 志	議員
17 番	小 嶋 富 弥	議員	18 番	佐 藤 義 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	小 野 茂 雄
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	田 宮 真 人
市 民 課 長	加 藤 美 喜 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	佐 藤 信 行
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	井 上 章
健 康 課 長	小 松 孝	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	渡 辺 安 志	都 市 整 備 課 長	土 田 政 治
上 下 水 道 課 長	松 坂 聡 士	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	伊 藤 洋 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	荒 川 正 一	学 校 教 育 課 長	齊 藤 民 義
社 会 教 育 課 長	関 宏 之	監 査 委 員	大 場 隆 司
監 査 委 員 長 監 事 務 局 員 長	高 山 学	選 挙 管 理 委 員 会 長	矢 作 勝 彦

選挙管理委員会
事務局長

滝口英憲

農業委員会
事務局長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長 森 隆 志
主 査 沼 澤 和 也

総務主査 三 原 恵
主 査 早 坂 和 弥

議 事 日 程 （第4号）

平成28年12月22日 木曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議案第73号新庄市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 3 議案第75号金山町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 4 議案第76号最上町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 5 議案第77号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 6 議案第78号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 7 議案第79号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 8 議案第80号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 9 議案第81号公の施設（大蔵村営バス）の区域外設置に関する協議について
- 日程第10 議案第82号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第11 議案第83号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第84号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定について
- 日程第13 議案第85号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第14 議案第72号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定について
- 日程第15 議案第86号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 請願第8号30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる新庄市農業再生協議会の機能発揮に関する件について
- 日程第17 請願第9号大規模鶏舎建設に反対する請願書
- 日程第18 議案第87号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第88号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 0 議案第 8 9 号平成 2 8 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 1 議案第 9 0 号平成 2 8 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 2 議案第 9 1 号平成 2 8 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3 議案第 9 2 号平成 2 8 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4 議案第 9 3 号平成 2 8 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議会案第 6 号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 2 6 議案第 9 4 号新庄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 2 7 議案第 9 5 号平成 2 8 年度新庄市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 8 議会案第 7 号平成 3 0 年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる地域農業再生協議会の機能発揮を求める意見書の提出について

開 議

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

その前に、ここで佐藤卓也議員より発言の訂正の申し出がありますので発言を許可します。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） 去る定例会、12月15日一般質問においてですが、私が「ゴレイカイ」と言った言葉がございまして、それを「御霊会（ゴリョウエ）」に訂正をお願いいたします。

清水清秋議長 ただいまの佐藤卓也議員の発言の訂正を許可します。

総務文教常任委員長報告

清水清秋議長 日程第1 議案第73号新庄市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13 議案第85号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定についてまでの13件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長高橋富美子君。

（高橋富美子総務文教常任委員長登壇）

高橋富美子総務文教常任委員長 おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案13件

であります。審査のため、12月16日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席のもと、審査を行いました。

初めに、議案第73号新庄市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定については、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。総務課より説明を受けた後に審査に入りました。

総務課からは、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い条項ずれが生じたことから条文の整備を行うための改正である、農業委員会等の求めに応じて出頭した場合の実費弁償を規定しているものであり、規定内容には変更はないとの説明がありました。

審査に入り、委員より、この12月定例会に提出された議案第72号とは連動してはいないのか、単独での条文整備と捉えていいのかといった質疑があり、総務課からは、農業委員会等に関する法律の改正が行われたのは昨年であり、新しい農業委員会制度に移行するが、実費弁償条例については別のものと理解していただきたいとの説明がありました。

その他、委員より質疑はなく、採決の結果、議案第73号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。総務課より説明を受けた後に審査に入りました。

総務課からは、この条例はことし10月4日に出された山形県人事委員会勧告に鑑み本市職員の給与に関して必要な改正を行うものである、改正の内容として一般職の職員の月例給については県人事委員会勧告に準じ給与表の全部を改める、期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月引き上げ4.2月とする、また扶養手当の中における配偶者に関する手当額を半減し、子に係る手

当を1人6,500円から1万円に引き上げることを、平成29年度、平成30年度の2年度間の期間で順次改正する内容となっているといった説明がありました。

また、総務課より、この改正に伴い、特別職の期末手当についても一般職の改定に準じ年間支給月数を0.05月引き上げ3.15月に改めるといった説明がありました。また、改正後のこの条例の適用について、給料月額に関しては平成28年4月1日に、期末勤勉手当に関しては平成28年12月1日に遡及して適用するといった説明がありました。

審査に入り、委員より、県の人事委員会勧告をもとにということで問題はないと認識しているが、法的なサービスを担っているのは正職員だけではない、嘱託職員や臨時職員の方も同じ職場で働いている。そういうところにも配慮しながら進めていただきたいといった意見が出されました。

総務課からは、嘱託・臨時職員についても一般職の月例給与、月例給、給与の引き上げ程度をめどにということで検討している。また、同じように法的なサービスに携わっている指定管理者についても検討しているといった説明がありました。

委員より、今回の勧告は民間との格差380円、0.1%埋めるとなっているが、給料表では1級の1号だと1,400円上がっており6級の85号は100円しか上がっていない、どうやって決めているのかといった質疑があり、総務課からは、県の人事委員会勧告の改定の給料表をそのまま使用しているといった説明がありました。

委員より、県の表を適用しているということだが、県の平均引き上げ率0.1%ずれは出てこないのかといった質疑があり、総務課からは、同じ給料表を使っているが、新庄市の場合は引き上げ額が率にして0.1%になる、県は部長制のため1級から9級まであり、そのうち6級以

上の職員の割合が多いということがあるといった説明がありました。

その他、給与の公表の方法についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第74号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号金山町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第76号最上町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第77号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第78号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第79号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第80号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更についての議案6件は、新庄市と最上6町村において平成27年6月に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するものです。担当課の職員の出席を求め、審査を行いました。総合政策課より説明を受けた後、審査に入りました。

総合政策課からは、定住自立圏の取り組みについては本年度から連携の取り組みを本格的に実施している。このたびの変更は、水道事業の経営基盤の強化のため水道事業の広域連携について新たに連携項目として協定に追加するといった説明がありました。

また、総合政策課から、この広域的な連携強化を進める背景として、地域の実情に応じ、経営基盤の強化、経営効率化の推進を図るため検討するといった国からの指導があったということ、また具体的な連携事業として、メーター機及び薬品購入について共同購入の検討、公会計などの業務システムについての共同運営管理の検討、施設や設備の保守点検や包括的な業務委託についての共同運営管理の検討、水道台帳システムについて共同運営管理の検討を行うとの

説明があり、平成28年度、平成29年度に事業の検討を行い、実施可能なものから共同で管理運営を行うという説明がありました。

審査に入り、委員より、この連携事業の内容からすると舟形町が協定に入らない理由はないような気がするといった意見があり、総合政策課からは、8市町村そろって結んでもよかったとは考えていた。舟形町では公営企業会計になっていないため公営企業会計への移行が済んでから協定を結ぶとの説明がありました。

委員より、共同運営管理ということについての質疑があり、総合政策課からは、詳細については今後の検討課題であるといった説明がありました。

その他、委員より質疑はなく、採決の結果、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第81号公の施設（大蔵村営バス）の区域外設置に関する協議について、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。総合政策課より説明を受けた後、審査に入りました。

総合政策課からは、山交バス株式会社が運行する県立病院から肘折線の廃止に伴う対応について、住民の生活の足を守るため、その代替策について大蔵村と協議を進めてきた。大蔵村では廃止後の影響が出ないよう、現在のバス路線の便数やルート、ダイヤ等を維持して村営バスとして運行する方針で、来年4月からの運行を目指している。大蔵村営バスが新庄市の行政区域内へ路線延長することについて協議をお願いしたいとの説明がありました。

また、村営バスが新庄市に乗り入れることについての基本的な対応として、事業費の一部を新庄市が負担するという、運行形態については運行区間、回数、時間、バス停等は現在のバス路線と同様とするが、一部JRとの接続な

ど観光客への利便性も考慮するという。運賃については、現在のバス路線と同等または安価な運賃体系で検討中という説明がありました。

審査に入り、委員より、大蔵村とは定住自立圏の地域交流交通でコミュニティバス等の運行ということで協定を結んでいる。この財源を利用するということは可能なかどうかといった質疑があり、総合政策課からは、定住自立圏の財源の算定費用に入るといった説明がありました。

委員より、バスは大蔵村で購入するということが新庄市の負担はないのかといった質疑があり、総合政策課からは、購入する費用は大蔵村で行うとの説明がありました。

委員より、運営は大蔵村が主体であり、新庄市が費用を負担するということがどのくらいだと想定しているのかといった質疑があり、総合政策課からは、料金設定を今までと同じにするのか、もっと安くするかによって負担する割合が変わってくるが、それについては運行するまでの間で詳細を詰めたという説明がありました。

委員より、負担割合をこれから検討していくということだが、議案として出すにははっきりしてから出すのが本来ではないのかといった質疑があり、総合政策課からは、このたびは村営バスの新庄区域内への乗り入れについての協議であり、この協議が整った後、経費、負担割合についての協議を行い、覚書を結ぶといった説明がありました。

委員より、公共事業であるので、利用客をふやして利便性をよくするというのが行政サービスと思う。いいことであるので、利用客をふやすような方策を協議していただきたいといった意見が出されました。

その他、質疑はありましたが、採決の結果、議案第81号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第82号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。税務課より説明を受けた後に審査に入りました。

税務課からは、今回の主な改正は4点あり、1点目は個人市民税と法人市民税における修正申告、更正決定を行った場合の延滞金の計算期間を見直しする規定を定める内容となっている。2点目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設。これは、医療費の抑制のため医療用医薬品から一般用医薬品への代替を進める観点から、平成29年1月1日から平成33年12月31日までに医療用から転用された医薬品の購入費用が年間1万2,000円を超えた場合は、平成30年度から所得控除ができる特例の創設を定めており、現行の医療費控除と選択できる内容となっている。3点目は、軽自動車税のグリーン化特例の適用期間の延長、いわゆる軽減税率の適用期間を1年間延長する規定を定める内容となっている。4点目は、特例適用リスト及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例の創設。これは、海外金融機関等に係る利子所得と海外株式等に係る配当所得等について、分離課税で税率を3%とする規定を定める内容となっているといった説明がありました。

審査に入り、委員より、市民税の延滞金の率はどうなるのかといった質疑があり、税務課からは、今回の改正は率の変更ではなく延滞金を計算する際の期間の見直しであるといった説明がありました。

その他、委員より質疑はなく、採決の結果、議案第82号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第83号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。税務課より説明を受けた後に審査に入りました。

税務課からは、市民税で分離課税される特例適用利子等、特例適用配当等の額を国民健康保険税において、その所得割額の算定、軽減判定の所得金額に含める規定を定める内容となっているといった説明がありました。

委員からは質疑はなく、採決の結果、議案第83号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第84号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定について、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。税務課より説明を受けた後、審査に入りました。

税務課からは、この条例は国の地域再生法に基づき新たな雇用の場の創出や地域経済基盤の強化、活性化を図るため、本社機能を持つ施設の移転、拡充を行う事業者に、税制面での優遇措置として固定資産税の不均一課税を創設するものであるといった説明がありました。

また、税務課から、不均一課税については、県の地域再生計画、山形県企業立地活性化計画の認定を受けた事業者が新庄市へ本社機能の移転・拡充において取得した家屋、構築物、償却資産の合計取得金額が3,800万円以上となった場合、中小企業の場合は1,900万円以上となった場合、その固定資産について3カ年度にわたり不均一課税とするといった内容であるといった説明がありました。また、その税率については、東京23区からの本社機能を移転した移転型事業の場合、初年度が通常の10分の1の0.14%、2年度目が4分の1の0.35%、3年度目が4分の2の0.7%となっている。また、県内からの本社機能の拡充や東京23区以外から本社機能を移転した拡充型事業の場合は、初年度が10分の1の0.14%、2年度目が3分の1の0.467%、3年度目が3分の2の0.933%となっており、どちらの場合も地域再生法にて地方交付税による減収補填措置があるといった説明がありまし

た。

審査に入り、委員より、移転型事業は東京からの本社移転だけに限定されているのはなぜかといった質疑があり、税務課からは、地域再生法において、まず首都圏からの移転を第一に考えているため、東京23区に限定しているといった説明がありました。

委員より、実際に移転したいといった企業はあったのかといった質疑があり、商工観光課からは、今のところはないといった説明がありました。

委員より、ほかの自治体でも同様の動きはしているのかといった質疑があり、税務課からは県内13市では不均一課税条例を設定済みのところと12月定例会に提出しているところを合わせて、半数が条例設定をしているといった説明がありました。

委員より、認定条件のハードルが高過ぎるような感じがする。逆に、企業の一部でも新庄に来てもらいたい、それに対して優遇措置があるほうがよい。もっと身近な優遇措置があると思うがといった質疑があり、税務課からは、今回の条例は国の地域再生法に基づく政策的措置に準じて創設した。新庄市単独で地域活性化、地域経済強化に結びつくような条例の設定が望ましいが、税の公平性の確保の観点もあり、今後研究していきたいとの説明がありました。

委員より、国の法は実用的でない、現実的でないという部分がある。市独自のものを考えることも重要ではないかといった意見がありました。

そのほか、企業誘致の方法についての意見ありましたが、採決した結果、議案第84号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第85号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。社会教育課

より説明を受けた後、審査に入りました。

社会教育課からは、来年度からの指定管理者についてこのたび公募を行ったところ、東北情報センター1者の応募であり、選定委員会において東北情報センターを選定した。選定の理由としては、生涯学習センターとしての設置理念を十分に理解しているところ、事業展開や施設管理において安定した管理運営が期待できることが評価されたとの説明がありました。

審査に入り、委員より、このたびの団体は今回で2回目なのかといった質疑があり、社会教育課からは、今回で3期目、来年度以降もということであれば4期目になるとの説明がありました。

委員より、わくわく新庄に運営委員会があると思うが、その中で評価表と違った形でさまざまな意見や要望が出ていると思うが、それらの情報は選考委員に伝わっているのか。提示したほうがいいと思うがどうかといった質疑があり、社会教育課からは、説明はしていないが、日ごろの評価がどうなのかという視点が大切だと思うので、今後は提示しながら進めていくとの説明がありました。

委員より、応募するのは1者ということは、管理者がいいから割り込めないのかもしれないが、そのあたり選考委員会で話し合ってもらったほうがいいのではないかといった意見があり、社会教育課からは、できれば競合した形でとは思いますが、担当課としては指定を受ける母体がしっかりしたところ、今回の団体については市の仕事を請け負うということで母体のメリットもあるということで応募されたものだと思うとの説明がありました。

委員より、競争するのはわかるが、そこで働く人のことも配慮しなければいけない。指定管理者においては、市民のニーズに合わせて施設を使いやすいようにしないといけないし、雇用の継続性の問題もあって他の団体が入ってこれ

ないということもあるのではないか。また、感想では、今の指定管理者は非常に対応がいいとの意見もありました。

委員より、ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第85号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第73号新庄市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第73号新庄市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 委員長から詳しい説明があり、大変よくわかりました。

そこでお聞きしたいんですが、一般職の人事院勧告に従っての引き上げ、これは市内の消費を喚起する意味でも大切なことだと思います。賛成です。また、話し合いの中で、委員長報告の中で、臨時職員、嘱託職員について、それから指定管理で働く人たちの人件費について、総務課長から引き上げも検討していくという話も出されたということで、これは市民にとって全体的に年金や実質賃金の引き下げで消費が冷え込んでいる中でありますので、市内の消費を喚起するという点で大変いいことだろうと私は思います。

ところで、特別職。人事院勧告は、特別職については本当は含まれていないのではないかとと思うのですが、その点についての質疑はあったのでしょうか。

高橋富美子総務文教常任委員長 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 総務文教常任委員長高橋富美子君。

高橋富美子総務文教常任委員長 それらの質疑については、ありませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 人事院勧告というのは、働く労働者に対して、賃金引き上げについては労働者の団結権などを使って、ストライキ権も使って、生活を守るために賃金を引き上げてほしいという労働者としての当然の権利を奪う引きかえに人事院勧告というのがつくられて、働く人たちの生活の安定を考えつくられた制度であり、働く人たち全体についてこのように勧告して、それに従ってやっていくというのは、私は働く人たちの生活を守る意味で大事なことだろうと思います。

しかし、人事院勧告は特別職については含まれていないはずなんです。市民から見ますと、

市三役や議員報酬は多いと見られています。ですから、そこは上げずに、その浮いたお金は少しでも市民のために使うほうに回すべきではないかという議論が必要だったと思いますが、その点についてもう一度、議論されていないのであればしていただきたいと思いますが、その考えはありますか。

高橋富美子総務文教常任委員長 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 総務文教常任委員長高橋富美子君。

高橋富美子総務文教常任委員長 委員会の中ではそういう質疑もなく、ありませんでしたので、以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 質疑がなかったということであれば、もう一度総務常任委員会を開いて、このことについて質疑していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

高橋富美子総務文教常任委員長 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 総務文教常任委員長高橋富美子君。

高橋富美子総務文教常任委員長 山形県の人事委員会勧告に準じてということでもあり、これ以上ありません。以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑ないようでありますので、よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第74号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 それでは締め切りします。

投票の結果は、賛成16票、反対1票。賛成多数であります。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号金山町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第75号金山町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号最上町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第76号最上町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第77号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第78号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第79号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第80号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおりに可決されました。

次に、議案第81号公の施設（大蔵村営バス）

の区域外設置に関する協議について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第81号公の施設（大蔵村営バス）の区域外設置に関する協議については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第82号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第83号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第84号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第85号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

産業厚生常任委員長報告

清水清秋議長 日程第14議案第72号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定についてから、日程第17請願第9号大規模鶏舎建設に反対する請願書までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤義一君。

(佐藤義一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤義一産業厚生常任委員長 おはようございます。

それでは、私のほうから産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願2件です。審査のため、12月19日午前10時より、議員協議会室において委員出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第72号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定については、総務課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

総務課の説明では、新庄市農業委員会等の法律の改正に伴い、これまでの委員の公選制から任命制に制度改正が行われ、これに伴い農業委員会の委員並びに新たに新設されました農地利用最適化推進委員の定数について条例で定める必要が生じたため提案するものとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、公選から任命制に変わったということだが、この任命に当たってはどのようにして任命する人を選ぶのかなどの意見が出されました。総務課からは、法律の施行規則にも任命の公募等選任に当たっての方法が規定にあり、広く公募によるものとされております。今後は、市のホームページや市報等を通じて農業委員の公募を行ってまいりたいとの説明がありました。

採決の結果、議案第72号については全員異議

なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第86号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、成人福祉課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、主任介護支援専門員の資質向上のため5年ごとに更新研修が義務づけられるとのことだが、期間中研修を受けなかった場合どうなるかなどの質疑が出されました。成人福祉課からは、研修を受けない場合、資格を失ってしまうとの説明がありました。

採決の結果、議案第86号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第8号30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる新庄市農業再生協議会の機能発揮に関する件については、請願の紹介議員の出席や農林課の職員の出席を求め審査を行いました。

審査において、委員から、十分な予算、要員というのは、今までどのくらいの予算、要員がかかっていたのかといった意見や、国からの補助金1,000万円であるということだが国からは平成30年以降もこのようにお金が来るのかといった質疑などが出されました。農林課からは、予算については国からの補助金ということで約1,000万円ほど経費として支出しています。主なものは、臨時職員の賃金や現地確認の謝金、電算システムのリース等々が経費となっている。要員については、臨時職員2名を雇用し、そのほか市職員3名で業務を行っているとの説明がありました。

また、委員から、国に対し平成30年以降も今までどおり国の補助を確保してもらいたいという意見書を出すべきとの意見がありました。

採決の結果、請願第8号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決し、国等への意見書の提出につきましても提出すること

にしました。

続いて、請願第9号大規模鶏舎建設に反対する請願書については、請願の紹介議員の出席を求め、審査を行いました。また、説明員として農業委員会、都市整備課の職員の出席を求め、届け出等の現状を伺いました。

初めに、紹介議員から請願の趣旨説明があり、委員から、意見書はどこの所管に提出するのかという質疑があり、紹介議員からは、提出先についてはさまざまな法の認可が必要なわけで、法的には、私は抵触するような動きは企業には余り見当たらない。ただ、1年365日、長い間ずっと暮らしていく住民にとっては大変難しい問題である。本当にせっぱ詰まった問題だと思います。そういう中で、どこにこの意見書を持っていけばいいのか住民の方はよくわからない場合も多いんじゃないですかと。私は、県知事がまだ許可を出していないということもあるので、県知事宛てでよろしいかと思います。あと、この委員会で検討していただき、より有効なことを考えてもらえばそれで結構ですとの回答がありました。

また、委員から、請願項目の2つ目で、市が誘致した企業と書かれているが、担当課にも聞いたが、ここに建設するのは市が誘致した企業が建てるのか建てないのかとの質疑に対し、紹介議員からは、誘致した企業が住民説明会を開いたということです。そこで説明をした企業が、請願の趣旨の1番にある新庄市が誘致した企業と同じです。鶏舎を経営するのはまた別会社で、関連企業ということで問題はないと思うという回答がありました。

審査において、委員からは、悪臭問題は住民の健康と環境に係る重大な問題と捉えていただきたいということで、市にその立場で真剣に取り組んでいただいたというように議会として示すべきといった意見や、オールアグリと地元住民の話し合いがもっと必要なのではないかと思

う。そこで初めて環境保全協定書とかを詰めていかなければならないなどというさまざまな意見が出ましたが、採決の結果、請願第9号につきましては賛成多数で採択すべきものと決しました。

ただし、委員より、少数意見の留保の申し出があり、この留保の申し出に対して同意者もありましたことから、少数意見報告書が産業厚生常任委員長を経由し議長宛てに提出されております。

また、当委員会において、請願第9号の意見書の取り扱いについてお諮りしましたところ、請願9号の意見書の提出については賛成少数であり、意見書は提出しないということに決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。どうもありがとうございます。

清水清秋議長 次に、請願第9号については、石川正志君から、会議規則第108条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されています。

それでは、少数意見の報告を求めます。

石川正志君。

(16番石川正志議員登壇)

16番(石川正志議員) 平成28年12月19日開会の産業厚生常任委員会において留保した少数意見を下記のとおり会議規則第108条第2項の規定により報告します。

議案番号と件名につきましては、請願第9号大規模鶏舎建設に反対する請願書でございます。

意見の要旨。産業厚生常任委員会における請願第9号の審査に当たり、賛成多数で採択すべきものと決しましたが、採択すべきではないといった意見がありましたので報告いたします。主に3点でございます。

まず、第1点目、請願の趣旨について、文章中、「新庄市が誘致した企業が」と表記されておりますが、その法人格の捉え方が曖昧である

こと。

次に、第2点目、請願審査においては、新庄市の公益を鑑み、採択した後は議会の意見書として国や県の関係部署に提出するのが前提となっています。請願の趣旨について、文章中、「趣旨を御理解の上、関係機関に対し意見書を提出」と表記されておりますが、請願第9号の場合は山形県が想定されます。請願項目2番目に記載されております「誘致した企業が地域と融和を図りながら共存して経営発展できるよう大規模鶏舎の立地場所について支援誘導を行うこと」については、山形県に対する意見書としては内容がふさわしくないこと。

最後の3点目、基本的に請願第9号は民間と民間の問題であり、市議会の請願審査における議会の権限を超えるものであること。

以上でございます。

産業厚生常任委員、石川正志、賛成者、佐藤卓也委員でございます。

清水清秋議長 ただいまから10分間、休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第72号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ただいま委員長の報告と、あと委員会の中での少数意見を……

清水清秋議長 小関議員、第72号に関する案件で、その審査の議案であります。（「失礼しました」の声あり）

質疑ありませんか、何か。ただいまの議案は第72号に関してでありますので、お間違いのないようにひとつ。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第72号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定については、委員長の報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第86号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第8号30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる新庄市農業再生協議会の機能発揮に関する件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第8号30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる新庄市農業再生協議会の機能発揮に関する件については、委員長の報告のとおり採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、請願第8号は委員長報告のとおり採決されました。

次に、請願第9号大規模鶏舎建設に反対する請願書について質疑に入ります。

本件に関しては少数意見の報告がありましたので、初めに産業厚生常任委員長の報告について質疑に入ります。質疑ありませんか。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 先ほどは勇み足をしてしまいまして、申しわけございませんでした。

その委員会の中で、反対の意思を示す委員の方の意見にはどのような意見があったのかお聞きしたいと思います。

それと、通常請願が採択された場合は、その流れとして意見の提出までが一つの流れとなるという認識だったんですが、そう思って傍聴に来られた方々も帰ることになりましたし、これは果たしてどういうことなのかということを説明していただきたいと思います。

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 済みません。小関議員に確認なんですけれども、2つ目の質問については意見書の提出をしなかったことについての質問でございしますか。（「そうです。どういう流れで」の声あり）わかりました。

今、質問が2つあったかと思うんですけれども、反対された方の意思はどうだったのかということなんですけれども、反対の採決はとってございしません。請願に対する賛成の方の挙手を求めていますので、挙手多数でありましたので、それは採択すべきものと決しました。ですが、反対者の意思は確認しておりません。

清水清秋議長 委員長、小関議員の質問は、反対者の意見がどうあったかと、少数の反対者の意見がどういうふうにありましたかと聞いているんです。（「ですから……」の声あり）採決の物事じゃなく。（「反対を示すと……」の声あり）

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 反対の意見は私どもで採決しておりませんので、反対の方の意見は私どもも伺っておりません。

ただ、少数意見の留保の中で、石川委員が述べておりますので、それらが全てかと思っています。

それから、意見書を提出しなかったことに関しましては……（「傍聴規則、確認してください」の声あり）私も全く小関議員のおっしゃるとおりだと思います。請願の中には、意見書の提出を求めています。それで、採択に賛成しましたので、採択することに決しましたので、意見書の提出を当然あるべきものだと私は思いましたので、意見書の提出についての文面は委員長に一任お願いできますかという私のほうで、後で議事録を見ていただければよく確認できますけれども、私のほうで発言しております。ところが、そのとき事務局から、「勇み足ですよ」と。「意見書の提出をするかしないか、それをまず最初に採決していただきたい」ということで採決しました結果、意見書の提出に賛成する者は2名だけでありましたので、採決に、意見書の提出については提出しないということになりました。以上でございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 何か非常に納得できない。本当に住民の思いとかそういうものを十分に理解しながら、酌み取りながら、委員会の議論は進んでいったのか。非常にわからない。――

――委員会が再度再開されて、その中で議論がまた起こり、意見書を提出しなくなったということの部分、傍聴したいわけじゃないですか、その流れを。そういうことに関してはどのように感じながら進められましたか。

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 紹介議員も傍聴されていたと思います。――

――。

それで、予定していた時間、大変長くなるだろうということでありましたけれども、採択した時点では12時を少し回っておりました。それで、意見書の提出については昼休みからということで休憩をとらせていただきまして、採決いただきました。

それで、あえて申し上げますけれども、さっき私は小関議員と同じような発想を持っていますということで、請願には意見書の提出を求めています。ですから、意見書を出すべきものと私は委員長として思っています。それで、委員長としてその文面を一任していただけますかということだったときに、「採決が先ですよ」と、先ほど申しましたように事務局から注意を受けました。それで、再度お諮りしました。ところが、先ほど申し上げたように、意見書の提出については2名だけの賛成ですので、賛成少数ですので、結果的にこういうことになりました。

それで、その中で委員の中からは、さっき採択することに賛成した委員がどうして意見書の提出に賛成されないんですかという質問がございました。それらについてはお答えいただきましたけれども、そのお答えは言っているものかどうか別にしても、なお賛成された委員の中では、午後の意見書の審議の中では、葬式を理由にして欠席された委員もおりまして、2名だけの賛成者でしたので、意見書の提出は、採決の結果、賛成少数で意見書の提出は見送ることになりました。以上でございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 何か、その、住民の思いのほかのところ、何か進められたような感じがして非常に残念に感じています。（「暫時休憩をお願いします」「暫時休憩」の声あり）では、住民の思いをどのように酌み取って議論されたのか説明してください。

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 何か、恣意的に何かあったんじゃないかと疑われる発言、非常に、さっきも申し上げましたけれども、侮辱的な発言だと考えますので、発言に少し、持って回ったような発言をなさらないで、小関議員も紹介議員の仕事が終わった後に傍聴されていたわけですから。何か恣意的なことが感じられたのかどうか分かりませんが、そういうような発言は常任委員会に対する侮辱だと思いますので、発言は言葉を選んで発言していただきたいと思います。

なお、先ほど話をしましたように、請願の採択には賛成しますけれども意見書の提出までは見送ると言われた委員の皆さんの中には、願意を酌んで請願に賛成されたという委員が何名かおられました。ですから、願意は十分に伝わっていると思います。それが、自分たちの言ったことに対して反対したから、願意が酌まれていないということで、小関議員も紹介議員として、「願意を、願意を」という言葉を何回も使われました。委員会の中でも、願意を酌んで請願の採択には賛成すると。ただ、意見書までは出すことは必要なのかということです。住民の願意は十分理解した上での表決だったと思っています。以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 委員会から関係者の皆さんの話を総合して聞いてみますと、委員会で賛成多数で採択しておいて、その後また委員会で意見書を出さないなんていうことは、どういう流れで、どういった内容でそうなったのかなと切に思うんですよね。今までも請願、毎回あるんですけれども、そんなこと、意見書を出さない請願書の採択なんて1回も私、記憶ありません。長年やっていますけれどもね。

それで、この請願書を見ると、意見書を出してくれと言っているんですよね。このように書いてあるのを採決して採択することにしたとすれば、意見書は出さざるを得ない。議会としてですね。

委員会の中でも、農業委員会または都市整備課の出席を求めているいろいろな意見を聞いたと。ただ、私は環境課が入っていないのはどうかなというように思うんですが、今ある程度の話は、流れ、今の動きは聞いているわけですね。それで、もう既に農業委員会でその話が決定して、意見書をもう県知事宛てに出ているんですね。それは皆さんも御承知で審議されたというように私は思うんですけれどもね。いろいろな情報を得ながら最終的に決したものを、またその意見書の問題で採決をとるなんていう方法は、流れとしては芳しくない、そういうことはやるべきでないと私は思うのですけれどもね。そこら辺、どうですか。何でその意見書を提出するのに賛否をとったんですか。

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 先ほど、私は報告しましたけれども、私は全く同じですよ。新田議員や小関議員がおっしゃるとおり、意見書の提出を求めている請願なわけですから。採択したら、意見書を出すものが当然だと私は思っています。ですから、意見書の文面を委員長に一任願えますかと伺いましたところ、事務局より、「請願は請願だ」と。「意見書の提出についてはもう一度、意見書の提出は議会案になりますので、議会案として提出するべきかどうかということの採決をとっていただきたい」ということで、それで請願の採択の採決はもう終わっていますので、採択するというので。それで、意見書の提出について、午後から採決を、先ほども言いましたように、流れで一応休憩時間が入りましたので流れが断ち切れましたが、

改めて議会案の意見書の提出についての表決を、採決をとらざるを得ないわけです。幾ら委員長であっても、私の一存で出しますなんてことは絶対言えませんので、そういうことでございますので御理解いただきたいと思います。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 請願の意見書の提出に関しては、今までは終わった後、採択となれば、委員長、副委員長にその内容も全部任せると、事務局とよく協議をして提出するようにということで今までずっとやってきたわけですね。

それで、局長に聞くのはおかしいと思うんだけれども、何でそこで意見書の提出をストップかけなければならなかったのですか。私が思うには、新庄市の農業委員からも意見書が先に県に出ているんですね。出してもこれは意味がないから、それも諮れということだったのですか、局長。

清水清秋議長 暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時54分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。
休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 先ほどの新田議員の質問にお答えしますが、私ども常任委員会においては、地方自治法にのっとりまして肅々と審議を進めてまいりました。先ほどから何度も話題になっていますけれども、採択した

限りは意見書の提出も当然入るのであるということでございます。私も、そう認識しております。

ところが、新庄市議会会議規則第14条第2項の中に、地方自治法の改正に伴いまして議案を提出する場合は委員会案として委員会から承認を得なければならない、決を得なければならないということがございますので、それで委員会の委員の皆様意見書の提出の採決をお願いしたところでありまして、賛成が少数でございましたので意見書の提出は見ることはできなかったということでございます。以上です。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 通常の委員会、請願採択においては、採択と決まれば、先ほども申し上げたと思うんですが、全て後は、その後は、委員長、副委員長にお任せをして文面の内容、それから提出先というものを全部任せて終わるんですよね。何で今回だけその採択を決めてから、意見書を出すか出さないかの採決をとったなんていうのは、どういう経緯か、理解に苦しむのですが。そこまでしなければならない。暗黙の了解といいますか、今まではそのようにやってきたわけですが、全部。どこも何回やっても請願の取り扱いというのはそのように今までは、過去には経過を通してやってきているんですね。

改めてやるからそういう問題も起きたし、一番私が納得いかないのは、議案に賛成しながら意見書の提出を拒んだというのもどうも考えられないのです。同じ委員会の流れで、そう時間がわずかたただけで賛成が反対のほうにいくなんてことであっては一貫性がないし、疑われるのです。その人はね。

そういうことで、私は完全にこの件に関しては、審議が終わってない。終わっていないと捉えざるを得ない。

したがって、もう一回その部分は委員会

に戻して協議すべきだと思うんですが、いかなものですか。

それから、この請願の内容の文で理解できない部分があったと石川議員から発言があったのですが、それはそのとおりでございますけれども、一番の問題は、この意見書を提出することによって本合海の住民の方々が不安に思っている原因、そこにこの請願の文の中にも書かれてありますが、臭気並びに鳥インフルエンザという大きな問題がこの中にあるわけですね。そういう状況の中から、これは絶対ないんだと言い切れる問題でもないのですね。その辺もう少し事業者と徹底的な話し合いのもとにやはり進行すべきだったのではないのかと私は思うのですが。

この事業そのものは、新庄市にとってマイナスになるものでもないわけですね。雇用の創出や産業の育成とか、新庄市に貢献する事業でもある。ただ、その設置する場所、建設する場所の問題でこういう大きい事件になってきたわけですが、だとすれば新庄市議会も含めて、もう少し検討を重ねて、話し合いの中で適正な土地を何とかしてみんなで協力して見つけるという方法もあるかと思います。この請願の第2に書かれているのはそういうことも希望しているわけですね。どこかいいところを見つけて与えてやったらいかがですかという請願者の気持ちがこの文から伝わってくるわけですが、そういう努力を議会または市執行部側として、対応をどうやっていくかということも言われると思うのですが、その辺の議論の仕方、委員会の中で話し合いがなかったかどうか。新たな設置場を見つけるということがあったのかお伺いしたい。

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 私の範疇外の御質問でございますので、その範疇外のことに

ては出しゃばって答弁いたしませんので、委員長として答弁できる分についてだけお答えします。

運営の仕方につきましては、自治法にのっとりまして粛々と進めてまいりました。先ほど小関議員の質問に対しても、私も、新田議員の質問に対しても、やはり請願について採択された限り意見書は当然出るものだと私は思っていました。ですから、午前中において採択については、採択しましたと、決定しましたと。それで、午後から意見書の提出があると。でも、新庄市議会会議規則第14条第2項で諮らなければならないというか、その意見を提出する場合は常任委員会において採決するということがございましたので、午後から採決いただきました。

ですから、再度常任委員会を開いて運営すべきということに関しましては、私どもの常任委員会の運営の仕方について瑕疵があったとは思っておりませんので、それらについては、私は再度開いて、常任委員会を開いてもう一回協議するということは考えておりません。

それから、議員お尋ねのさまざまな住民に対する影響について、土地等について、そういう話題があったかということでしたけれども、今回は本合海上野地区における鶏舎建設反対という請願の審議でございましたので、そこまでは私どもが言及する立場にはございませんので、それらの話は出ませんでした。以上でございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） この委員会の中で汚水の処理の議論は十分になされたのでしょうか。

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 質問の意味がわかりませんので、もう一度いただけますか。聞こ

えなかったものですから。申しわけございません。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 鶏舎から出てくる汚水等の処理の議論などは、委員会でされましたでしょうか。

清水清秋議長 わかりますか。

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 請願は、鶏舎建設に反対するという請願でございましたので、鶏舎の建設工法等についてのことはございました。なお、説明の中では、いわゆる汚水等については農業委員会の局長から説明があったんですけども、県の農業会議に対して申請した場合に、浄化槽を使って、近隣の田んぼ、圃場等には流さないと。浄化槽で浄化した後に、県道についている側溝に流れるという説明を受けました。以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） その汚水の放末先が新田川に入るという話を聞いたものですから、その水を使って田んぼをつくっている農家の方もいるということで、そういった反対・賛成と思うのですが、住民のその先のことまでを考えての議論というのはなかったのでしょうか。

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 請願審査の範疇を超えていますので、そこまでは議論にならなかったというように記憶しています。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君、もう1回発言を許します。最初の発言の場合は、答弁者がわからなかったということでございましたので、3回目を許します。どうぞ。叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） その請願の趣旨が、反対か賛成かということではあるのですが、私も本合海地区の方だけではなく、市内の主婦等を中心にして、もし自分の住居の周りにこういった鶏舎があるとなった場合どうであるかということをおわせて話を聞いてみましたら、皆さんちょっと嫌だという話を多数聞いたものですから。

私たち、やっぱり企業の自由な経済活動を阻害するものでもないというのは重々理解しているのですが、住まう住民が一生そこで生きていくわけなので、お互い本当に融和ができるような形になっていただけたらいいなと願っております。以上です。

清水清秋議長 答弁は要りませんか。（「答弁しますか」「はい」の声あり）

佐藤義一産業厚生常任委員長 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 産業厚生常任委員長佐藤義一君。

佐藤義一産業厚生常任委員長 それは、嫌みに聞かないでほしいのですけれども、叶内議員も傍聴されましたよね。そのときに、紹介議員の小関議員から、住民のこれから365日、臭気あるいはそういうことに対してという説明は何回かありましたので、それら住民の苦勞、あるいは臭気、あるいは鳥インフルエンザ等について、それらは皆さん理解して小関議員からは、「願意を酌んでほしい、願意を酌んでほしい」と何回もありましたので、それらについて審議した9名の常任委員会の委員は、全てそれらは腹の中にかどうか頭の中に、胸の中に秘めて議論されたと思っています。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。

次に、少数意見の報告について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 少数意見の中に、大規模鶏舎を建設するのは誘致企業ではないと少数意見の方から出されたように思いますが、それについてお聞きしたいのですけれども、本合海の住民説明会をやりますという案内をしたのが、市が誘致した企業、オールクリエーションという会社の名前で出されたことをどう考えているのでしょうか。

1 6 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

1 6 番（石川正志議員） 佐藤議員の質問にお答えします。

少数意見の報告ということでございますので、私の考えをここで申し述べるわけにはいかないということを十分に御理解していただければと思います。

少数意見としての報告は、先ほど報告の中で申し上げた3点であろうと思いますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今お聞きしたことは、全く答えていただけなかったようであります。つまり、住民説明会をした会社の名前が市の誘致企業であったということは認めるわけですね、ということをお聞きします。もう一度、再度お聞きします。

1 6 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

1 6 番（石川正志議員） 質問の趣旨がわかりませんが、私のほうから少数意見を報告するという観点での発言は、先ほど同様の答弁でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 少数意見を申された方は、今質問したことは答えてくださらなかったし、事実はどうだったのかということを見

てらっしゃるなど私は受け取りました。

また、少数意見の報告の中で、民間同士のことだと。民間同士のことであり、市の議会の範囲を超えるものだという意見がありましたけれども、この請願の内容で住民が不安に思っている臭気のことや鳥インフルエンザの発生や感染問題、こういったことに非常に住民が不安に思っている。このことは市の行政に全く関係ないと言えるのですか。

1 6 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

1 6 番（石川正志議員） 先ほどの委員長報告をかりるとするならば、このたび請願第9号にしましては、大規模鶏舎建設に反対するという請願書でございまして、まだ建ててもいいものを議論するのは、この場でしかるべきかと私は思うので、やはり一番最初に申し上げたとおり、少数意見の報告といたしましては、議事録に照らし合わせた先ほど3点報告したとおり、それ以上のことを申し上げる筋にはないと思います。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、討論の発言を許可します。

請願採択に反対討論として、石川正志君。

（1 6 番石川正志議員登壇）

1 6 番（石川正志議員） 請願第9号大規模鶏舎建設に反対する請願書は、原案どおり採択すべきではないという観点から反対討論を行います。

反対する理由は、先ほど請願審査に係る少数意見を報告させていただきましたが、請願第9号については基本的には民間対民間の問題であり、議会の権限を超える案件であることです。

また、請願書の内容を拝見する限り、どのように捉えるべきかわからない曖昧な表現がある

ことです。

市議会における請願審査は、市の公益に沿うものであるかどうかを議論し、採択すべきか否かを決定しなければなりません。採択すべきものと決した場合、議会の意見書を取りまとめ、県や国に対し意見書を提出することが慣例となっております。

請願第9号については、先ほどの委員長報告にもありましたが、賛成多数で採択すべきものと決しましたが、採決の後、意見書の取り扱いを諮った結果、意見書の提出に関して賛成者はわずか2名。議会の意見書も作成されなければ、関係機関への提出もされない運びとなりました。

すなわち、請願第9号については、原案どおり採択することに議論の矛盾、あるいは整合性がとれない欠陥があるということではないでしょうか。

市民の請願権については、日本国憲法でも保障されている権利です。ですから、我々議会は真摯に受けとめ、慎重な議論をしなければなりません。

これまで、産業厚生常任委員会における市民から寄せられる請願の取り扱いに関しては、単に請願のタイトルや請願の願意だけで判断すべきではないという合意をつくってきました。

本会議において、このたびの請願第9号を原案どおり採択するとなれば、矛盾する、あるいは整合性のとれない議決をすることになります。節度ある同僚議員に良識のある判断をお願いするものであります。

一方で、委員会における請願審査の過程で、大半の委員は、願意は理解できるという意見がありました。これは、地元住民の89.4%の方が、御自身の生活権が脅かされるとして鶏舎建設に反対している現実です。我々議会もこうした事実を受けとめ、議会の有する権限の範囲で、この問題をどうしていくのか調査研究していく必要性があるのではないかと思います。

なお、調査研究をする上で、我々議会が注視しなければならない点はほかにもあります。現在、中核工業団地内に存する企業の活動であります。新庄市の豪雪地帯であるという不利な条件にもかかわらず、山形支店として立地させ、地元で新規雇用を生み出していること。あわせて、地元飼料米等を使用した鶏肉のブランド化を図り、新庄市の農業振興あるいは物産振興に大きく寄与しているところでございます。

このような議会における調査研究を開始するには、請願第9号と切り離した議論が必要と考えております。整合性のとれない請願第9号を不採択として、新たにこの問題に対して我々の対応を、議会として何ができて何ができないかをまず話し合おうではありませんか。

以上、私の反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

清水清秋議長 ほかに討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君、反対討論ですか、賛成討論ですか。

1 番（佐藤悦子議員） 請願に賛成です。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

（1 番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 私は、請願第9号大規模鶏舎建設に反対する請願書に賛成討論を行います。

請願の内容は、新庄市が誘致した企業であり、優良農地であり、住宅地のすぐそばにつくられようとしている。小学校や児童センターの近くにつくられようとしている。臭気や景観、鳥インフルエンザ発生の危険があると述べています。悪臭や鳥インフルエンザに住民は不安を抱えています。

住民は、市の誘致企業の鶏舎建設に際して、別な場所にしてほしいという意思を示しています。住民の健康と環境にかかわる問題だと思います。議会として重く受けとめ、市政に反映す

るべきだと考えます。

大規模鶏舎を建設する企業は、誘致企業ではないんだという、反対の立場から意見がありました。しかし、住民説明会の案内をしたのは、市が誘致した企業名で行われました。そのことをどう考えるかとお聞きしても、何もお答えになりませんでした。本合海での住民説明会の案内は、誘致企業名で行われたのです。だから、請願に誘致企業として出してきた住民の受けとめは大きな間違いではありません。新庄市の誘致企業と同じ代表取締役であり、市の誘致企業がなかったらこのたびの大規模鶏舎建設をする話はお出なかったと考えられます。大規模鶏舎を建設するのは、市が誘致した企業の山形支社と一体的に仕事を進める関連企業です。市として責任を持たねばならない住民の健康と環境の問題でもあります。

民間同士の問題であり、市議会の範囲を超えるものという、少数意見の方から出ましたけれども、こういう議論こそ大きな間違いであると思います。

悪臭対策は、県と市の重要な責務であると法律でも定められています。市内の塩野地区の鶏舎を私たち議員として視察させていただきました。ほとんどにおいもなく、そのときには驚くほどでした。しかし、前にですけれども、実は塩野のある住民からは、「すごくにおいがするときがあるんだ」と言われていました。

また、鮭川村の豚舎建設のときにも、説明会の時点で、視察などがあつたときにはおいもなかったと言われています。しかし、今悪臭で、地元も近隣になる新庄市でも困っています。

また、きのう尾花沢市の鶏舎の話になりました。聞きました。初めは、おいもなかったけれども、年を経るにつれて悪臭で近所の人たちが大変困っている状況だそうです。経営者のきょうだいが地域の人たちから苦情を受けているということです。夏になるとおいがひどいと

いう相談が寄せられております。

環境省作成の悪臭防止法の概要と悪臭防止法の体系によれば、悪臭防止法はその目的に、発生する悪臭について必要な規制を行うことにより、住民の生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することと明確に規定しています。体系では、国県市町村の責任、責務は何かを定めています。悪臭対策は、県と市町村の重要な責務であり、鶏舎建設に当たっては企業に万全な悪臭対策をとることを求めなければならないということを示しています。

新庄市の場合、大規模鶏舎を建設するのは誘致した企業の重要な関連会社なわけですから、特に悪臭対策に万全を期することが求められているわけです。悪臭防止法の概要の3、規制地域というところを見ると、市の区域内の地域については、市長は住民の生活環境を保全するための悪臭を防止する必要があるときは、地域を指定しなければならないとされています。

また、同じ概要の5番に、改善勧告などの行政措置というのがありますが、そこでは市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告、改善命令を行うことができるとされています。

6番に事故時の措置ということでは、規制地域内の事業場の設置者は、悪臭を伴い事故の発生があつた場合、直ちに市町村長に通報し、応急措置を講じるなどの義務があります。

また、市町村長は、事故時の状況に応じて、応急措置命令を発することができるとされています。苦情が発生した場合、立ち入り調査などの主体は市町村とされています。苦情が発生しても適切な対応をとらない場合は市町村から改善命令が出され、従わない場合は罰則規定もあるんです。悪臭が起きるなどの事故が起きたときには、近隣住居などとの距離、また空気の流れということも重視されているのです。

大規模鶏舎が、住宅地がすぐそばというのは、悪臭防止法の観点から考え直すように求め、市として地域を指定するべきではないかと思うのです。

また、議論というか会社説明の中で、東北では鳥インフルエンザの発生はないと会社の説明があったと言われています。しかし、ここ最近高病原性鳥インフルエンザAが陽性となったという鳥の報告が7都道府県からあり、秋田県、岩手県、新潟県、宮城県と、東北でも発生しています。各県の対応では、秋田県では動物園の鳥132羽が殺処分、青森県は家禽が1万8,360羽殺処分、新潟県では家禽が31万羽殺処分でした。

鳥インフルエンザAの人への感染の報告は2014年5月に初めてあり、以来ことしの12月5日まで16例出されています。うち死亡が10例、全て中国からです。16例中12例が鳥との接触を認めています。人から人への感染の報告はまだないとのこと。人から人へ感染すれば、大変な脅威となると言われています。

つい最近の市報に、鳥インフルエンザに注意喚起ということが載っていました。市民の皆さんに、死んだ鳥などを見つけたら絶対さわらないでくれと。そして、市に通報してほしいと新庄市でも市民に注意を喚起するほど、今重大な状態になっております。

もし、この事件が起き殺処分となれば、住宅のそばのその場所に埋めることになると思います。住民の不安は当然のことです。場所は考え直すべきだと考えます。

最後に、請願採択すれば、市議会の総意として市長に報告されることになります。改めて市長に意見書を出す必要はないと、議会事務局長から私たち常任委員会で学ばせていただきました。請願が採択されれば、市長として住民の健康と環境を守り、企業活動も経営発展させる立場で話し合い、解決の道を選ばれるよう支援誘導しなければなりません。

住民が市に陳情署名を出した際に、その次の日であったかと聞いていますが、市長は会社に立地場所について考え直すよう提言してくれました。残念ながら1回だけだと聞いております。その結果、今日に至っております。粘り強く、市長として、この企業と住民がよく話し合い、納得のいく解決がとれるよう支援、誘導すべきではないでしょうか。

なお、私は悪臭対策では、環境課の話をもっと聞きたかったし、商工観光課からも意見を聞いていけば、より正確に理解をみんなが深めることができたなと感じております。

以上で賛成討論を終わります。ありがとうございました。

清水清秋議長 ほかに討論ありませんか。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。（「賛成討論」の声あり）はい、お願いします。

（4 番小関 淳議員登壇）

4 番（小関 淳議員） それでは、請願第9号の大規模鶏舎建設に反対する請願についての賛成討論をいたします。

私は、先日の産業厚生常任委員会においての大規模鶏舎建設に反対する請願の紹介議員として趣旨説明をし、内容などについての回答をさせていただきました。

市が誘致した企業の関連会社が大規模な鶏舎を本合海の上野地区に建設予定であること。そのことによって、地域で暮らす多くの住民の不安や小中学校、そして放課後に利用する児童センターが至近距離にあり、子供たちも不安を抱えているということを説明しました。

その住民の不安の中身は、鶏舎が、先ほども賛成討論の中にありましたように、その中身は臭気、鶏舎が稼働することで臭気、排水などの問題、鳥インフルエンザ発生の危険性があるということでございます。このまま施設が建設され、稼働することになれば、これらの不安を抱

えながら地区住民は日々の暮らしを続けることになります。

このような住民に対して、企業側からの住民説明は、9月14日の一度のみで、それも30分程度だったそうでございます。企業が順調に伸びていくためには、恐らく地域住民との融和を図りながら経営していくことが求められるはずでございます。それならば、十分な時間を持って丁寧な説明をすべきだったのではないのでしょうか。

説明したその企業は、工業団地にも進出しており、雇用も含めて市に貢献をしております。恐らく、今後も市にとって多くのメリットをもたらす可能性があると思います。それならば、なおさら施設建設の説明には、臭気について、排水について、鳥インフルエンザの危険性について、どのような設備や作業によって防止していくのか、そして住民不安を解消していくのか。それをしっかり説明すべきだったのではないのでしょうか。

経済という言葉は、経世済民というところから来ています。世の中をよく治め、人々を苦しみから救うという意味があるそうです。

委員会は、この請願を賛成多数で採択し、この案件についての審査は終了しました。暫時休憩の際、委員長に確認すると、「終了した」と言い、傍聴に来ていた地元の皆さんも協議会室を出ました。その後、意見書については賛成少数で提出しないと決まったわけだそうです。私は、そのことを聞いて、前代未聞のこととさっきのさっきまで思っておりましたが、道義的な問題を外すことはできないものの、プロセス的には問題ないということでした。

しかし、私たち議会は、市民とともに歩む議会、開かれた議会を目指して、市民にわかりやすい議会にしていこうと議員全員の約束事として平成24年12月に議会基本条例を制定いたしました。皆さんも御存じのとおり、条例とは、国

の法律の中には盛り込まれてはいないけれども、県や市町村が独自に法律の範囲内で規定をできるものでございます。ですから、その議会基本条例の中にある条文は、非常に強い効力を持つものでございます。その前文、前の文ですけれども、前文や第1条にも、「議会の活性化を図り、市民とともに歩む議会及び開かれた議会の実現を目指し、市民の持続的で安定して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目指す」とそのようにあります。また、第21条には、議員の政治倫理についても規定されております。

建設場所に近い住宅は1軒だけと主張する委員もいましたが、私はその1軒に住むその家族が安心して生活できるように努力して調整することが私たち議員の責務であると考えております。

このような理由から、私はこの大規模鶏舎建設に反対する請願は採択されるべきで、県などに意見書を提出することは当たり前の流れと考えます。

皆さん、この請願の持つ意味と議会基本条例の重さを十分に御考慮いただき、賛成くださいますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第9号大規模鶏舎建設に反対する請願書については反対討論がありましたので、電子表決システムにより採決を行います。

請願第9号については、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 それでは、締め切ります。

賛成 8 名、反対 9 名。賛成少数であります。

よって、請願第 9 号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第 18……

18 番(佐藤義一議員) 議長、動議。

清水清秋議長 佐藤義一君、動議の内容を。

18 番(佐藤義一議員) 先ほど、産業厚生常任委員会の審議について、小関議員から質問があった際に、常任委員会において

_____という発言がございました。答弁の中でも、そういう常任委員会を侮辱するような発言については訂正してもらいたいと言いましたけれども、なおこの期に及ぶまで同議員からの発言の訂正あるいは謝罪はございません。

よって、私は常任委員会の委員長として、先ほどの小関議員の

_____そのふさわしくない言葉を議事録から削除することを動議いたします。

清水清秋議長 ただいまの動議を許します。

ただいま佐藤義一君より、発言取り消しの動議が提出されました。

それでは、賛成者の同意を求めます。

(賛成者挙手)

清水清秋議長 賛成者がおりますので、所定の動議は成立いたします。

それでは、議長において、後ほど調査の上、措置することにいたします。よろしいでしょうか。(「はい。よろしくお取り計らいを」の声あり)

日程第 18 議案第 87 号平成 28
年度新庄市一般会計補正予算(第

4 号)

清水清秋議長 次に、日程第 18 議案第 87 号平成 28 年度新庄市一般会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 14 ページの 3 款民生費の 1 項 1 目で灯油購入助成費がありますが、これはどのような対象、また人数、金額、それはどういうことか。

それから、オール電化、しかし低所得という方もあり、現金支給がいいんじゃないかなと私は思うんですけども、そういったことについてどう考えているか、お願いします。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 灯油購入助成費 300 万円の内訳でございますけれども、1 世帯 3,000 円の 1,000 世帯で見込んでございます。

それから、今回の今のところの計画でございますけれども、あくまでも灯油券ということで考えてございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 前に、去年だったと思いますが、今までも灯油券で低所得世帯を中心にありました。今、オール電化という家もかなり出てきております。それでも低所得世帯のうちではもらえなかったのです。なぜかという、灯油券が使えなかったからなんです。

ということで、そういう家庭は年金の少ない家庭なんですけれども、私のうちにはもらえなかったと、オール電化なのでということで、残念で、でも不公平だと言っていたんです。それで、私もそれを聞いて、ああそうか、そうだったのか、申しわけなかったなということでなりました。

そうしたら、寒河江市でこのたび灯油券を現金で支給する、そういうオール電化で低所得の世帯があるということを見て、そのようにするというのを聞きました。それも参考にしながら、そういうオール電化で低所得世帯に該当する方にも、市からの温かい灯油助成券のような暖房のお金ということで配られれば喜ぶと思うのですけれども、寒河江市などの例を学ぶ気持ちはないかお聞きします。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 本市の場合、この事業が始まったのが平成25年度でございますけれども、時の灯油の高騰という事情がありまして、それについて始めたという経緯がございます。

したがって、今回もそういった流れの中で考えているところでございまして、あくまでも灯油券ということで進めたいと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今は、実は灯油について価格は比較的小さまっているとも言われております。一時期のああと思うような物すごい高い状況ではないとも聞いております。しかし、それでも年がら年中同じ大体月の支出しかない収入の低い方にとっては、冬になったら部屋を暖めるための暖房費というのが、灯油だけにか

かわらずオール電化であれば電気なわけで、それしかないような状況になっている。特に高齢者世帯などは危ないからといって、電気関係にして火事が起きにくくするということ、そういうことも考えているかもしれません。

そのように考えたときに、低所得世帯は、冬になればとにかく出費が、暖房費がかかるわけですから、そういう暖房費を少しでも応援するという立場で、公平に考える必要があると思うのですがどうでしょうか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 山形県内、速報で入ってきておりますが、現状としまして現金で支給するところもあれば、灯油券として支給するところもあるということで、新庄市としてはこれまでの流れに従って灯油券で支給するというところでございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

1 8 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

1 8 番（佐藤義一議員） 補正予算書の11ページ、2 款総務費の中に 7 目企画費がございます。ふるさと納税事業費 3 億円となつてございますが、ずっとふるさと納税について何回か一般質問あるいは予算委員会で発言させてもらって、ずっと私も興味持ってやっているんですけれども、ことし、この間の補正では 6 億円を見込んでいたという状況の中で、どのような返礼品、私は前に言ったことがあるんですけども、返礼品は新たに新庄に産業を興すことだよと。1 億円の返礼品があれば 1 億円の産業が生まれたんだという考え方をすれば大変すばらしい考え方だと私は思って自画自賛したんですけども、今回 3 億円ということで、それでどのような返礼品が好まれているのかお尋ねしようと思って小

野課長に打診をしたんですけれども、けさ山形新聞を見ましたら載っていました。新庄産米、それから山形牛、それからさくらんぼ地鶏ということですが、それはわかりましたけれども、それらの金額について、課長、把握していらっしゃれば教えていただけますか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 最初に、はえぬきでございますけれども、寄附額で現状でございますけれども、2億4,000万円ほどとなっております。山形牛につきましては、ほぼ1億円というところでございます。さくらんぼ鶏につきましては、大体700万円ぐらいというところでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 今回は想定外で、新米の時期にかなり寄附があつて、米を集める、あるいは肉を集めるのに大変苦慮されたというふうに漏れ伺っておりますけれども、米を選ばれる方については、やっぱり新庄の安心・安全な米ということなのですから、米の選別ですね。要するに、さっき再生協議会等の話も出ていましたけれども、いわゆる生産調整をやっておられない集荷業者、いわゆる米販売店。ここからの選択肢は、私はないのではないかと思いますけれども、いわゆる生産調整をやって、それで良質な米を集荷販売している米を使うべきだと私は思うのですけれども、それらは全てそういう生産調整をやっているJAあるいはそういった業者からの米を使つてらっしゃいますでしょうか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 正規な販売ルートを持っている業者ということで、JAでありますとか米穀店等を使っているというところでござい

ます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 大変、語尾が苦しうだなというのは私も理解するんですけれども、やっぱり正直者がばかを見る世の中であつてはいけないと。例えば、去年、飼料米3,000俵。いわゆる生産調整をやっていない集荷業者はこの割り当てをクリアしていないわけです。それをどこでクリアして、形の上で、JA新庄市ですね、あるいはJA新庄もがみですね。農協関係がそういった3,000俵の飼料米について、来年度からのさっき請願にもありましたけれども、平成30年度以降についても新庄市農業再生協議会について国からの助成を行うように請願がありました。それで、我々はそれを、生産調整をやっていこうと、それで需給バランスを考えていこうとやっているわけです。そういうところから、やっぱり米を調達してあげないと、特に今回は喜ばしいことなのですから、かなり米の集荷について努力なさったと聞いています。ですから、来年度以降も当然そうなのですが、牛肉もそうなのですが、その分予測を持って、例えばストックする米を持っていないわけですから、誰も。次の年まで在庫するような米を持ちたくない、誰でもそうなのですが。そういったところで、そういったいわゆる生産調整を達成している集荷業者、米屋から調達を全面的にやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 ふるさと納税の返礼品選定等につきましては、なるべく市民、あるいは市内の業者からお願いしているというところがございますけれども、組織としてふるさと納税の推進会議の中で設定しているところがござい

ながら推進していきたいと考えております。
（「わかりました。終わります。農林課長が挙
手しています」の声あり）

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 ただいま生産調整の件、お話
がありましたので、一言お話しさせていただき
たいと思います。

平成28年度の新庄市農業再生協議会の取り組
みとして、ＪＡ新庄市、ＪＡ新庄もがみだけで
はなくて、米穀集荷団体、この方々もやはり生
産調整方針作成者という形で入っていただいて、
オール新庄という形で深掘り、そして深々掘り
も含めて、１つの配分率でもって取り組みをさ
せていただきました。その結果、新庄市は、い
わゆる本対策分の生産数量目標については達成
できたということで、今までにない実績を上げ
させていただきました。この取り組みにつきま
しても、いろいろ米集荷関係の方々も加工米に
取り組んでいただいて、かなりの御協力をいた
だいたものと評価しておりますし、そのような
形で我々も一枚岩でこのふるさと納税について
も取り組んでいきたいと思いますので、御理解
のほどよろしくをお願いします。（「わかりまし
た」の声あり）

清水清秋議長 ほかにありませんか。

１６番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

１６番（石川正志議員） 補正予算書16ページ、
３款３項２目扶助費、今回生活扶助費等という
ことで4,200万円を超える補正となっております。
中身については、医療費への扶助の増である
という説明をこの前受けましたけれども、も
う一回内容の確認をしたいのでお願いします。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐
藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤
信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 生活保護
事業の生活扶助費ということですのでよろしいですね。

今回、4,200万円ほどの増額補正ということ
でございますけれども、幾つか生活保護の中に
は扶助費の類型といいますか種類がございます。
それで、全般的に見ますと、この間生活保護を
受給されるようになった世帯、人数がふえてい
るという事情もございます。12月補正の見積も
りをする際に比較対照するのが大体10月ごろと
いうようなことで考えますと、昨年の10月とこ
としの10月で比べますと、昨年が222世帯の298
人、それからことしが241世帯の320人というこ
とで、19世帯22人ふえているということでござ
います。これがそのままほぼ比例するような格
好でふえているというふうに考えていただきた
いと思います。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたしま
す。

午後１時５９分 休憩

午後２時０９分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

１６番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

１６番（石川正志議員） 一般論になりますが、
生活保護に係る扶助費というところで、高齢化
を背景に全国的にもどんどん伸びていく部分で
あるということで、新庄市も例外ではないと捉
えます。

それで今、生活保護まで至らないようなところ
で、どうやってそこでブレーキをかけるんだ
というように執行部も汗をかいていると承知し
ておりますけれども、例えばやむを得ず生活保
護の申請をする場合、これはないと思うのです
が、市会議員が申請者とともに訪れて、いわば
口ききなんてことは新庄市においてはありませ
んよね、課長。確認します。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 口ききと
いうことですか。ということはないと考えて
おりますが、はい。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) 先ほども議会基本条例
というものが話題になりましたが、その中で
我々議員は特定の方々にだけ、だから口きき
という部分を禁止しているんです。条文を見れば
わかりますが。例えば、本当に困っている方が
適正な審査の結果、生活保護、扶助を受けると
いうのはしかるべきではありますが、例えば申
請者と一緒に議員が同行して職員と色々なお
話をする際、申請の手続でリードするというこ
とは、私は適正な手続にならないのではないかと。
今、課長は非常に歯切れの悪いお答えだっ
たかと思いますが、例えば、これは最後の質問
になりますが、申請者とともに議員が担当原課
に同時に伺って、同じ話を一緒にするという機
会はこれまでにありましたか。(「もう一度確認
していいですか、質問の趣旨を」の声あり)

清水清秋議長 石川正志君、今の質問、再度お聞
かせいただきたいということです。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) わかりやすく言うと、
先ほど課長の答弁では、口ききまでは至らない
という答弁を頂戴しましたが、申請者とともに
議員が原課に訪れ申請の段階でお手伝いをした
経緯はありますかとお尋ねしました。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐
藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤
信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 申請に至
る至らないという、至るケースと至らないケー
スがございますけれども、議員の方が一緒にお
見えになるというケースはございます。ただ、
私どもでもいろんな場面で保護が必要な方々を
探したいといひますか、発見したいと考えてお
るところがございますして、いろいろなルートが
あるかと思ひますけれども、そういうことで、
もし万一そういう方で申請に至って、その審査
の結果生活保護を受給することになったという
ことがあれば、これは適正な基準に基づいて判
定していることでございますので、本来の救う
べき方々を救うことができたという判断にはな
らうかと思ひます。以上です。(「終わります」
の声あり)

清水清秋議長 ほかにありませんか。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) 23ページの10款5項3
目の公民館費の件ですけれども、これは財政課
長からも社会教育課長からも内容はお伺いはし
てあったのですが、私は萩野地区公民館の運営
審議委員にもなっている関係上、具体的に納得
のいく正誤を捉えたいと思ひます。

実はきのう公民館の館長のところに行ってい
きましたけれども、毎日のように苦情をもらっ
ているという話でした。それで、この浄化槽に
関しては9月の話で、9月20日に漏れが見つ
かって、21日から使用禁止という措置をとった
ということで、非常に長い期間使用できなくな
っているわけですね。幸い3階にJA新庄もが
みのトイレがありましたので、そこを今は使わ
せていただいているという状況はおわかりの
ことと思ひますけれども、財政課長の説明を
聞いて、社会教育課にその資金がないのだと
私は聞いたのですけれども、それで本会議を
待つしかないという答えを私は聞いているん
ですが、片や社会教育課長の話では浄化槽の
申請をするのに2

カ月もかかるときのう聞いたんですけれども、そんな状況で手をつけられないという今のところ執行部側の両者の回答になっています。

それで、9月から、これからきょう通ったとしても、まだかかるわけだよ、これから工事をするのですから。もう半年以上もトイレを使用できなくなるような状況にあるわけです。やはり使用者側からいえば、こんな不便なことをいつまでもやっているなんていうのはどうも納得いかないというようになると思うのですよね。ですから、私がお聞きしたいのは、何か方法がなかったかどうかと財政課長にお伺いしたい。金がない。原課になくとも財政調整基金もあるし、いろんな積立金もあるし、それを取り崩して一時的にそれを流用してまた戻すというような方法もとれたはずなのです。まして、11月17日ですか、臨時議会もあったので、そこにだっで出せたはずなんですよ。何できょうまで引き延ばししなければだめだったのか。内容的な詳細わかりませんので、ここでお聞かせいただきたい。私も委員の関係上で、必ず私は責められますから。何をやっているのだと、間違いなく苦情が来ます。館長の次は私に来ますから、そんなことで教えていただきたい。できない理由です。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 議員おっしゃるとおり9月21日から利用者の方にはトイレが使用できないということで大変御迷惑をおかけしております。

それで、J A新庄もがみにお願いしまして3階のトイレを使わせていただけることになったことや事業費自体が大きかったこともあり、12月補正での対応とさせていただきましたが、やはり議員おっしゃるとおりトイレというのは施設にとって大変重要な基幹となる施設でございますので、利用される方への配慮というものが

足りなかったところがあるかと思います。

今後につきましては、命にかかわるもの、またその施設にとって基幹となるものにつきましては、財政サイドに相談しながら極力速やかな対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) もう少し執行部側の皆さんは市民の立場に立って物事を捉えてもらいたい。不便をするのは市民ですよ。皆さんはサービス機関の人間でしょう、職員は全員。相手の立場になって物事を考えたことがあるのですか。大体、申請が2カ月もかかると、緊急を要するものに何でそんなに、誰が交渉したんですか。そんなことでなくて、もっと早くできるはずだ、申請に関しては。

あと、金は新庄市で全くないですか、使えるやつ。あるでしょうが。何でそれを流用して早く解決できないんですか。考えられない。基金も積み金も何にもないと、入ってくるのを待つしかないんだというのだったら私も納得しますけれども、あるのではないですか、使えるやつが。何でやってくれないのですか。状況を行って見てきてください、どんなことになっているか。応急措置だってできるでしょう、そんな技術的なこと、何も漏れをとめるなんて今簡単ですよ。コーキングでやればできるのですから。私は建設業者じゃないけれども、余り深くわからないけれども、あるんです、いい材料が、今は。一時的にはそれでとめるという方法だっでできたはずなんです。

余計な金をかけたくないというのはわかりますけれども、でもこれだけは待ったなしでしょう、毎日使うんだから。利用者はかなり多いのですよ、あそこの公民館。ほとんどあきなく毎日使っています、みんな。そういう状況だから、さっぱり何か親切みがない、市民に対する。

あなた任せだもん。努力してそれを早くしまし
ょうなんてこと、みじんも見られない。あらゆ
るところにこういう状況が出てきたとすれば、
これは大変なことですよ。どうですか、市長。
どう考えますか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 議員おっしゃるとおり、
もう少し速やかな対応が必要であったかと思
います。先ほども申し上げましたが、基幹となる
設備でございますので、今後につきましては財
政課と連絡、連携を密にしながら対応してまい
りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 財政課長、答弁ないの
ですか。金の出し方を会計課と話し合って融通
するということはできるでしょう、あなたは。
何でそれをやってくれないの。自分では動かす
金がなくなつて、会計課にあるよ、金。ねえ、
できたのでしょうか。本当はできる、もうこれ以
上できないというのだったら納得しますけれ
ども、私はできると見ていてるからそのよ
うに申し上げているんです。どうですか。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 予算の張りつけということで
の御質問ですが、基本的には予算の科目
にない緊急な事故に対応としては予備費を使い
ながら実施するということがございます。そう
いう前提で話を仕切った時期もございますが、
お話のようにさまざまな設計等並びにいろん
な着工時期の問題もございまして、今回の12月補
正に至ったというところでございます。

ただ、やはり御指摘のように早目に財政措置
をすべきだったという部分の判断もあるのでは
ないかと思っておりますので、今後の一つの反省材料

としてお聞きしたいと思います。よろしくお願
いします。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） それでは、12ページ、
2款1項7目地域おこし協力隊起業支援補助金
及びその下の項目になります2款1項11目市民
生活対策費町内防犯灯LED化事業費補助金、
また17ページ、6款1項3目担い手総合支援対
策事業費についてお伺いします。

まず、1番目に地域おこし協力隊起業支援補
助金なのですが、これは新規になってお
りますので、こういった活動をするのか詳しく
説明をお伺いいたします。

また、11目においてLED化事業補助金なの
ですが、連続してこれはついております。
何件ぐらいついて、まだこれからあとのくら
い伸びるのかも伺いいたします。

さらに、17ページ、担い手総合支援対策事業
費なのですが、これも新規についていま
すので詳しい事業説明をよろしくお願いいたします
します。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 地域おこし協力隊起業支
援補助金につきましては、今回3月で起業した
いという方が1名ございます。これにつきましては100万円を上限としまして特別交付税措置
がございします。本人が地元で起業したいとい
うところでの支援という形になります。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 LEDについての御回答を差
し上げます。

現在、11月末現在で今年度813灯設置をして
おります。合わせまして1,249灯になってござ
います。全体が3,861灯でございますので、進捗

率としては32%。今後、この12月補正で147灯ぐらいを予定しております。合計で1,396灯になる予定でございますので、今年度末には36.16%の進捗になります。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 担い手確保・経営強化支援事業につきましては、従来の経営体育成支援事業というものがあまして、融資主体型で3分の1の補助事業で機械や施設を導入するというものがあまして、これがT P P関連対策ということでパワーアップしまして、補助率が2分の1ということで、ことしの1月ぐらいから急に補正で出てきたもので、当初3月で募集を取りまとめたところ、やはり優先順位から落ちた経過がございます。それで、この内容につきまして、人・農地プランに位置づけられた中心経営体であること、あと認定農業者、認定新規就農者である、あるいは集落営農組織である、また農地中間管理機構から賃借権で農地を借りているという、さまざまな条件がございますが、必達目標としまして売上高の拡大ということで10%以上売り上げを伸ばすこと、それから経営コストの縮減ということで経営コストを1割以上下げると。これが、2つのうち1つは必ず必達目標であるということ。

それから、選択目標として幾つかありまして、経営面積の拡大ですとか、農産物の付加価値をつける、あるいは農業経営の法人化とか雇用を生み出すとかいろんな条件がございます、点数化した結果、今回2事業主体が採択の内示を受けたということで、今回補正させていただいたところでございます。

1経営体につきましては、稲作を中心とした機械、田植え機とか遠赤外線乾燥機であったり、もう1経営体は露地野菜等を中心とした機械ということで、トラクターや関連するアタッチメントの事業申請をしているところでございます。

この事業につきましては、補助率としまして、先ほど申したように2分の1で、個人の場合は1,500万円を限度、法人については3,000万円を限度という事業で、今回2事業主体について補正をお願いしたところでございます。以上です。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。地域おこし隊の方がお一人新庄に残って、そして起業するということは、非常に新庄の人口がお一人ふえたことになりますので、またこの地域おこし協力隊の方々の活動をさらに伸ばしていくようなことをもっていただきたいと思いますので、ぜひともこういう協力は、国の補助もありますけれども、もっともっていただきたいと思います。

また、2番目、LED化なのですが、多分またこれから来年度あたりもまたふえてくると思います。また、今課長がおっしゃったように全体として36%、まだまだ100%に至らないと思うのですが、次々まだ町内の方から起こってまだ申請が多分来ると思いますので、次々対応していくような対応をとっていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 ことしはうまく雪がなくて非常に工事が進んでいるわけですが、冬期間の工事はいろんな障害も伴いますので、ゼロとは言いませんが、今申請を待っている方もいらっしゃると思います。来年度の希望もとらせてもらっておりまして、来年度今のところ700灯ぐらいの希望がございます。私の計算では、来年は50%を超えるものと思っております。昨年の今ごろですと10%に満たないパーセントでしたので、町内に負担をしていただいているわけですが、進捗としては非常に早いものと考えており

ます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） ぜひとも頑張っていた
だいて、しっかりと対応をお願いいたしたいと
思います。

また、最後、担い手総合支援対策事業費なの
ですけれども、2事業主体ということなのです
けれども、2事業主体のほかにもっとたくさん
いらっしゃるのではと思うのですけれども、そ
ういった対応を次々またやっていただいて、新
しい事業をしていただいて、農家の方に頑張っ
ていただきたいのですけれども、そういうこと
がありましたらぜひ課のほうでも一緒に支援し
ていくことは大事だと思いますので、その辺い
かがでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この事業につきましては、か
なりの事業主体から要望がございまして、ただ
しポイント化しまして点数が高いところから採
択していくという流れがございまして。そんなこ
とで、ポイントの低い農家については、こうい
ったことをしたらもう少しポイントが上がるの
ではないかというアドバイスを加えながら、で
きるだけ採択に持っていきたいと思いますので、
御理解のほどよろしくお願いいたします。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ
て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第87号平成28年度新庄市一般会計補正予
算（第4号）は、原案のとおり決することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第19議案第88号平成28 年度新庄市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第3号）

清水清秋議長 日程第19議案第88号平成28年度新
庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3
号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わってお
りますので、直ちに質疑に入ります。質疑あり
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第88号平成28年度新庄市国民健康保険事
業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとお
り決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第20議案第89号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

清水清秋議長 日程第20議案第89号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第89号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第21議案第90号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

清水清秋議長 日程第21議案第90号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第90号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第22議案第91号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

清水清秋議長 日程第22議案第91号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第91号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第23議案第92号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第23議案第92号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第92号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第24議案第93号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

清水清秋議長 日程第24議案第93号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第93号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議会案第6号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

清水清秋議長 日程第25議会案第6号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

（森 儀一議会運営委員長登壇）

森 儀一議会運営委員長 御苦労さまです。

それでは、私から議会案第6号について御説明申し上げます。議会案を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

議会案第6号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成28年12月22日。新庄市議会議長清水清秋殿。提出者は新庄市議会議会運営委員会委員長森 儀一であります。

別紙をお開きください。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書。

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割はますます重要となっている。

このような状況の中、地方議員はこれまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監

視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における市民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては都市部だけでなく地方においても専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果を見ると投票率が低下傾向にあるとともに、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層から政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先であります、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、財務大臣宛て、総務大臣宛て、厚生労働大臣宛て、内閣官房長官宛てでございます。

以上、よろしく審議の上可決くださいますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第6号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第6号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第6号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時58分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

清水清秋議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

（森 儀一議会運営委員長登壇）

森 儀一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後2時45分から、議員協議会室において、議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議案第94号新庄市職員の育児休

業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、議案第95号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第5号）及び議会案第7号平成30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる地域農業再生協議会の機能発揮を求める意見書の提出についてを本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案1件、補正予算1件、議会案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件、補正予算1件、議会案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時02分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第26議案第94号新庄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

清水清秋議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第26議案第94号新庄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定に

ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第94号新庄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が12月2日に公布され、平成29年1月1日に改正法が施行されることから、本市条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります、新庄市職員の育児休業等に関する条例について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するように改めます。

また、新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、職員が家族等を介護する際の時間外勤務を制限すること。また、介護休業の取得は6月を超えない範囲で3回まで分割取得できるように改正し、さらに1日につき2時間を超えない範囲で介護のための部分休業が取得できる条項を新しく設けます。育児、介護に当たる職員の環境整備をさらに進めるための改正であります、国の改正法が施行される時期に鑑み御提案申し上げるものであります。

以上、御審議いただき御可決くださるようよろしくお願いいたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第94号新庄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) ただいま説明を受けましたが、育児休業についてですが、対象の子供の拡大について詳しくもう一度お願いします。

また、市職員の3分の1近くを占める嘱託職員や臨時職員は使えるのか。また、指定管理を行っているところの職員にも使えるようにさせていただきたいと思いますが、そういった配慮はどのように行うのか、お願いいたします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 このたび育児休業の対象となる子の範囲の拡大につきましては、従来法律の中でも法的にその親子関係にある子供に対しての育児休業のみが認められておりました。いわゆる実の親子関係、養子縁組関係、このようになりますが、このたびの法改正によりまして、養子縁組を望みながら裁判所にその申し立てをしている、またその中でも法律的に親子関係がまだ成立していない段階でもとれるという法律改正が行われております。これが法律の中で行われていることで、このたび我々がその条例のほうに上げられておりますのは、法的に認められた拡大部分に準じるものとして条例で定めなさいということといたしまして、実は養子縁組を望みながらも、その子の実の親、親権を行う方から反対を受けて養子縁組になかなか至らないと、そういった状態のままその子の養育を行っている方がいらっしゃるということで、そういう方まで育児休業の範囲を拡大するというものがこのたびの条例改正でございます。

それから、嘱託職員についても、期間は相当違いますけれども、実際育児休業を取得することが可能なことになってございます。

それから、指定管理者への御配慮ということですが、指定管理者の従業員の人事管

理につきましては指定管理者の範疇でございます
して、市のほうでこれをその条例等で定めると
いうことではなくて、もともと民間労働法制と
いうことで、ただいま申しあげました家族介護
を行う労働者の福祉に関する法律、こういった
ところに準拠して対応されるものだと思ってお
ります。以上でございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第94号新庄市職員の育児休業等に関する
条例等の一部を改正する条例の設定については、
原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第27議案第95号平成28 年度新庄市一般会計補正予算（第 5号）

清水清秋議長 次に、日程第27議案第95号平成28
年度新庄市一般会計補正予算（第5号）を議題
といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第95号平成28年度
新庄市一般会計補正予算について御説明申し上
げます。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ
1,439万6,000円を追加し、補正後の予算総額を
175億162万1,000円とするものであります。

補正内容については、国の地方創生推進交付
金の内示を受け補正するものでございます。

歳入では、14款国庫支出金に地方創生推進交
付金を計上し、19款繰越金に一般財源の補正を
行っております。

歳出では、6款農林水産事業費に予算計上し
ておりました地方創生関連事業の財源振りかえ
を行っております。

7款1項3目観光費では、インバウンド誘客
推進を図るための事業費を新規に盛り込んだほ
か、10款5項8目ふるさと歴史センター費では、
PR映像等の上映設備整備に係る経費を計上し
ております。

私からの説明は以上ですが、詳細につきまし
ては財政課長から説明させますので、御審議の
上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

（小野 享財政課長登壇）

小野 享財政課長 それでは、議案第95号平成28
年度新庄市一般会計補正予算（第5号）につい
て御説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、先ほど
市長も御説明したとおり、このほど内示がござ
いました地方創生交付金に係る事業の補正でござ
いまして、本日別資料として交付金の採択状
況に関します1枚物の資料もお配りしてござ
いますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、補正予算書の1ページをお開きくださ
い。

議案第95号平成28年度新庄市一般会計補正予

算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,439万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を175億162万1,000円とするものでございます。

ここで別の資料をごらんいただきたいと思います。

このたびの地方創生推進交付金につきましては、ごらんのとおりの事業が採択されております。①から③まで、①については3事業をまとめて記載しておりますが、これらの合計につきまして、事業費の欄の一番下段に1,554万6,000円ございます。これが事業申請ベースの事業費の額となります。

それで、このたびの交付金につきましては、2分の1の補助率でございますので、内示額777万3,000円、隣に記載してございます。

ここで、予算書5ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございます。

歳入につきましては、ただいま御説明したとおり14款2項1目総務費国庫補助金につきまして、地方創生推進交付金777万3,000円を計上しております。19款の繰越金にこの事業実施に向けまして一般財源として662万3,000円を増額補正しているところでございますが、ごらんのとおり交付金との差額115万円ほどございます。これが当初予算に計上済みの事業費分ということになります。

ここで、もう一度別資料にお戻りいただきたいと思います。今御説明申し上げました当初予算に計上しておりました事業というのがこの②と③の6次産業化推進事業及び物産振興事業ということになります。合わせて115万円、事業費ベースでは115万円ということになります。

そして、①スマートドール以下3つの事業がございますが、これらに関しましては新規採択事業でございますので、予算書にそのまま計上させていただいております。

ということで、予算書6ページをお開きいた

だきたいと思います。

歳出でございますが、6款農林水産業費、関連で1款農業振興費でございますが、ただいま御説明申し上げました当初予算計上済みの事業115万円のうち半額の57万5,000円につきまして、国庫補助をいただいたということもございまして、財源調整を行っております。

それから、新規分として7款1項1目観光振興対策事業費に観光PR用スマートドール製作業務委託料400万円ございますが、これにつきましては本市企業が金型を製造しておりますスマートドールを活用しまして観光PRなどの情報発信を行うものでございまして、続く外国人観光客動向等調査業務委託料200万円につきましては、8月に地方創生加速化交付金で採択されております地域ブランディングのための情報発信事業がございますが、これを受けましてその後の外国人観光客動向等を調査分析いたしまして、今後の事業推進を図りたいと考えているものでございます。

また、観光案内体制整備事業といたしまして、10款5項8目ふるさと歴史センター費におきまして備品購入費804万6,000円を計上しておりますが、これにつきましては本市のPR映像等の上映に係ります設備の整備充実を図るものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第95号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第5号）については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員会への付託を省略することに

決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 6 ページの 7 款商工費 7 項商工費 3 目観光費のスマートドールというものはどういうものなのかということと、どこに委託するのかということをお願いします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 まず、スマートドールというものですが、日本語の解説の中では、このスマートドールというのは非常に関節の多い小ぶりの人形だとまず思っていて、関節が非常に柔軟でポーズがつけやすい多関節可動型日本産ファッションドールと、最後にまた英語がついてしまうのですが、そういう人形でございます。

それで、実はこのスマートドールというものは 2007 年にデビューしたのですが、2013 年に日本観光庁の公式マスコットキャラクターに就任しておりまして、翌 2014 年にはマレーシアの観光庁のマスコットキャラクターに就任しているということで、大変海外で評判になっているものでございます。

私どもが国に申請する段階で資料をいろいろ集めた中では、当時ですけれども、購入層の 95% が外国人であると。東京にあるアンテナショップでは非常に外国人の方が訪れているということでした。

それで、財政課長からも説明がありましたが、実はこのスマートドールの一番重要となる多関節のボディ、こちらをつくっているのが新庄市の中核工業団地に立地している企業だということでございまして、今回国から採択いただいたんですが、私どもとしては外国人に非常に PR 性があり、先ほどふるさと納税でもお話がありましたけれども、地域の産品、またすぐれたもの

のづくり企業がアピールできる、そしてこのスマートドールを使って新庄市の四季のさまざまな風景を映して海外にアピールすることで観光ツールのブラッシュアップにもなるという 3 つの観点から申請させていただいたところでございます。

委託先につきましては、これから採択いただきましてから順次詰めてまいりたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） よく経験もない、よくわからないイメージがあったんですが、小さくてよく動くようになるような人形だということで、新庄市の観光キャラクターにすることですか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 このスマートドールにつきましては、イメージといたしましては、新庄市の観光資源とこのスマートドールを組み合わせさせてさまざまな媒体に映し出したり、四季の素材をアピールするというものです。

例えば、今考えているのでは、このスマートドールに新庄市オリジナルの新庄まつりのはっぴを着せて新庄まつりと一緒に映すとか、大変人気のあるそばガールズの衣装も組み合わせるとか、海外で人気のあるひな人形、そんな形で、新庄市の観光資源と一緒に活用することで、大変海外から注目のあるスマートドール、これと組み合わせることで、海外から新庄市の観光資源に注目していただくという事業でございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

1 7 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

1 7 番（小嶋富弥議員） ユネスコ無形文化遺産登録を契機にいろんな情報発信なってくるということは、非常に喜ばしいことだと思います。

それで、ふるさと歴史センター管理事業費の約800万円、映像と伺いましたけれども、今やっているものは老朽化しており、観光客に対するあんばいが悪いということで変えたということで、今の映像よりもっとリニューアルなるかどうかお聞きしたいと思います。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 液晶マルチディスプレイというもので、かなり映像はきれいになります。大きさは横が5.7メートル、縦が3.24メートルということでかなり大きいもので、9つのディスプレイに分割されて、それぞれ映し出すこともできますし、大画面として大きくすることもできます。また、DVDを映すだけではなくて、パソコンにも接続できますので、いろいろな使い方ができるということです。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) これは毎年画面をリニューアルするのでしょうか、毎年。今までは何年も同じものをだあとと流していたのだけれども、今度はもっともっと、ユネスコ登録によってお客さんも来るということになれば、毎年山車も新しくなるわけだから、そういったもののソフトといいますか、そういったものも含めた機械なののでしょうか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 こちらのほうにはソフト部分は含まれておりませんので、別に制作していくことになると思います。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) では、ソフトは別に毎年自前でというような、その都度ふるさと歴史センターで企画なりやってすると。とにかく映像の機械が800万円ぐらいですよということで、

さらなるバージョンアップということを期待していいのですか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 議員おっしゃるとおりでございます。(「はい、わかりました」の声あり)

清水清秋議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第95号平成28年度新庄市一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第28議案第7号平成30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる地域農業再生協議会の機能発揮を求める意見書の提出について

清水清秋議長 次に、日程第28議案第7号平成30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる地域農業再生協議会の機能発揮を求め

る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤義一君。

(佐藤義一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤義一産業厚生常任委員長 それでは、議会議案第7号について申し上げます。

平成30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる地域農業再生協議会の機能発揮を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。平成28年12月22日。新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市産業厚生常任委員会委員長佐藤義一。

別紙をおめくりください。

平成30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる地域農業再生協議会の機能発揮を求める意見書。

平成25年12月に政府が決定した農林水産業地域の活力創造プランにおいて、平成30年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見直し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者団体が中心となって需要に応じた生産に取り組むとの方向性が示された。

しかし、具体的な仕組みや必要な関連施策等が明らかにされておらず、平成30年以降の絵姿が見えないといった声や、生産調整が不要となるといった誤解があり、生産現場では不安と動揺が広がっています。

米の需給と価格の安定は生産者、消費者双方にとって重要であり、平成30年度以降においても行政の積極的な関与と指導のもと、全ての産地、生産者が全国的な需給調整に取り組むための対策を講じられるように強く要望する。

記

1、地域農業再生協議会が求められる機能を引き続き発揮していくため、十分な予算、要員等を確保できるよう配慮すること。

2、米の需給調整については、一部の地域や

生産者、団体のみではなく、関係者全ての参画によるオール日本で取り組むための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、財務大臣宛て、外務大臣宛て、農林水産大臣宛て、内閣官房長官宛て、経済再生担当大臣宛て。

以上でございます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会議案第7号平成30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる地域農業再生協議会の機能発揮を求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第7号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会議案第7号平成30年産を目途とする生産数量目標配分の見直しにかかる地域農業再生協議会の機能発揮を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第7号は原案のとおり可決されました。

閉 会

清水清秋議長 ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 本年最後の12月議会、長期間、また慎重審議いただきましてまことにありがとうございました。

本年春から、熊本震災、あるいは全国で、島根での地震さらには台風被害などという全国的な災害が及ぼす中、山形県、特にまた新庄では余り大きな災害がなかったこと大変うれしく思っているところでもあります。

その間、この庁舎の耐震化を進めまして、今回の議会、12月若干1週間ほど遅い開会となりましたが、さまざまな観点から御議論いただいたことを心から感謝申し上げたいと思います。

そして、最後に一番何といっても私たちにプレゼントいただいたのは、ユネスコ無形文化遺産登録ということが何といってもことし1年のヒットではないかなと思っております。

それに、さらには県立新庄病院の移転改築という英断を知事にいただきまして、地域住民の安心・安全を得られたことも大変うれしく、ことし1年大変安定した、安寧した生活、行政ではなかったのではと思っております。

来年はとり年ということで、いろんな意味がございますけれども、とり年で大きく新庄市がさらに羽ばたくいい年になるのではないかと思っております。

12月議会の新庄市議会議員に、本当に改めて

感謝申し上げ、議員の皆様の新しいよいお年を迎えられますよう、さらには市民の皆様の御健勝、御多幸を祈念しまして、御礼の挨拶とさせていただきます。

12月議会、まことにありがとうございました。
清水清秋議長 以上をもちまして、平成28年12月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時32分 閉会

新庄市議会議員 清 水 清 秋

会議録署名議員 叶 内 恵 子

〃 〃 佐 藤 義 一